

# 自己評価書

平成20年12月

人文学部

人文社会科学研究科

## 目 次

I	人文学部の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
A	教育 一人文学部ー	
	基準1 教育の目的	3
	基準2 教育の実施体制	6
	基準3 教員及び教育支援体制	10
	基準4 学生の受入れ	15
	基準5 教育内容及び方法	19
	基準6 教育の成果	24
	基準7 学生支援等	34
	基準8 教育の質の向上及び改善のためのシステム	44
B	教育 一人文社会科学研究科ー	
	基準1 教育の目的	54
	基準2 教育の実施体制	56
	基準3 教員及び教育支援体制	59
	基準4 学生の受入れ	63
	基準5 教育内容及び方法	68
	基準6 教育の成果	79
	基準7 学生支援等	84
	基準8 教育の質の向上及び改善のためのシステム	87
C	研究 一人文学部・人文社会科学研究科ー	
	基準1 研究の目的	91
	基準2 研究の実施体制	93
	基準3 研究活動の状況と成果	96
	基準4 研究の質の向上及び改善のためのシステム	101
D	社会連携 一人文学部・人文社会科学研究科ー	
	基準1 教育サービス面における社会連携活動の目的	102
	基準2 教育サービス面における社会連携活動の状況と成果	104
	基準3 研究サービス面における社会連携活動の目的	109
	基準4 研究サービス面における社会連携活動の状況と成果	111
E	国際交流 一人文学部・人文社会科学研究科ー	
	基準1 国際交流活動の目的	114
	基準2 教育面における国際交流活動の状況と成果	115
	基準3 研究面における国際交流活動の状況と成果	119
F	組織 一人文学部・人文社会科学研究科ー	
	基準1 施設・設備	120
	基準2 財務	123
	基準3 管理運営	131

## I 人文学部の現況及び特徴

### 1 現況

- (1) 学部名 人文学部
- (2) 静岡県静岡市
- (3) 学科等の構成

#### 【学科】

##### 社会学科

(履修コース：人間学、社会学、心理学、文化人類学、歴史文化)

##### 言語文化学科

(履修コース：日本・アジア言語文化、欧米言語文化、比較言語文化)

##### 法学科

(講座：国際関係法、公共生活法、企業関係法、社会生活法、法政理論)

##### 経済学科

(履修コース：理論と情報、経済と政策、企業と経済)

#### 【関連施設】 地域社会文化研究ネットワークセンター (学部)

経済研究センター (経済学科)

静岡大学こころの相談室 (全学)

- (4) 学生数及び教員数 (平成 19 年 5 月 1 日現在)

#### ① 学生数：総数 2,271 人(341)

社会学科 348

言語文化学科 352

法学科 597(152)

経済学科 974(189)

\* ( ) 内は夜間主コース学生数

#### ② 専任教員数：総数 109 人

社会学科 23(+4)人

言語文化学科 29 人

法学科 13(+7)人

経済学科 33 人

\* ( ) は大学院人文社会科学研究科又は法科大学院の併任教員

### 2 特徴

本学部は、戦後学制改革により発足した静岡大学文理学部の改組により、昭和 40 年に設置された。設置時においては、人文学科と法経学科の 2 学科編成であったが、昭和 53 年に法経学科が法学科

と経済学科に改組となり、昭和 57 年には社会学科が新設された。その後、平成 4 年に人文学科が言語文化学科に改組され、それ以来現在まで、人文学部は、社会学科、言語文化学科、法学科、経済学科の 4 学科編成となっている。また、平成 7 年、静岡大学法経短期大学の廃止に伴い、法学科及び経済学科に夜間主コースが設けられ、今日に至る。

現在の本学部は、人文・社会科学の各学問分野をほぼ網羅する総勢 100 人余りの教員スタッフと学生約 2300 人を擁する、国立大学のなかで最大規模の人文・社会科学系総合学部であり、教育面においては、各学問分野の専門的知識と学際的総合的知力を身につけた、教養豊かな社会人・職業人の育成に努めてきた。また研究面においては、人文・社会科学の各分野における創造的研究の発展に努め、学術的および社会的な貢献をはたしてきた。

本学部の特徴は次のとおりである。

- ① 国立大学のなかでは最大規模の、静岡大学のなかでは唯一の人文・社会科学系総合学部である。
- ② 社会学科・言語文化学科・法学科・経済学科の 4 学科編成の教育体制により、各分野の専門的知識が修得できるとともに総合的知力を身につけることができる教育課程・カリキュラム編成を整備している。
- ③ 4 年間一貫の少人数教育 (新入生セミナー→基礎演習→専門演習→卒業論文指導) により、課題探求能力、論理的思考力、プレゼンテーション能力の修得を学年段階的に追求し、その集大成として卒業論文又は卒業研究を課す教育システムを整備している。
- ④ 学生自らの主体的能動的学習意欲を啓発し、社会・地域の現場から学ぶ「臨床型」思考を重視する教育方針にそって、『フルドワーク基礎演習』など、地域連携学生参加型フルドワーク教育を展開している。
- ⑤ キャリア形成教育のため、『キャリアデザイン』(全学教育科目)のほか専門科目としてのインターシップ科目を整備し、その充実を図っている。また、同窓会と連携して、学生の進路指導および就職支援の取り組みを積極的に行っている。
- ⑥ 地域社会文化研究ネットワークセンターを拠点に地域連携活動を推進し、これを教育の質的向上と教員の研究能力向上に結びつけるよう努力している。また、全学施設である「こころの相談室」との教育的連携を図っている。

## II 目的

### 1 本学部の目的

静岡大学は、「学術・文化の研究並びに教育の機関として、広く一般的教養を授けるとともに深く学術・研究の理論及び応用を教授研究し、平和的な国家及び社会における有為な人材を育成することを目的・使命とする」（学則第1条）。

本学部は、静岡大学の教育理念及び中期目標に定める基本的目標を踏まえて、平成16年4月1日、「静岡大学人文学部学術憲章—教育と研究の発展のために—」を制定し、教育・研究の目標を学内外に宣言した。

人文学部学術憲章に掲げる教育目標は、次のとおりである。

- 「1. 静岡大学人文学部は、自由な知的活動が展開される知の共同体であり、次代を担う次のような市民が育っていく学びの場であらなければならない。
  - ・人文・社会科学の各分野の専門的知識を身につけるとともに、自身の専門と職業の意味を幅広い視野から見据えることのできる教養を兼ね備えた市民。
  - ・地域社会の多面的な発展に寄与するとともに、国際社会にも通用しうる力量をもった多彩な市民
  - ・現実の諸問題の核心をとらえるための総合的な理解力、さらに問題解決の道を切り拓く実践的な応用力を身につけた市民
  - ・倫理感覚と責任意識をもった市民社会の担い手
2. 社会の多様な教育ニーズに応えるため、社会人学生を広く受け入れ、リカレント教育を提供し、地域社会の多面的な発展に貢献する。
3. 外国人留学生を広く受け入れ、各分野における専門的教育を提供するとともに、日本の文化や社会事情を理解するための教育を提供する。異なる文化の相互理解を通じて国際的友好関係の発展に努める。」

人文学部学術憲章に掲げる研究の目標は、次のとおりである。

- 「1. 静岡大学人文学部は、人文・社会科学の各分野において、創造的な研究を展開し、世界の平和と人類の福祉、学術文化の創造的発展に貢献する。
2. 研究成果を社会に還元し、人類社会の持続可能な発展に貢献する。それはけっして一方的関係ではなく、社会への応答（アカンタビリティ）は新たな質の研究課題を設定し研究を活性化する上でも不可欠である。その点からも、とりわけ地域社会との連携を密にし、地域社会から研究活動のエネルギーを頂きながら、その成果をフードバックしていく。
3. 未来にむけて現代の諸課題に取り組むためには、過去にも目差しを向けなければならない。現在直面している問題が由来する歴史的な背景を理解し、過去の知的遺産をふまえてこそ、新たな知の創造も可能となる。人類文化の歴史と伝統を軽視することなく、未来を見据えて、現在の課題に取り組む。特にアジア諸国などとの交流を図るために、戦争責任問題の意味を理解し、偏狭なナショナリズムに陥ることのない国際性豊かな研究に注意を払う。」

### 2 各学科の目的

- ① 社会学科：現代社会が抱える諸問題の解明、社会と文化の構造・形態の変化・発展や多様な各国文化の存在意義などについて、原理的かつ実証的に解明する力を有する人材育成を教育目的としている。
- ② 言語文化学科：実践的な語学能力を修得し、それらの言語能力を媒介に広範な文化現象のさまざまな側面を広く探求することのできる人材の育成を教育目的としている。
- ③ 法学科：法学・政治学の学習を通して、現代社会の紛争や事象を読み解き、問題解決のための実践的な応用力・総合力を身につけ、もって地域社会の発展に寄与し、国際社会にも通用しうる力量を備えた市民を育むことを教育目的としている。
- ④ 経済学科：日常的な経済問題から地球規模の問題に至るまで、現代の経済社会が直面するさまざまな問題を、その根底に存在する仕組みや機能から考察し、問題の処方箋を探求しうる能力を養い、グローバル化と情報化の進展する現代経済に対応しうる能力を備えた人材の育成を教育目的としている。

### Ⅲ 基準ごとの自己評価

#### A 教育 一人文学部一

##### 基準1 教育の目的

###### (1) 観点ごとの分析

観点1-1-① 目的として、教育活動を行うにあたっての基本方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

(観点に係る状況)

人文学部規則第1条の2は、静岡大学学則第1条に定める大学の目的・使命を踏まえ、「本学部は、人文・社会科学の各分野の専門的知識・能力を身につけるとともに、国際的な視野と幅広い教養を備え、社会の発展に貢献しうる人材を育成することを目的とする。」と定めている。

平成16年4月に、「人文学部学術憲章―教育と研究の発展のために―」を制定し、次のような教育目標を内外に宣言した。

- (1) 人文・社会科学の各分野の専門的知識と学際的総合的知力を兼ね備えた教養豊かな市民の育成。
- (2) 地域社会に貢献し、国際社会において通用しうる力量の修得。
- (3) 現代社会の諸問題に対する認識能力と問題解決のための実践的応用能力の修得。
- (4) 市民社会の担い手にふさわしい倫理感覚と責任意識の修得。

また、本学部の教育組織は4学科から編成され、学科ごとに、人文・社会科学の各専門分野において修得すべき固有の専門教育目標と教育方針を明確にしている。

さらに、育成する人材像を明確にするため、次のようなアドミッション・ポリシーを策定している。

###### 【育てる人間像】

21世紀の諸問題（地球環境問題、人口爆発と貧困、低開発と不平等、医療・福祉・教育・文化の発展、民族問題、社会経済の持続的成長、人口減少と少子高齢化問題など）に、社会、文化、政治、経済等の分野から取り組むために必要な専門知識と能力を身につけ、国際的な視野と幅広い教養を備え、人類社会の発展に貢献する市民・社会人を育成します。

###### 【目指す教育】

人文社会科学諸分野の専門教育とともに、専門知識を生かして課題発見・問題解決する能力を育成するフィールドワーク教育（体験型教育）を行います。

###### 【入学を期待する学生像】

人類社会が共に抱える諸問題に関心を持ち、人文社会科学に対する学習意欲と、そのための基礎学力を有する人の入学を期待します。

以上のように、本学部は、21世紀人類社会の課題である世界の平和、人類の福祉と社会の持続的発展ためには、豊かな人間性を基礎にした「総合知」の修得が切に求められているとの認識のもとに、人文・社会科学の専門的知識・学際的総合力と市民的教養・モラル、国際化対応力、実践的応用力を身につけた多彩な市民の育成を教育目的とする。

(分析結果とその根拠理由)

人文学部の教育目的は、静岡大学学則や中期目標に定める基本理念・目的に沿うものであり、文系総合学部としての特色を生かして、その教育目的の明確化具体化を図ったものである。

また、本学部の教育組織は4学科に編成されていることから、学部としての教育目的を前提として、学科ごと

に、人文・社会科学の各専門分野において修得すべき固有の教育目標と教育方針を明確にしている。

以上のことから、本学部の教育の目的は、学校教育法に定める大学教育の目的に沿って、明確に定められていると判断する。

#### **観点1-1-② 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に定められる目的から外れるものでないか。**

(観点に係る状況)

本学部の教育目的は、人文学部規則第1条の2、人文学部学術憲章、アドミッション・ポリシーなどにおいて、明記しているところである。

(分析結果とその根拠理由)

人文学部規則第1条の2、人文学部学術憲章、アドミッション・ポリシーなどにおいて明記する目的は、学校教育法第52条に規定する大学一般に定められる目的に合致するものであると判断する。

#### **観点1-2-① 目的が、大学の構成員に周知されているか。**

(観点に係る状況)

本学部の教育の目的が定められている人文学部規則は、毎年度入学生および学部教職員に全員配布している。また、毎年度発行の「人文学部案内」に、学術憲章および学部・学科の教育目的・内容を記載し、ホームページにも掲載するとともに、教職員に配布している。毎年度の学期初めのガイダンスにおいて、各学科の教育目的・内容について説明している。

(分析結果とその根拠理由)

以上のことから、教育の目的は、学部構成員に周知されていると判断する。

#### **観点1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。**

(観点に係る状況)

教育目的等を記載した人文学部学術憲章は、「毎年度人文学部案内」、ホームページに掲載するなど、社会に対し広く公表している。また、「毎年度人文学部案内」は、毎年度開催のオープンキャンパス(学部説明会)等に参加の高校生に配布するとともに、高等学校をはじめ関係諸機関に広く送付・頒布している。

(分析結果とその根拠理由)

以上のことから、本学部の教育目的は、広く社会に公表されていると判断する。

### **(2) 優れた点及び改善を要する点**

(優れた点)

平成16年4月に、「静岡大学人文学部学術憲章——教育と研究の発展のために」を制定し、学部教育の目標をより明確にし、学内外に示した。また、これを制定する過程で、平成15年12月13日、外部評価委員を招いて人文学部学術シンポジウム「新しい人文学部の創造」を開催し、学術憲章草案について公開討論を行った。

その後、平成18年度に、憲章に沿った教育目的の実現のためのカリキュラム改革を実施した。

その第1は、「21世紀型市民」に相応しい資質・能力として、専門的知識・能力に加えて、より汎用性のある

基礎的能力、総合的知力の育成を図ることであり、新たに学部共通科目を開設した。第2に、学生の主体的能動的学習意欲を啓発し現場から学ぶ“臨床型”思考を重視するという教育方針を掲げて、地域連携学生参加型フィールドワーク教育の積極的導入を図った。第3に、学修の動機づけとキャリア形成教育の一環として、インターシップ科目の開設や社会人講師による講義の拡充を実施してきた。

以上のようなカリキュラム改革は、国立大学法人化以降、自己評価のPDCAのサイクル化を組織的に取り組んだことの成果であり、平成18年度実施の外部評価において、外部評価委員から高い評価を受けている。

(改善を要する点)

人文学部の教育の目的は、上記記載のとおり、明確に示されているといえるが、そのような教育目的をすべての学部構成員が共有し、実質化することが引き続き求められている。とりわけ、学ぶ主体である学生における実質化の取り組みが課題である。

### (3) 基準1の自己評価の概要

本学部は、21世紀人類社会の課題である世界の平和、人類の福祉と社会の持続的発展のためには、豊かな人間性を基礎にした「総合知」の修得が切に求められているとの認識のもとに、人文・社会科学の専門的知識・学際的総合力と市民的教養・モラル、国際化対応力、実践的応用力を身につけた多彩な市民の育成を教育目的とする。

そのような本学部の教育の目的は、人文学部規則第1条の2、人文学部学術憲章、アドミッション・ポリシーなどにおいて明確に定められている。

学部の教育目的等を明記した人文学部規則、人文学部学術憲章等は、人文学部規則集・人文学部案内などに記載し、学部構成員に配布している。また、毎年度の新学期ガイダンスにおいて、学生に対して説明し、すべての学部構成員が周知している。

学部案内は、ホームページに掲載するとともに、学外関係機関に広く配布している。また、毎年度、高校生対象の学部説明会を開催するなどして、学部の教育目的および教育内容を広く社会に公表している。

## 基準2 教育の実施体制

### (1) 観点ごとの分析

観点2-1-① 学科の構成（学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

（観点到る状況）

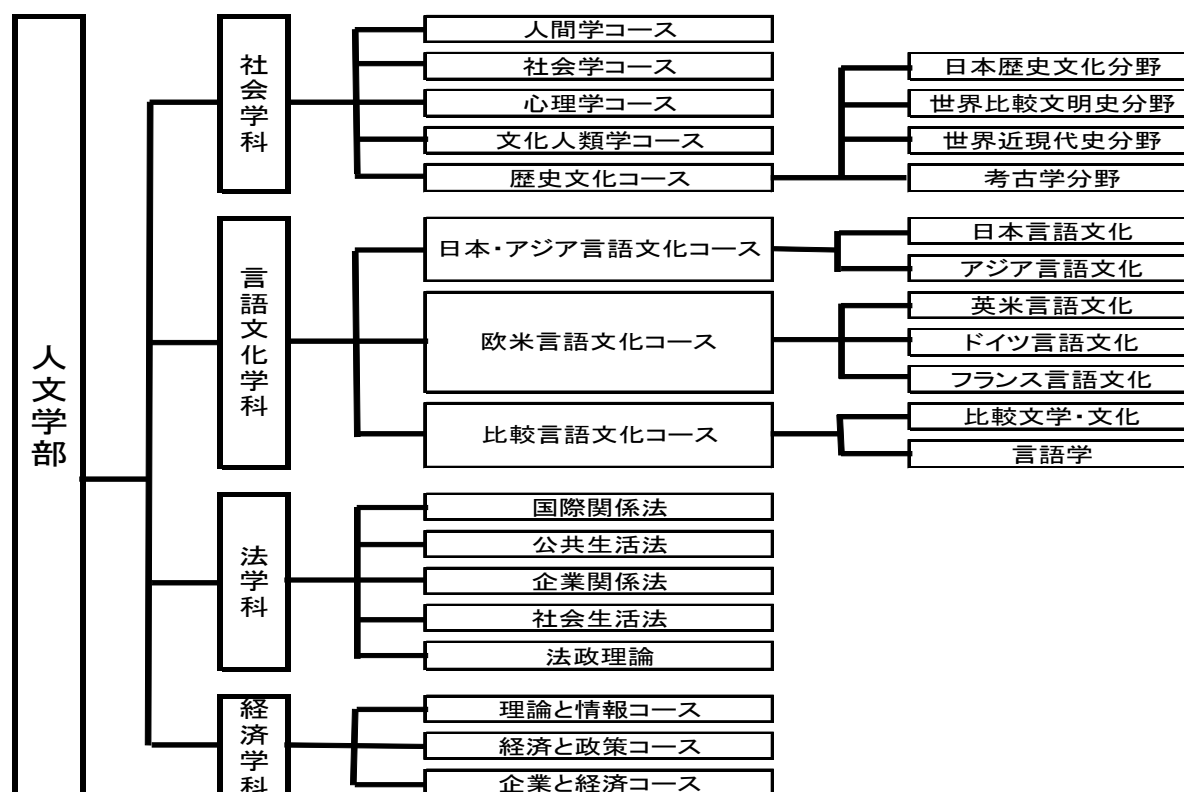
本学部の教育組織を図I-1に示す。

本学部は、文系総合学部としての設置目的に基づき、人文・社会科学分野の教育研究組織として、社会学科、言語文化学科、法学科及び経済学科の4領域に分けた4学科編成をとっている。各学科においては、学修目的に沿ってより専門的な教育を体系的に行うために履修コース制をとっている。法学科・経済学科においては、勤労学生のための夜間主コースを併設している。

学生はいずれかの学科に所属し、各学科の教育目的にそった専門的知識・能力を順次、修得し、4年次において、その成果を卒業論文又は卒業研究をまとめることになる。

また、本学部の教育目標を効果的に遂行するため、各学科には、各専門領域の教育と研究を担うにふさわしい教員が適正に配置されている。

図I-1 人文学部組織図



\* 法学科・経済学科に夜間主コースを併設

（分析結果とその根拠理由）

#### 1. 学生定員と現員

学生定員と現員を表I-1に示す。1年から3年次までの学年別の超過率は7～9%である。4年次における留年者が相当数、在籍しているため、学部全体の超過率は18.3%である。



表 I-1 学生定員と現員（平成 19 年 5 月 1 日現在）

学科	収容定員	現 員					計
			1年次	2年次	3年次	4年次	
社会学科	300	男	35	28	46	48	348
		女	49	51	36	55	
言語文化学科	300	男	17	27	25	32	252
		女	67	55	55	74	
法 学 科	440	男	70(19)	62(17)	88(24)	151(38)	597(152)
	(120)	女	44(12)	55(13)	41(8)	86(21)	
経済学科	380	男	173(30)	181(32)	167(34)	200(45)	974(189)
	(160)	女	57(11)	64(9)	62(13)	70(15)	
合 計	1,920	男	295(49)	298(49)	326(58)	431(83)	2,271(341)
	(280)	女	217(23)	225(22)	194(21)	285(36)	
		計	512(72)	523(71)	520(79)	716(119)	

( ) 内は夜間主コースで内数

## 2. 教員組織の構成（専任教員の配置）

各学科の教育研究目的にそって、専任の教授又は准教授・講師等を、表 I-2 のとおり、配置している。

表 I-2 専任教員の配置（平成 20 年 5 月 1 日現在）

学科等	講座・学科目	職 位					計
		教授	准教授	講師	助教	助手	
社会学科	人間学	4	0	0	0	0	23(4)
	社会学	5(2)	3	0	0	0	
	文化人類学	2	2(1)	0	0	0	
	歴史学	4	3(1)	0	0	0	
言語文化学科	日本・アジア言語文化	4(1)	4(2)	0	0	0	30(8)[2]
	欧米言語文化	9(2)[1]	4(1)	0	0	0	
	比較言語文化	6(1)[1]	2	1(1)	0	0	
法学科	国際関係法	1	1(1)	0	0	0	20(3)
	公共生活法	1	4(1)	0	0	0	
	企業関係法	1	4(1)	0	0	0	
	社会生活法	1	1	0	0	0	
	法政理論	6	0	0	0	0	
経済学科	経済システム	4	1	0	0	0	34(6)[2]
	経済情報	3	3(1)[1]	0	0	0	
	公共政策	3(1)	3	0	0	0	
	比較政策	6[1]	2(1)	0	0	0	
	経営情報	5	3(2)	0	0	1(1)	
合 計		65(7)[3]	40(12) [1]	1(1)	0	1(1)	107(21)[4]

( ) は内数で女性教員

[ ] は内数で外国人教員

法学科には法科大学院専任教員の法学科専任カウント教員を含む。

### 3. 学内・学外兼務教員数

学内・学外兼務教員数を表 I-3 に示す。学外兼務教員数の割合は 31.9% である。その多くは 1 科目担当の非常勤講師であることから、学外兼務教員の担当科目が全科目に占める割合は 10% 弱である (表 III-19 参照)。

表 I-3 学内・学外兼務教員数 (平成 19 年度)

(参考) 本務教員数	学内兼務 教員数	学外兼務教員数		学内兼務 教員割合	学外兼務 教員割合
		教員からの兼務	教員以外からの兼務		
109	(11)	41	10	6.88%	31.88%

#### 観点 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

(観点に係る状況)

静岡大学において、教養教育 (新入生セミナー、情報処理、実用英語と初修外国語、健康体育、キャリア形成科目、現代教養科目、教職・学芸員資格科目) は大学教育センターの下で一元的に運営することになっているので、学部の教育研究組織は、主に専門教育の企画・実施等に関する責任および学生に対する総合的教育責任を担っている。

(分析結果とその根拠理由)

本学部においては、1・2 年次に主に教養科目が開設され、2・3 年次と学年が進行するに従い専門科目が基礎からより専門化・高度化する 4 年一貫のくさび型教育課程を体系的に編成している。教養教育は、4 年一貫の教育課程体制において相互連携に配慮しつつ適切に整備され、機能している。

#### 観点 2-2-① 教授会が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

(観点に係る状況)

教授会は、原則、毎月 1 回開催されている。また隔週に開催される学部総務委員会においても、教務上・学生生活上必要な事柄について審議付託が行われ、迅速かつ効果的効率的な学務運営を図っている。

(分析結果とその根拠理由)

教授会は、原則、毎月 1 回開催され、教育活動に係る重要事項を審議するための必要で適切な活動をしている。

#### 観点 2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

(観点に係る状況)

本学部における教育カリキュラムの編成、授業の実施、教育改善等の教務上必要なあらゆる事柄を総括的に所掌する機関として、学部教務委員会が置かれている。教務委員会は、委員長のほか、各学科からの委員により構成され、定例会議を隔週に開催している。学部教務委員会は、全学関係委員会および各学科と連携して、学部教務運営にあたり、教務上の重要事項については、教授会における審議・承認・報告事項となる。

そのほか、入試に関しては入試委員会、学生生活支援に関しては学生委員会、学生の就職支援に関しては就職委員会が置かれている。

(分析結果とその根拠理由)

いずれの委員会も定例会議を開催し、各学科と連携して所掌業務の円滑な遂行に当たっている。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

本学部における4年間の教育課程は教養科目と専門科目から構成され、学部の教育目的に沿って、幅広い教養を培いながら各分野の専門的知識・能力を修得することのできる教育課程となっており、実施体制において行き届いた努力と配慮がみられる。

(改善を要する点)

教育の実施体制において、最低必要な基準は満たされているものの、教育目標を円滑に実現するためにはなお十分ではない。例えば、教員配置において、法科大学院設置に伴う法学科の規模縮小や、人件費削減により退職・転出教員の補充が出来ないことから、授業の隔年開講や非開講など、教育体制に大きな支障が生まれている。

近年、学生の学習意欲の低下など、教育の劣化ともいえるべき現象が指摘されている。学生に学びの作法と学びへの敬愛を身につけさせ、向学心と社会性を養成して、教育の質(QOE=Quality of Education)を高めるため、授業のみにとどまらない、広範囲にわたる日常的な教育の実施体制の整備と強化、とりわけ教員集団のいっそうの連携努力と、優秀な人材確保は極めて重要であり、早急な善処と対応が求められる。

## (3) 基準2の自己評価の概要

- ① 教育目的に照らして、学科等の教育組織を適切かつ効果的に編成している。
- ② 学生の収容定員が適切であり、現員につき大幅な過員はない。
- ③ 専任教員を教育目的に照らして適切に配置している。
- ④ 教育方法・内容の改善のための委員会を設置し、アンケート調査等の実施により、教育内容・方法の改善を行っている。
- ⑤ 以上のことから、学部における教育活動を展開する上で必要な運営体制が整備され、効果的に機能していると判断する。

### 基準3 教員及び教育支援体制

#### (1) 観点ごとの分析

#### 観点3-1-① 教員組織編制のための基本方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

(観点到係る状況)

学部教員組織の編制は、国立大学法人化以前より、4学科大講座制を採用し、各学科は、大学設置基準および当該学科の教育研究目的・方針に沿って教員を配置してきた。現在の教員配置はほぼ従来からの配置を踏襲しているが、平成17年度よりすべての教員ポストの管理を学部として一括管理することになり、学部人事管理委員会（学部長・評議員・学科長により構成）を設けて、教員ポストの適正かつ効果的な配置に努めている。教員の採用と昇任にあたっては、高度な教育研究水準を維持するため、大学・大学院設置基準に規定する教員の資格基準および静岡大学教員資格基準を踏まえた「人文学部教員選考基準」等を定めて、その適正な運用を図ることにより、学部の教育研究機能を担うにふさわしい教員スタッフの質および量の確保を図っている。

(分析結果とその根拠理由)

本学部の教員組織編制方針は大学設置基準を満たしており、実際の組織編制もその編制方針に従って実践されていると判断する。

#### 観点3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

(観点到係る状況)

学部教員については、大学設置基準を基本方針として各学科の理念・目標に沿った教育課程を遂行するために、教授、准教授、講師、助手、非常勤講師を表3-1のとおり配置している。

表3-1 教員の配置（平成19年5月1日現在）

学科等	講座・学科目	職 位					計	
		教授	准教授	講師	助教	助手		非常勤講師
社会科学	人間学	5	0	0	0	0	14(2)	37(7)
	社会学	4(2)	4(1)	0	0	0		
	文化人類学	1	2(1)	0	0	0		
	歴史学	5	2(1)	0	0	0		
言語文化学科	日本・アジア言語文化	4(1)	3(1)	0	0	0	15(3)[4]	44(9)[6]
	欧米言語文化	9(2)[1]	4(1)	0	0	0		
	比較言語文化	6(1)[1]	2	1	0	0		
法学科	国際関係法	0	2(1)	0	0	0	10	30(2)
	公共生活法	1	3(1)	0	0	0		
	企業関係法	1	4	0	0	0		
	社会生活法	2	1	0	0	0		
	法政理論	6	0	0	0	0		
経済学科	経済システム	5	1	0	0	0	27(2)[1]	60(6)[3]
	経済情報	3	3[1]	0	0	0		
	公共政策	4(1)	2	0	0	0		
	比較政策	5[1]	1	0	0	0		
	経営情報	4	3(1)	1(1)	0	1(1)		
合 計		65(7)[3]	37(8)[1]	2(1)	0	1(1)	66(7)[5]	171(24)[9]

( ) は内数で女性教員

[ ] は内数で外国人教員

\* 法学科には法科大学院専任教員の法学科専任カウント教員を含む。

\* 非常勤講師に関しては、平成19年度採用実数を示した。

(分析結果とその根拠理由)

本学部は、学部及び各学科の理念・目標に沿った教育課程を遂行するために必要な教員を確保していると判断する。

**観点3-1-③ 必要な専任教員が確保されているか。**

(観点に係る状況)

専任教員は表3-2のとおり配置しており、大学設置基準第13条に定める数を満たしている。

表3-2 専任教員の配置 (平成19年5月1日現在)

学科等	講座・学科目	職 位					計
		教授	准教授	講師	助教	助手	
社会科学	人間学	5	0	0	0	0	23(5)
	社会学	4(2)	4(1)	0	0	0	
	文化人類学	1	2(1)	0	0	0	
	歴史学	5	2(1)	0	0	0	
言語文化学科	日本・アジア言語文化	4(1)	3(1)	0	0	0	29(6)[2]
	欧米言語文化	9(2)[1]	4(1)	0	0	0	
	比較言語文化	6(1)[1]	2	1	0	0	
法学科	国際関係法	0	2(1)	0	0	0	20(2)
	公共生活法	1	3(1)	0	0	0	
	企業関係法	1	4	0	0	0	
	社会生活法	2	1	0	0	0	
	法政理論	6	0	0	0	0	
経済学科	経済システム	5	1	0	0	0	33(4)[2]
	経済情報	3	3[1]	0	0	0	
	公共政策	4(1)	2	0	0	0	
	比較政策	5[1]	1	0	0	0	
	経営情報	4	3(1)	1(1)	0	1(1)	
合 計		65(7)[3]	37(8)[1]	2(1)	0	1(1)	105(17)[4]

( ) は内数で女性教員

[ ] は内数で外国人教員

\*法学科には法科大学院専任教員の法学科専任カウント教員を含む。

(分析結果とその根拠理由)

本学部の専任教員の数は、大学設置基準第13条の定める数を満たしており、従って、学士課程において必要な専任教員数を確保していると判断する。

**観点3-1-④ 学部の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置 (年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等) が講じられているか。**

(観点に係る状況)

教員の採用は、原則、公募制とし、採用審査においては、研究業績および教育実績を厳正に審査するとともに、平成18年度からは地域連携活動や研究奨励金等の獲得状況も考慮に入れている。採用面接においては、模擬授業をを求めるなどして、教育的能力の評価について特に留意して採用審査をしている。

女性教員及び外国人教員の状況は表3-2の示すとおり、女性教員が17人 (16.2%)、外国人教員が4人 (3.8%) となっている。

教員の教育研究レベルの向上のために、全学制度である特別教員研修制度の活用のほか、学科単位のサバティカル制度 (社会科学、言語文化学科、法学科、経済学科) を設けて、その計画的運用を図っている。

(分析結果とその根拠理由)

本学部は、教員組織の活性化のため公募制を採用していることに加えて、性別や国籍にとらわれない採用人事

を実践しているので、教員組織の活性化のための努力を実践していると判断する。

**観点3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。**

(観点に係る状況)

教員の選考にあたっては人事委員会を設置し、「人文学部教員選考基準」に基づいて行われる。人事委員会では、応募者の研究業績や教育歴から担当すべき科目の研究及び教育における適格性を判断する。また、人事委員会が必要と認めた場合、模擬授業やプレゼンテーションを実施することもある。

(分析結果とその根拠理由)

教員採用基準及び教員昇格基準が明確に規定されており、人事委員会において適切に運用されていると判断する。また、部分的ではあるが、模擬授業やプレゼンテーションを課すことによって、応募者の教育上の指導能力を判断する取組もなされている。

**観点3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。**

(観点に係る状況)

教員の教育活動の評価と改善に資するために、学部FD委員会を設置して、学生による授業評価、公開授業、教員相互の教育経験の交流等の取組を行っている。1学期に2回(中間・最終)、アンケート形式で学生による授業評価を実施し、その結果や教員からの授業改善案を学生に示すことで、教員と学生との双方向的な意見交換を促進している。

(分析結果とその根拠理由)

学生による授業評価とその結果を授業改善にフィードバックさせるための措置が図られており、教育活動の組織的評価が適切に行われていると判断する。

**観点3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。**

(観点に係る状況)

教員の研究活動と教育内容との関連性については、各学科の主要な授業科目と教員の研究活動との対応を示した表3-3のとおりである。

(分析結果とその根拠理由)

本学部における教員の研究活動が教育内容に反映されており、両者の関連性が十分に保証されていると判断する。

表3-3 各学科の主要な授業科目と教員の研究活動との対応

授業対象学科	代表的な研究活動	授業科目名等	研究活動の成果の授業内容への反映例
社会学科 人間学コース	2003 - 06年度科研費基盤B「生命ケアの比較文化論的研究とその成果に基づく情報の集積」 2006-09年度科研費基盤B「薬の倫理学と薬剤師の倫理教育プログラムの構築および薬の歴史文化」	「ケアの人間学」 「社会哲学」 「応用倫理学演習」	科研費プロジェクトの課題のなかで生命ケア教育を位置づけていたことにより、これを授業実践として展開することが可能となった。また、共同で教科書を刊行し、教育面で成果を挙げることができた。
心理学コース	ソーシャル・サポートと対人ストレスの両側面から、身近な対人関係が精神的健康に及ぼす影響に関する研究	「認知社会心理学」 「社会心理学」	『ストレスと対人関係』ナカニシヤ出版（京都），pp.1 - 234(234)，2005年9月）は講義を通じてその構想がまとめられ、刊行後はテキストとして利用し、学生の理解に資することができ
文化人類学コース	沖縄、ハワイ等の島知識における近現代の文化の動態（持続と変容）にプロセスの解明に関する研究	「文化人類学調査法Ⅲ」 「現代文化論調査法Ⅰ」 「現代文化論Ⅰ」 「文化 人類学入門Ⅱ」 「フィールドワーク実習（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）」	沖縄およびハワイでのフィールドワークにもとづいた具体的な事例を、映像資料などをまじえながら講義の中で提示し、考察することによって、講義の主題を具体的に論じることができ、文化人類学におけるフィールドワークの実際に対する学生の理解を深めることができた。
言語文化学科 日本・アジア言語文化コース	「外国語学習の動機づけを促す教育諸活動の企画と運営」に関する研究	「中国語学概論」 「中国語音声学」 「中国言語文化講読（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）」	プロジェクトを通して、現代中国事情を反映した中国語中級テキストを編み、その後の授業において学生の学習に役立てることができた。
法学科	「定住外国人の共生に関する法政策的研究」	「法学への誘い」 「自由を考える」	本研究活動を通して得られた知見をもとに、国立大学法人静岡大学「法学系授業科目共通テキスト」（2005年4月発行）の民法および消費者法に関する4つの章が執筆された。
経済学科 政策と経済コース	共同研究「市町村統合再編後の財政-日米比較をもとに住民参加型まちづくりの可能性を探る-」	「地方財政論ⅠⅡ」	共同研究の成果を基に編纂された『構造改革と地方財政』等を授業のテキストに使用し、学生の理解を深めた。
企業と経済コース	共同研究「環境会計における経済学的便益評価手法の適用について-環境保全効果へのCVM適用事例から-」	「会計学基礎」 「企業倫理学」	共同研究の成果の1つである共著『基礎から学ぶ簿記原理』は簿記のシステムを初学者が容易に学べるよう研究・工夫して作成したものである。それにより会計学への学びがスムーズにできることが意図されており、テキストとして利用することで学生の簿記への理解を高めることが容易となった。

観点3-4-① 学部において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

（観点に係る状況）

教育課程の実施に関する各種支援を行う事務組織として、学部学務係が置かれている。学務係には、係長以下8名の職員が配置されている。

また、実習、演習等に対する教育補助業務として、大学院人文社会科学研究科学生によるTA（＝ティーチング・アシスタント）制度を活用している（表4-4参照）。

表4-4 TAの採用状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
社会科学	21	17	19	15
言語文化学科	7	9	0	2
法学科	4	1	0	0
経済学科	8	11	13	12
計	40	38	32	29

数値はTAが担当した授業科目数

(分析結果とその根拠理由)

本学部の教育課程を展開するために必要な事務職員は適切に配置されていると判断する。但し、人文学部の教育課程が学科ごとに多様に編成されているため、教育支援部門の業務は多忙である。

TAの教育補助者としての活用は図られていると判断する。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

教員の採用は原則、公募制を採用し、「人文学部教員選考基準」に基づいて行われている。さらに、教員の採用にあたっては、性別や国籍にとらわれない人事が行われている。

FD委員会を設置し、学生による授業評価を定期的実施するとともに、その結果をフィードバックする取り組みを行っている。

(改善を要する点)

人件費の削減によって教員の補充ができない状態にあるため、将来的に現行カリキュラムを維持することが困難であると考えられる。したがって、将来的な教員編制上の変化を考慮しながら、カリキュラムの改訂を行う必要がある。

## (3) 基準3の自己評価の概要

本学部は、大学設置基準を基本方針として、4学科の教育研究目的を達成するために、各学科の理念・目標に沿った組織を編制している。

本学部の教員は、教授、准教授、講師、助手からなる専任教員と非常勤講師を配置しており、専任教員の数は大学設置基準第13条の定める数に基づいて、学士課程において必要な専任教員数を確保している。

本学部は、教員組織の活性化のために公募制を採用している。また、性別や国籍にとらわれない採用人事を行っている。

教員の選考は、人事委員会を設置し、「人文学部教員選考基準」に基づいて行っている。人事委員会では、応募者の研究業績や教育歴から担当すべき科目の研究及び教育における適格性を評価している。

教員の研究活動と教育内容との関連性については、カリキュラムごとの主要な授業と教員の研究活動とが適切に対応している。

教育課程を展開するために必要な教育支援者としての事務職員は適切に配置されていると判断する。また、教育補助者としてのTAの活用も図られている。



## 基準4 学生の受入れ

### (1) 観点ごとの分析

#### 観点4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)が明確に定められ、公表・周知されているか。

(観点に係る状況)

静岡大学は、基本理念や教育目的に従って全学共通の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を定めており、これに基づき、人文学部でも、より具体的なアドミッション・ポリシーを明確に定めている。それは、次のように明示されている。

##### 【育てる人間像】

21世紀の諸問題(地球環境問題、人口爆発と貧困、低開発と不平等、医療・福祉・教育・文化の発展、民族問題、経済社会の持続的成長、人口減少と少子高齢化問題など)に、社会、文化、政治、経済等の分野から取り組むために必要な専門知識と能力を身につけ、国際的な視野と幅広い教養を備え、人類社会の発展に貢献する市民・社会人を育成します。

##### 【目指す教育】

人文社会科学諸分野の専門教育とともに、専門知識を生かして課題発見・問題解決する能力を育成するフィールドワーク教育(体験型教育)を行います。

##### 【入学を期待する学生像】

人類社会が共に抱える諸問題に関心を持ち、人文社会科学に対する学習意欲と、そのための基礎学力を有する人の入学を期待します。

アドミッション・ポリシーは、静岡大学学生募集要項等の冒頭に記載され、静岡大学ホームページ上での公表はもとより、大学案内や学部説明会、関係機関への訪問等などにより、学内外に広く公表している。

人文学部では、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)とそれに基づく選抜方針を周知し、多数の受験者を得るため、年に4回のオープンキャンパスを実施するとともに、静岡市中心部や浜松市などで、受験生や高等学校教職員を対象とする土曜進学相談会、学部説明会を年間30回程度開催している。夏期のオープンキャンパスには、人文学部全体で毎年1200~1300人程度が参加している。高校生対象の土曜進学相談会では、毎回およそ20名の受験生が参加している。また、学生募集要項、各入学試験に関する要項は、すべて静岡大学ホームページに掲載するとともに、静岡県内のすべての高等学校に配布している。静岡県外の高等学校に対しては、静岡大学への入学実績のある高等学校を中心に、これらの要項やチラシなどの配布をあわせて行っている。また、出張授業で高等学校へ出向いた折には、入試広報活動も併せて行っている。今後の課題としては、静岡市、浜松市だけで実施している学部説明会を、受験者の多い他県でも実施していくことが想定される。

(分析結果とその根拠理由)

本学部は、全学共通の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、学部の特性を明確に示すアドミッション・ポリシーを定めている。さらに、この入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)はオープンキャンパスの実施、学部説明会の開催、学生募集要項のweb公開や高等学校への配布等によって、広く周知されている。

以上のことから、本学部の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)は明確に定められているとともに、適切に公表、周知されていると判断する。

**観点4-1-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。**

（観点に係る状況）

入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に従って、社会学科、言語文化学科、法学科、経済学科の各学科が、それぞれの学習経験に対応した入学試験を実施して、学力検査や口述試験、調査書または成績証明書などにより学力を判定している。

（分析結果とその根拠理由）

本学部は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、各学科の特性を生かした選抜方法を実施することによって、当該学科の教育課程を履修するために必要となる基礎的な学力や意欲を持つ多様な学生を受け入れている。したがって、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った適切な学生受入方法が行われ、実質的に機能していると判断する。

**観点4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。**

（観点に係る状況）

本学部では、留学生、社会人、編入学生のための入学者選抜要項において、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に示されているとはいえない。

（分析結果とその根拠理由）

本学部は、留学生、社会人、編入学生の受入に関する入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に示されていない。したがって、これらの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示す必要がある。

**観点4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により公正に実施されているか。**

（観点に係る状況）

全学入試会議の決定事項に沿って、人文学部入試委員会が募集要項の作成から入試の実施計画に至るまで、ほとんどの業務を審議・決定している。全学および学部の決定に基づいて、各学科の入試委員が立案企画者となって学科会議に諮り、決定事項を入試委員会に報告し、フィードバックするシステムとなっている。

（分析結果とその根拠理由）

本学部の入学者選抜システムにおいて、意思決定のプロセスやその実施過程における責任の所在は明確である。このような実施体制により、合否判定に至るまでの入学者選抜は、適切かつ公正に実行されていると判断する。

**観点4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。**

（観点に係る状況）

静岡大学では、全学入試センターが年度別に試験実施状況、入試成績結果等の重要項目について調査・分析を行い、結果を『入学者選抜方法研究会報告書』等の冊子にまとめて報告することによって、各学部へ点検と改善を促す仕組みになっている。

人文学部では、平成18年度入試において選抜方法の抜本的な改変を行ったことを契機に、平成17年10月に学部入試戦略ワーキングを立ち上げ、入試選抜の現状と今後について学部・学科の実態に即した検証作業を開始した。平成18年5月からは、教育研究評議員を座長とし、入試委員長と前年度入試委員長、前年度入試委員を主要な構

成メンバーとする人文学部入試戦略ワーキングが開始され、7月26日に中間答申を作成し、入学者選抜の改善に役立てている。

各学科においては、当該学科の入試委員が入試状況と合格者を報告し、それに基づいて入学者選抜方法に関する検討を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

本学部は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入を検証するための組織（＝「学部入試戦略ワーキング」）を持っており、ここでの答申が入学者選抜の改善に貢献している。また、各学科単位でも、各学科の入試委員より選抜毎の結果・状況が報告され、改善の必要が認められた場合は早急にその取組がなされる体制が整っている。したがって、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

**観点4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数の適正化が図られているか。**

(観点に係る状況)

本学部では、入学定員を大幅に超えることはなく、また定員を下回ることなく推移している。過去3年間の各学科別の入学定員及び実入学者数は、表4-1のとおりである。

さらに、本学部では、毎年度入試終了後、各学科において入試検討ワーキングを組織し入試状況について検証を行うことによって、入学定員と実入学者数との関係の適正化を実践している。

表4-1 学科別入学定員及び実入学者数

	16年度		17年度		18年度		19年度		
	入学定員	入学者	入学定員	入学者	入学定員	入学者	入学定員	入学者	
社会学科	75	81(2)	75	77(3)	75	78(2)	75	83(1)	
言語文化学科	75	80(2)	75	76(2)	75	82(0)	75	82(2)	
法学科	135	138(4)	80	88(4)	80	85(1)	80	82(1)	
経済学科	180	185(6)	180	186(4)	180	183(4)	180	180(2)	
小計	465	484(14)	410	427(13)	410	428(7)	410	427(6)	
夜間主	法学科	40	42	30	31	30	32	30	31
	経済学科	40	45	40	45	40	45	40	41
小計	80	87	70	76	70	77	70	72	
合計	545	571	480	503	480	505(7)	480	499(6)	

( )は私費外国人留学生で外数

(分析結果とその根拠理由)

入学定員と入学者数の間に大きな乖離はなく、問題はないと判断する。

**(2) 優れた点及び改善を要する点**

(優れた点)

多様な入試形態を採用している。毎年度多数の受験者があり、公正な選抜を実施していることに加え、定員も確保している。

(改善を要する点)

留学生、社会人、編入学生の受入に関する入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に示されていない。したがって、これらの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示す必要がある。

### (3) 基準4の自己評価の概要

本学部は、全学共通の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、学部の特性を明確に示す入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を定めている。さらに、この入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)はオープンキャンパスの実施、学部説明会の開催、学生募集要項のweb公開や高等学校への配布等によって、広く周知されている。ただし、留学生、社会人、編入学生のための入学者選抜要項において、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に示されているとはいえないので、この点を改善する必要がある。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に明示されている学生像に沿った学生を受け入れるため、各学科の特性を生かした選抜方法を実施するとともに、当該学科の教育課程を履修するために必要となる基礎的な学力や意欲を持つ多様な学生を受け入れている。

入学者選抜の実施体制は全学入試会議の決定事項に沿って、人文学部入試委員会が募集要項の作成から入試の実施計画に至るまで、ほとんどの業務を審議・決定している。

さらに、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入を検証するために学部入試戦略ワーキングを組織し、ここでの答申を入学者選抜の改善に役立てている。また、各学科単位でも、各学科の入試委員より選抜毎の結果・状況が報告され、改善の必要が認められた場合は早急にその取組がなされる体制が整っている。

入学定員と入学者数の間に大きな乖離はなく、適正な選抜入試が行われている。

## 基準5 教育内容及び方法

### (1) 観点ごとの分析

**観点5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)、教育課程が体系的に編成されているか。**

(観点に係わる状況)

人文学部は、「人文学部学術憲章」に基づき、人文・社会科学の専門的知識・学際的総合力と市民的教養・モラル、国際化対応力、総合的理解力と実践的応用力を身につけた多彩な市民の育成を教育目的としている。

本目的を実現するため、4年間の教育課程は、教養科目と専門科目から構成され、幅広い教養と専門の学芸を学ぶことができるように編成されている。1・2年次には主に教養科目を履修し、2,3年次と進むにしたいが、専門科目が増える4年一貫のくさび型教育課程が体系的に編成されている。

(分析結果とその根拠理由)

人文・社会科学系総合学部としての特色を生かした4年一貫のくさび型教育課程が体系的に編成され、教育目的を達成するための教育が実現されている。

**観点5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。**

(観点に係わる状況)

教養科目としては基本技能や素養を身につけるための基軸教育科目、幅広い教養を習得するための現代教養科目、教職等資格科目等を配置している。これに続く専門教育としては4学科において次のように展開されている。

#### (1) 社会学科

社会学科は、「現代社会が抱える諸問題はなぜ起こるのか、人間の社会と文化はどのような形態や構造を持ち、どのように変化・発展してきたのか、世界各地にどんなに多様な文化が存在し、それは私たちにとってどのような意味を持つのか、これらの問いを原理的かつ実証的に解明すること」をめざして教育を行っている。この教育目標を念頭に、1年次から4年次までの「フィールドワークを重視した学際的、原理的かつ実証的な少人数教育」と卒業論文作成を目標とした教育制度を構築している。

#### (2) 言語文化学科

教育目標に「言語と文化の壁を越えて」を掲げ、既存の文学研究や言語学研究の枠内にとどまらず、実践的な語学能力を身につけ、それらの言語能力を媒介に広範な文化現象のさまざまな側面を広く探求し、未知の可能性を新たに切り拓いて行くことのできる人材の育成を目指している。その実現に向けて、〈地域〉に立脚した「日本・アジア言語文化」「欧米言語文化」の2コースを、〈超域〉を旨とする「比較言語文化」コースが架橋するという、きわめて弾力的なコース編成をとっている。

#### (3) 法学科

法律学と政治学の幅広い学習を通して、学生に、現代社会で生じる様々な事件や事象を読み解き、現実の諸問題の核心をとらえるための専門的・総合的な理解力、さらに問題解決の道を切り拓く実践的な応用力を身につけさせ、もって地域社会の多面的な発展に寄与し、国際社会にも通用しうる力量を備えた市民を育むことを教育の目的・目標としている。このような教育目的のもと、《導入→基礎→展開》と積み上げられる専門講義科目によって、学生は、段階的・継続的に専門的知識を身につけることが期待されている。

#### (4) 経済学科

日常的な経済問題から地球規模の問題に至るまで、現代の経済社会が直面するさまざまな問題を、その根底

に存在する仕組みや機能から考察し、問題の処方箋を探求しうる能力を養い、グローバル化と情報化の進展する現代経済に対応しうる能力を備えた人材の育成を教育目的としている。この教育目的を実現するために、コース制を基礎とした専門教育、進級制を基礎とした階梯的教育、4年一贯の少人数教育を柱として、専門教育を編成している。

(分析結果とその根拠理由)

教育課程は、課程編成の趣旨に沿って教養・専門科目を学ぶ授業科目から編成されている。専門科目は、各学科および各コースの特性を活かした授業が配置されている。以上のことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断される。

### 観点5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

(観点に係わる状況)

各学科において、最新の研究活動の成果がテキスト、配布資料等の形で授業内容に反映されている。

(分析結果とその根拠理由)

以上の点から、授業内容は全体として教育の目的を達成するための基盤となる研究の成果を反映したものとなっている。

### 観点5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

(観点に係わる状況)

教育課程編成において次のような取組みを行っている。①他学科・学部での履修科目を自由科目として卒業単位の認定、②静岡県立大学等、他大学との単位互換、③大学以外の教育施設等での学修単位の認定、入学前の既修得単位等の認定、④キャリア教育・インターンシップ授業の開講。⑤社会人非常勤講師の任用をつうじたキャリア形成に資する授業の展開、⑥資格取得（教職免許等）に必要な講義の開講。⑦社会人の受講制度として研究生・科目等履修生・聴講生・特別聴講生制度を設置。⑧社会人教育のため3年次社会人特別選抜を設置。法・経済学科における夜間主コースの設置。⑨市民による寄付講座の開講。

(分析結果とその根拠理由)

以上の点から、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮されていると判断する。

### 観点5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

(観点に係わる状況)

- ① 履修ガイダンスを実施し、組織的な履修指導を実施。また、指導教員制の下、全教員がオフィスアワーを設け個別的な学習相談や教育指導を実施。
- ② シラバスに予復習の指示を明記、授業での小テスト、レポート提出等による授業時間外の学習時間の確保。
- ③ 授業科目の学年配置および時間割上の工夫による各年度における受講可能な授業数の制限をつうじた履修科目の登録の上限設定。経済学科では進級制度により取得可能な単位数の上限を設定。

(分析結果とその根拠理由)

以上の理由により、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

**観点5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。**

（観点に係わる状況）

- ① 開講時間を17：50～21：00（土曜は14：25～17：35）とし、社会人の勤務に支障のない時間割を編成。
- ② 専門科目30単位、共通科目10単位を上限とし昼間コースの履修を認めている。

（分析結果とその根拠理由）

以上の点から、夜間主コースに在籍する学生に配慮した時間割が設定されていると判断する。

**観点5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）**

（観点に係わる状況）

演習を軸として専門科目を学習段階に応じて体系的に配置。学生の学修到達度および予復習の確保に配慮し、講義、演習、講読、実習を配置している。また、学習指導上の工夫としては、①教材の開発、②教育の双方向化、プレゼンテーションソフトの利用等、情報機器の活用、③フィールドワーク教育・地域連携学生参加型授業、④学生自身が調べ、発表し、討論する演習等の少人数授業、⑤卒業論文作成における個別指導があげられる。

（分析結果とその根拠理由）

以上より、教育の目的に照らして、各種の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

**観点5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。**

（観点に係わる状況）

授業名、担当教員名、予復習、成績評価の方法、オフィスアワー等に加え、教育課程の編成の趣旨に即した授業目標・内容・計画を掲載したシラバスが作成されている。シラバスはWeb上に公開され、授業履修計画の作成にあたって活用されている。

（分析結果とその根拠理由）

以上により、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

**観点5-2-③ 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。**

（観点に係わる状況）

自主学习に配慮した取組み：①指導教員制による学生の学修度に応じた個別的な学習支援（教員は個別面談を行い、学生の基礎学力を把握し、結果を「学生カード」に記録）、②教室のIT環境の整備。③社会・言語文化学科では、各コースの共同研究室を設け、PC機材等を設置、④法・経済学科では資料室及び図書室を設置、⑤法学科では、法情報室の整備および共同研究室を拡充。また、法政資料室・自習室への雑誌の配置および学生用コピー機の設置。同室内設置のPCによって論文・判例等の検索システムが利用可能、⑥経済学科では、学生のゼミ連室を確保し、自主学习に必要な機材を設置。また各種ゼミ学習支援金制度を設けている。

基礎学力不足の学生に配慮した取組み：①指導教員制やオフィスアワーを利用した、きめ細かな指導体制の構築。②経済学科では、数学の基礎力不足を補うため「経済数学Ⅰ」を開講。③経済学科夜間主コースでは、18・19年度、補習授業（英語、数学、情報処理）を開講。④法学科夜間主コースでは、18年度に名古屋大学法科大学

教育支援システム「学ぶ君」を利用し「再チャレンジ講座」を実施。

(分析結果とその根拠理由)

以上の点から自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断される。

**観点5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。**

(観点到に係わる状況)

- ① 成績評価基準は静岡大学学則第30条および人文学部規則第12条、卒業認定基準は学則第38条および学部規則第15条および別表Ⅰ、Ⅱに基づき作成され、学生に配布される『規則集』等に掲載・公表されている。
- ② 成績評価を学生の到達度に対応させるために、5段階の評価方法を設定し、公表している。

(分析結果とその根拠理由)

成績評価・卒業認定基準は、学則に基づき人文学部規則に定めている。成績評価基準はシラバス、学務情報システムをつうじて公開し、周知している。

**観点5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。**

(観点到に係わる状況)

- ① 成績評価は、人文学部規則第12条に担当教員が試験の結果及び平常の学習状況を総合して5段階で行うことを定めている。これに基づき期末試験だけではなく、レポート課題、出席等、授業の特性に応じた多面的な評価を実施している。
- ② 卒業は、所定の単位を修得した者について、人文学部卒業判定会議の議を経て認定される。

(分析結果とその根拠理由)

以上によって、成績評価および卒業認定基準にしたがって、成績評価、単位認定および卒業認定は適切に実施されている。

**観点5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。**

(観点到に係わる状況)

学期末に成績表を学生全員に配布し、成績評価について疑問がある場合は、学生は担当教員に説明を求めることができる。なお、成績表は保証人へも郵送されている。

(分析結果とその根拠理由)

以上の点から成績評価の正確さを担保する措置が講じられていると判断される。

**(2) 優れた点及び改善を要する点**

(優れた点)

本学部の教育目的のもと、4年間一貫少人数教育を軸に教育課程が体系的に編成されている。本学部の教育課程において特筆すべき点は、地域社会との協力による寄付講座、社会人非常勤講師による授業およびキャリア形成授業、およびフィールドワークを取り入れた実証的な授業の展開にある。

(改善を要する点)

- ・学務情報システムの履修登録が学内限定となっており、学生の不満が高い。
- ・成績評価に関する学生の問合せについては組織的の手続きが確立されていない。



・「インターンシップ」が単位化されていない学科がある。

### (3) 基準5の自己評価の概要

人文・社会科学系総合学部としての特色を生かした教養教育と専門教育についての4年間一貫のくさび型教育課程が、本学部の教育目的に基づいて、体系的に編成されている。授業の内容は教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっており、また、最新の研究活動の成果を反映したものとなっている。また、教育課程の編成にあたっては、他学科・他学部の履修、他大学との単位互換、インターンシップの単位化等により、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応するように配慮されている。

単位の実質化にあたっては、教務委員会を中心とした履修指導、指導教員制度にもとづいた個別学習相談・教育指導を利用し、組織的・個別的に対応している。シラバスについては、授業の目標、学習内容、授業計画、成績評価の方法・基準等が明示されており、Web上に公開されている。学生の履修計画の作成にあたって活用されている。

学生の自主的学習に配慮した取組みとしては、指導教員制をつうじた個別的な学習支援、自習室の設置および自習室へのコンピュータの設置やデータベースの利用があげられる。また、基礎学力不足の学生に配慮した取組みとしては、指導教員制やオフィスアワーを利用した、個別的な指導体制を構築している。また、数学の基礎力不足を補う授業（経済数学）の開講や夜間主学生向けの補習授業を実施している。

成績評価基準と卒業認定基準は学則に基づき人文学部規則に定めている。同基準は『履修の手引き』とシラバスにおいて明示するとともに、配布物、学務情報システムをつうじて公開し、学生に周知している。また、成績評価の正確さを担保するため、学生全員への成績報告表の配布の実施（保証人にも郵送）、および成績評価について疑問が生じた場合、授業担当教員に対して説明を求めることを認めている。

以上のとおり、教育課程の編成状況、その内容、水準、授業形態、学習指導法、成績評価等から総合的に判断すれば、教育課程は教育の目的にもとづいて体系的に編成されており、その内容・水準も現時点においては適切である。

## 基準6 教育の成果

観点6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

(観点に係わる状況)

- ① 「人文部学部学術憲章」において、人材像や学生が身に付けるべき資質・能力を明示し、これを『規則集』、『人文学部案内』、『履修の手引き』およびホームページで公開している。
- ② 平成18年度においては全学的に「学生生活に関する定量調査」を実施し、同調査の評価結果にもとづき、改善計画を作成した上で改善実施状況を検証した。
- ③ 平成19年度においては、在校生・卒業生等にアンケートを実施し、教育目的の達成状況を検証した。

(分析結果とその根拠理由)

育成しようとする人材像を教育目的として明らかにしている。また、教育目的の成果や効果を各種のアンケート調査をつうじて検証・評価している。この点から教育目標・方針・養成しようとする人材像が適切に定められ、またその検証・評価も適切に実施されている。

観点6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力については、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(観点に係わる状況)

### 1. 単位修得状況

平均単位修得状況を以下の表6-1に示す。平成19年度の学年次別の修得状況は、3年次が最も多く、次いで2年、4年、1年の順である。

表6-1 平均単位修得状況

	平成19年度			
	1年次	2年次	3年次	4年次
社会学科	53.2	51.4	37.4	28.4
言語文化学科	45.6	57.8	39.3	31.3
法学科	49.4	53.1	46.5	30.7
経済学科	50.2	49.3	46.9	29.9
法学科(夜)	33.2	46.6	55.1	41.9
経済学科(夜)	34.0	52.2	52.3	39.2

### 2. 進級状況

進級制度を実施している経済学科の状況を示す。

表6-2 経済学科の進級状況

	平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	在籍者数	進級者数	割合(%)	在籍者数	進級者数	割合(%)	在籍者数	進級者数	割合(%)	在籍者数	進級者数	割合(%)
2年次への進級	191	189	98.9	191	179	93.7	196	186	94.9	187	179	95.7
3年次への進級				188	172	91.4	193	173	89.6	204	181	88.7
4年次への進級							173	165	95.3	182	170	93.4

### 3. 学位取得状況

平成19年度における標準修了年限内卒業率は66.9%であり、卒業率は、75.8%である(以下の表6-3を参照)。

表6-3 卒業状況

区分	平成19年度								
	在籍者	卒業者	X		Y		Z		その他
			実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)	
社会学科	103	77	66	66.7	7	7.1	0	0.0	4
言語文化学科	106	74	66	64.1	4	3.9	1	1.0	3
法学科	178	138	126	71.6	7	4.0	3	1.7	2
経済学科	210	182	158	75.6	20	9.6	3	1.4	1
法学科(夜)	59	29	20	35.9	5	8.8	2	3.5	2
経済学科(夜)	60	43	34	57.6	7	11.9	1	1.7	1
合計	716	543	470	66.9	50	7.1	10	1.4	13

注1) 在籍者数は、当該年度末3月1日現在における4年生の数字を示す。

注2) Xは、標準修了年限内での卒業生数を示す。

注3) Yは、標準修了年限+1~2年での卒業生数を示す。

注4) Zは、標準修了年限+3年以上での卒業生数を示す。

注5) その他は、編入生数を示す。

注6) 卒業率=卒業生数÷在籍者数

注7) 標準修了年限内卒業率=標準修了年限内卒業生÷在籍者数

注8) 標準修了年限+2年以内卒業率=標準修了年限+2年以内卒業生÷在籍者数

注9) 標準修了年限+3年以内卒業率=標準修了年限+3年以内卒業生÷在籍者数

### 4. 資格取得状況

本学部の教育プログラムにより取得可能な資格は、教員免許、学芸員資格、社会調査士資格である(表6-4参照)。なお、平成19年度に社会調査士の認定申請をした学生23人が平成20年度に資格認定を受けた。

表6-4 資格取得状況

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	教員	学芸員	教員	学芸員	教員	学芸員	教員	学芸員
社会学科	14	18	11	16	11	21	18	20
言語文化学科	20	1	24	1	19	0	14	1
法学科	10	0	8	0	5	0	4	0
経済学科	11	1	11	0	10	1	10	0
合計	55	20	54	17	45	22	46	21

#### 【分析結果とその根拠理由】

①卒業率は19年度において75.8%である。②進級制度を採用している経済学科において、2年次から3年次への進級において90%を若干下回るものの、他の進級年次では90%を超えている。③資格取得を希望する学生は卒業時まで資格を取得している。以上の点から見て、各学年および卒業時において学生が身に付ける学力、資質・能力において、教育の成果や効果は上がっていると判断される。

**観点6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。**

(観点に係る状況)

1. 学業の成果の達成度に関する評価

① 「学生授業アンケート」結果(平成19年度データ)によれば、設問13「知識・技術が身についた」の数値は、7.5ポイントを示す(9段階評価方式)。

② 平成19年度に本学部の全学生を対象として「学業の成果に関するアンケート」を実施した(回答者数1,220人)。(アンケート項目は表6-5を、アンケート結果は図6-1を参照)。

年度当初に学業の目標を設定している学生は約50%である。それらの学生の自己評価によれば、目標達成度の全平均値は2.8ポイントである(5段階評価方式)。知識の修得に関する目標達成度に関しては、「幅広い教養」が3.3ポイント、「所属学科の専門知識等」が3.2ポイントを示す。修得能力に関しては、「課題発見/解決能力」が3.5ポイント、「コミュニケーション能力」が3.3ポイントを示す。

表6-5 学業の成果に関するアンケート項目

設問1. あなたは年度当初に学業の目標を設定しましたか。

設問2. 上記質問に「はい」の場合、あなたは年度当初に設定した学業の目標をどの程度達成できましたか。(以下、⑤十分達成した、④ある程度達成した、③どちらともいえない、②あまり達成しなかった、①まったく達成しなかった、のいずれかで答えて下さい。)

設問3. あなたの専門知識の修得度について、下記の項目別に答えてください。

- 1) 所属学科の専門分野に関する知識・技術
- 2) 他学科の専門分野に関する知識・技術
- 3) 幅広い教養
- 4) 外国語能力
- 5) 情報活用能力

設問4. 授業(演習やフィールドワークを含む)に参加することによって下記項目の修得をどの程度達成しましたか。

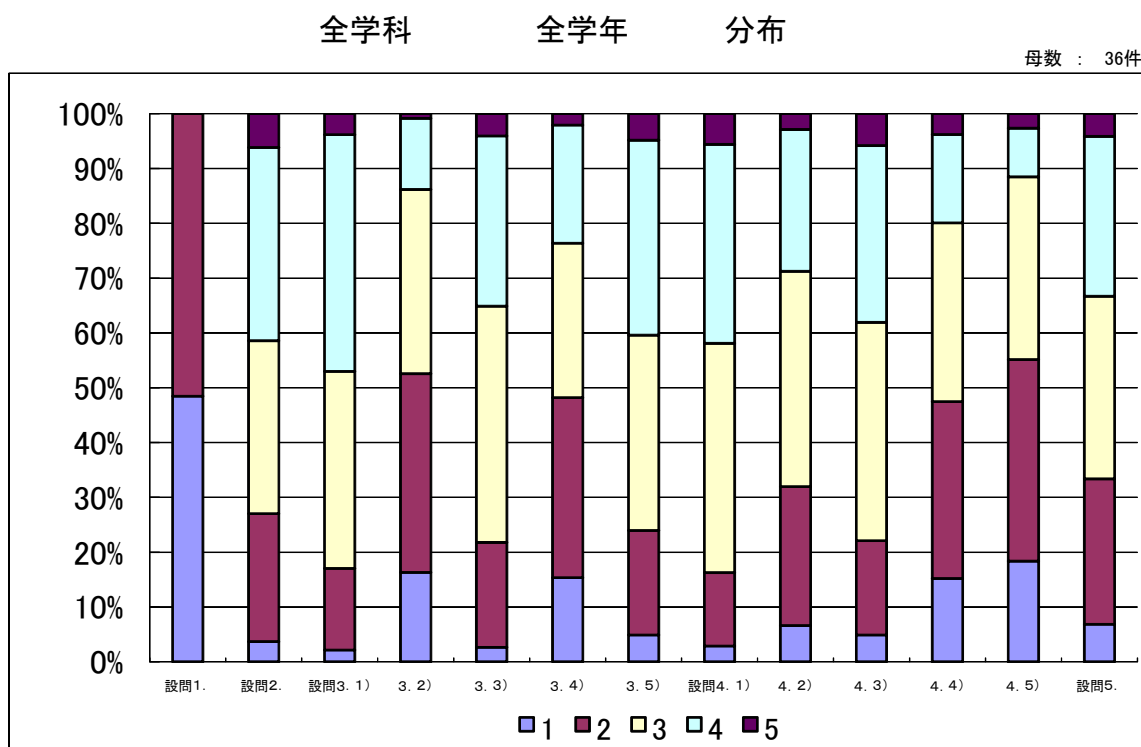
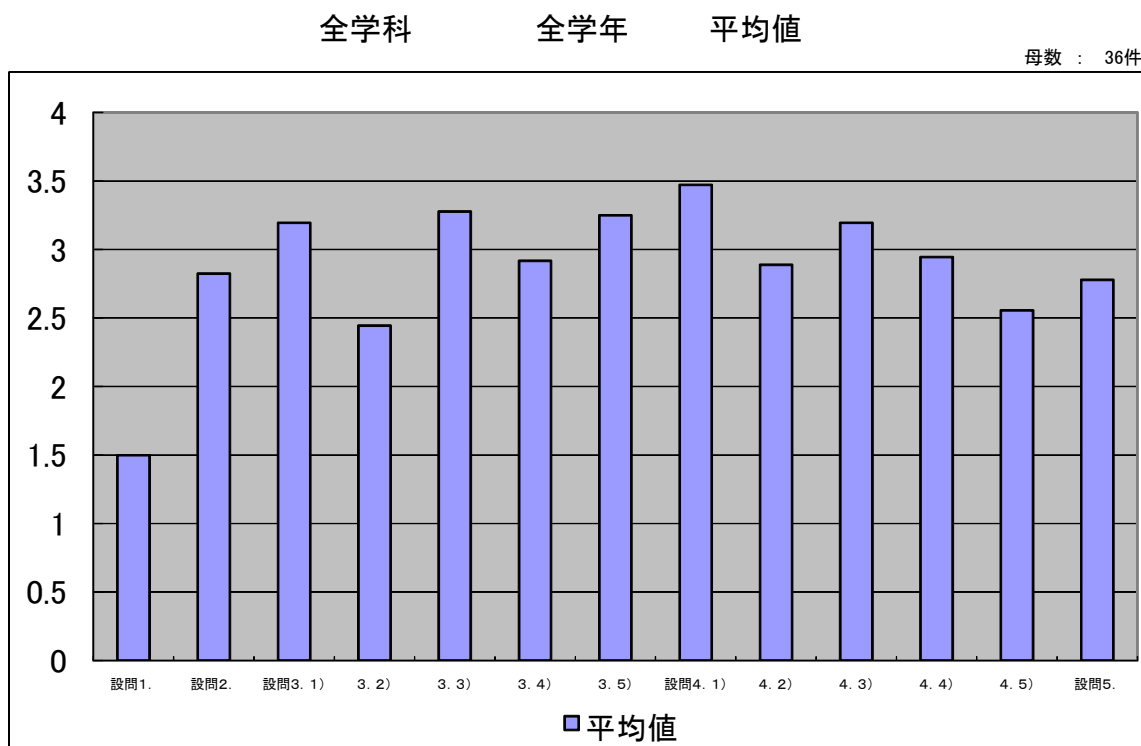
- 1) 課題発見/解決能力
- 2) プレゼンテーション能力
- 3) コミュニケーション能力
- 4) 国際感覚 5) リーダーシップ

設問5. あなたは今年度の学業への取り組みにどの程度満足していますか。

図6-1 「学業の成果に関するアンケート」結果

上段の図は設問別平均値。

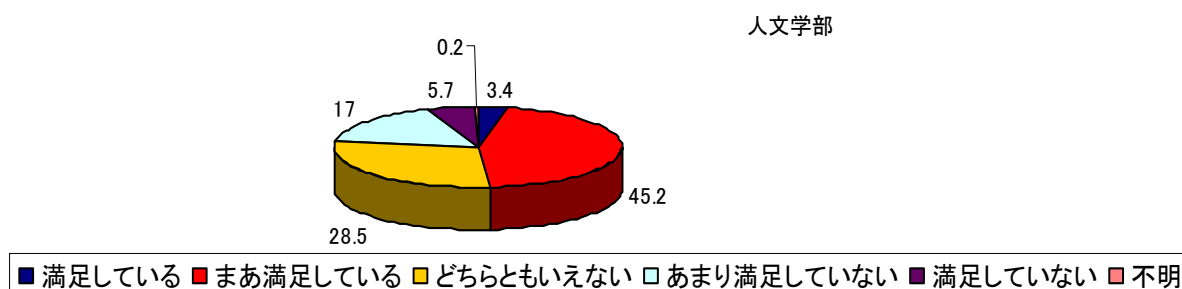
下段の図は設問別5段階評価の分布値。



## 2. 学業の成果の満足度に関する評価

- ① 「学業の成果に関するアンケート」結果によれば、学業の成果に関する「満足度」は、2.8 ポイントを示す（5段階評価方式）。
- ② 平成18年度実施の『「大学生生活・学習」に関するアンケート』結果によれば、教育に関して満足している学生（「満足している」「まあ満足している」）は、48.6%である（以下の図6-2を参照）。

図6-2 教育に関する満足度（『「大学生生活・学習に関するアンケート』結果より」



（分析結果とその根拠理由）

アンケート等によれば、①学業の成果の到達度に関して、教養及び専門知識の修得や課題発見能力について学生自身の評価が高い。②授業に関する学生の満足度が高く、学業の成果についても、学生の満足度は比較的高い数値を示している。以上の結果から判断して、本学部の意図した教育の成果・効果があがっていると判断される。

**観点6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果があがっているか。**

（観点に係わる状況）

本学部学生の卒業後の進路状況の総括表を表6-6に示す。

平成19年度卒業者の就職率は70.4%である。就職決定者の就職先は、民間が81%、公務員が16%である。民間就職先としては、金融・保険業、卸・小売業、製造業が多い。地域別には、中部地域が約6割を占め、その内、静岡県内が約7割である。大学院進学率は増加傾向にある。

表6-6 卒業後の進路状況

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	実数	割合 (%)	実数	割合 (%)	実数	割合 (%)	実数	割合 (%)
就職	313	56.40	366	68.67	408	68.69	382	70.35
進学	36	6.48	54	10.13	56	9.43	53	9.76
その他	206	37.12	113	21.20	130	21.88	108	19.89
合計	555	100.00	533	100.00	594	100.00	543	100.00

（分析結果とその根拠理由）

就職率は経済全般の状況にも左右されるが、ここ4年間においては平成19年度の就職決定率はもっとも高い。卒業生の70.4%の就職が決まっている。また、進学率平成16年度においては6.48%であったものの、ここ3年間は10%前後で推移している。以上の推移から判断して、教育の成果、効果は上がっていると判断される。

**観点6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果があがっているか。**

## 上がっているか。

(観点に係る状況)

平成19年度に「静岡大学に関するアンケート調査」を実施した。調査対象は、①卒業3年目と5年目の卒業生全員(回答数128人)、②過去5年間に3人以上の卒業生を受入れた企業(回答数163社)、③4年生の保護者全員(回答数307人)である。

### 1. 卒業生からの評価

学習修得度に関する評価として、「専門分野に関する知識技術」が最も高く、ついで「幅広い教養」、「人間力」、「コミュニケーション能力」、「課題発見・解決能力」について高い評価を得ている。一方、「外国語能力」、「国際感覚」、の修得度は低く、それらの能力向上が教育上の課題である(以下の図を参照)。修得能力の役立ち度については、「幅広い教養」が最も高く、ついで「専門分野に関する知識技術」となっている(図6-4を参照)。

図6-3 学習修得度(静岡大学に関するアンケート調査(卒業生))

### 学業の成果の達成度

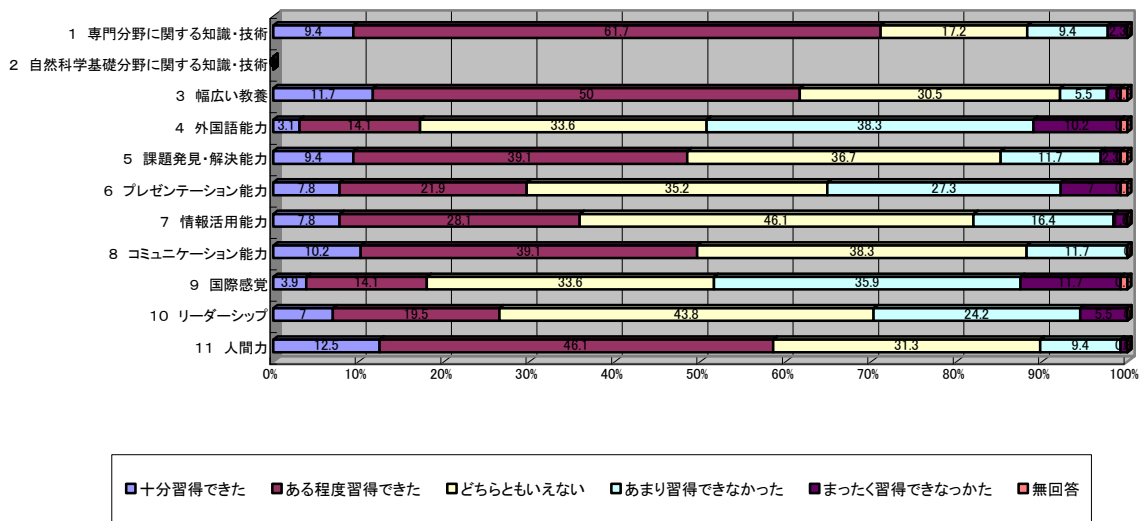
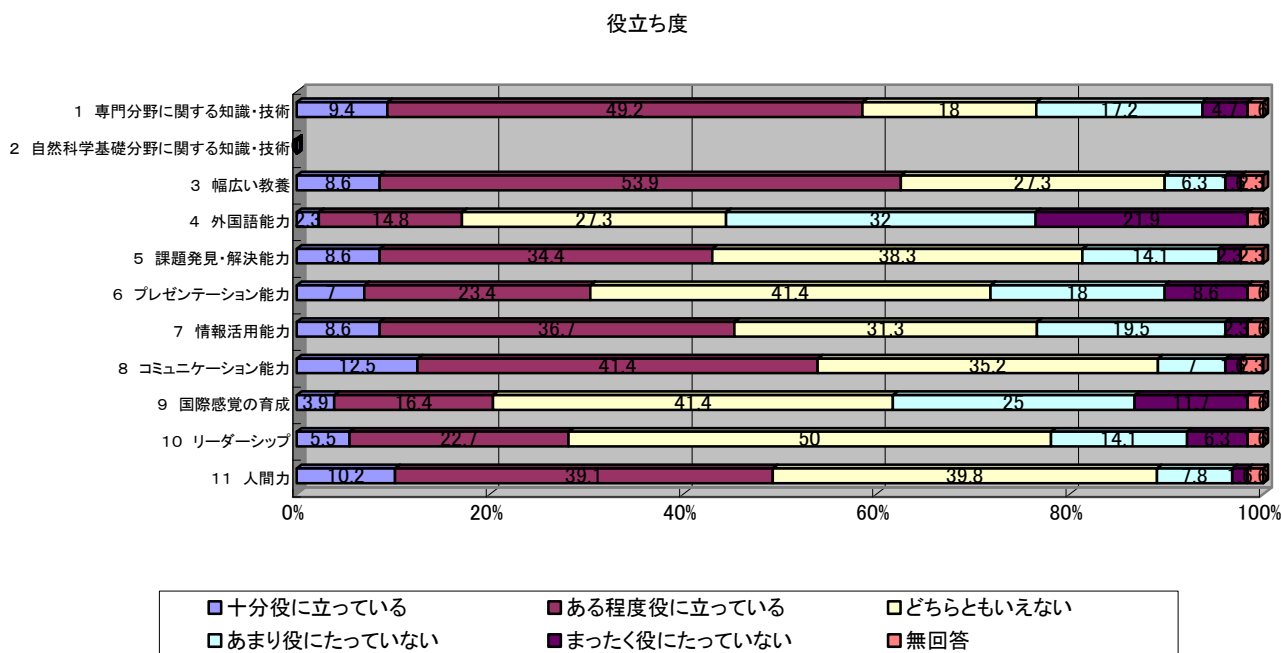


図6-4 役立ち度（静岡大学に関するアンケート調査〈卒業生〉）



2. 企業等就職先からの評価

① 本学部卒業生の修得度に関する評価としては、「コミュニケーション能力」が最も高く、ついで「幅広い教養」「人間力」となっている（図6-5 卒業生修得度、参照）。業務遂行における重要度（図6-6 学生採用企業重要度、参照）と修得度の相関関係を見ると、全ての項目が「重要度が高く、修得度が高い」の範囲内にある。総合的満足度は、「非常に満足」47.6%、「やや満足」38.8%である（図6-7 採用企業の総合的満足度、参照）。

図6-5 卒業生修得度（静岡大学に関するアンケート調査〈企業〉）

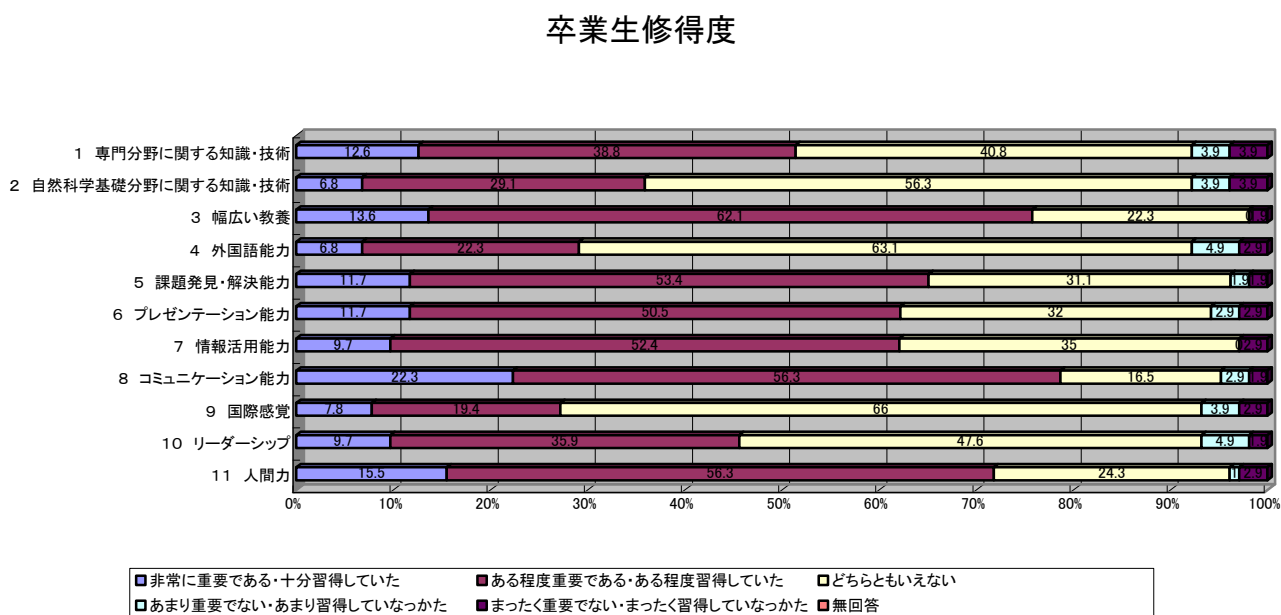


図6-6 卒業生採用企業重要度（静岡大学に関するアンケート調査〈企業〉）



## 採用企業重要度

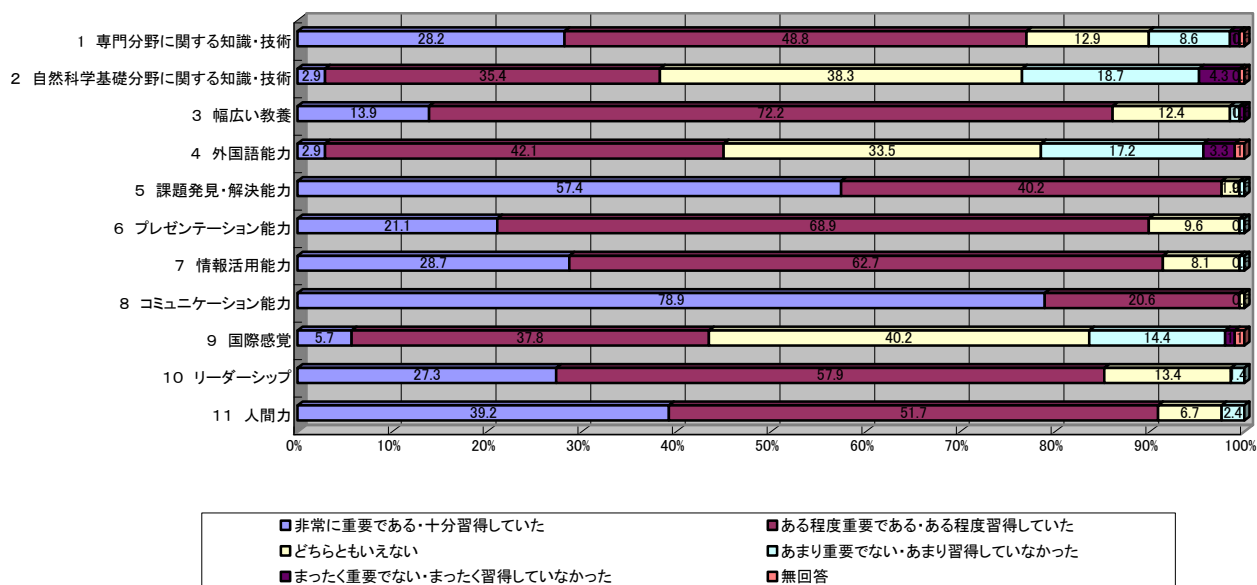
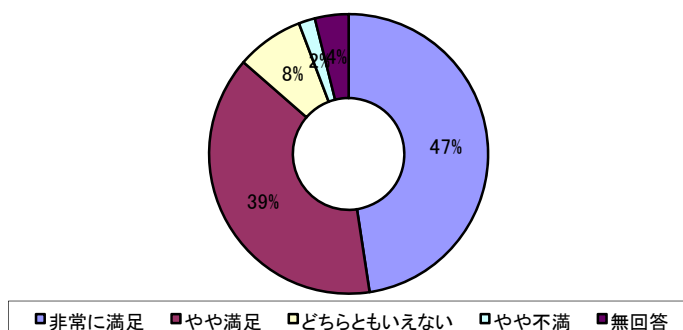


図 6-7 採用企業の総合的満足度（静岡大学に関するアンケート調査〈企業〉）

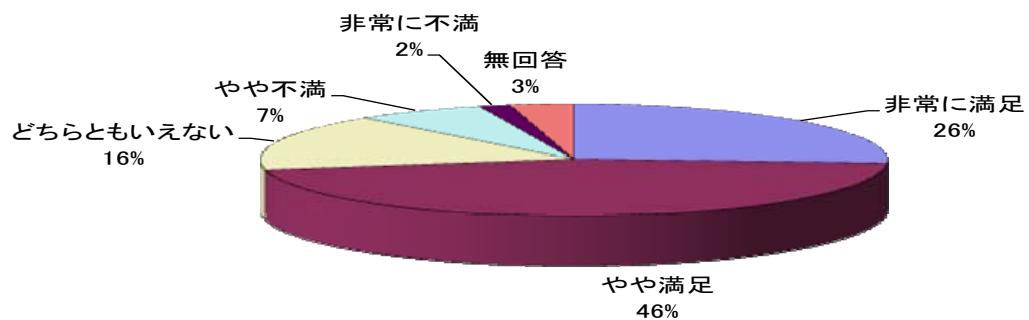


② 平成 19 年度に、民間企業 3 社と 1 自治体を対象として、個別訪問による聞き取り調査を実施した。企業からは、「精神的な強さ」「チャレンジ精神」「考える力」「高い基礎学力」「情報収集能力」「コミュニケーション能力」「人間力」の育成につき、本学部教育への期待と相応の評価が示された。

### 3. 保護者からの評価

「静岡大学に関するアンケート調査」（平成 19 年度実施）によれば、保護者においては、「非常に満足」26.1%、「やや満足」45.9%であり、大方の保護者から満足を得ている（図 6-8 参照）。

図 6-8 学生生活の総合満足度、分野別満足度（静岡大学に関するアンケート調査〈保護者〉）



### 【分析結果とその根拠理由】

①卒業生からは在学中の学習修得度として「専門分野に関する知識」「幅広い教養」、「人間力」などについて高い評価を受けている。②企業等の就職先から本学部卒業生の採用について高い満足度を得ている。③学生の保護者の72%が本学部の教育に満足していることから、教育の成果や効果があがっているものと判断する。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### (優れた点)

学生が身に付けるべき学力、資質・能力や人材像が明確化されている。学生の単位取得状況・卒業状況等は高い水準で推移しており、学生が身に付けるべき学力や資質・能力について、教育の効果はあがっている。また、卒業生、企業および保護者のアンケートによれば、教育効果に対する評価は高く、本学の意図した人材が育成されていることが伺われる。

### (改善を要する点)

教育目的を組織的、継続的に調査し、達成状況を検証する組織・体制が構築されていない。また、卒業時の教育成果を評価する仕組みに加え、卒業までの各学年において教育成果効果を評価する仕組みの構築も求められる。

## (3) 基準6の自己評価の概要

本学部で育成しようとする人材像を教育目的として明確にしている。また、FD委員会等を設置し、授業評価アンケートを実施し、教育目的の達成状況を検証している。また、平成19年度においては卒業生、就職先企業、保護者へのアンケートを実施し、意見を聴取したが、本学の教育成果や効果に対する評価は高いものであった。

学業の成果を示す卒業率は平成19年度において75.8%である。また、進級制度を採用している経済学科においては、2年次から3年次への進級において90%を若干下回るものの、他の進級年次では90%を超えている。教員免許、学芸員等の資格取得状況を見ると、資格取得を希望する学生は卒業時まで資格を取得している。

授業評価、授業アンケート等によれば、①学業の成果の到達度に関して、教養及び専門知識の修得や課題発見能力について、学生自身の評価が高いこと。②授業に関する学生の満足度が高く、学業の成果についても、学生の満足度は比較的高い数値を示している。

ここ4年間の就職状況を見ると、平成19年度の就職決定率はもっとも高い。卒業生の70.4%の就職が決まっている。就職決定者の就職先は、民間が81%、公務員が16%である。民間就職先としては金融・保険業、卸・小売業、製造業が多い。地域別には、中部地域が約6割を占め、その内、静岡県内が約7割である。ほぼ学生の希望に沿うものであり、本学部の専門性を活かせる就職先となっている。また、進学率は平成16年度においては6.48%であったものの、ここ3年間は10%前後で推移している。

卒業生からは、在学中の学習修得度として、「専門分野に関する知識」「幅広い教養」、「人間力」などについて高い評価を受けている。企業等の就職先からは本学部卒業生の採用について高い満足度を得ている。また、学生の保護者の72%が本学部の教育に満足している。

以上の点から、本学の教育目的において意図された、学生の学力、資質・能力や人材像に照らし、教育の成果や効果は満足のいく水準にあると判断される。

## 基準7 学生支援等

### (1) 観点ごとの分析

#### 観点7-1-① 授業科目や専門の選択の際のガイダンスが適切に行われているか。

(観点に係る状況)

- ・新学期冒頭に、教務委員が学年別・学科別の履修指導ガイダンスを実施している。
- ・とくに1年生に対しては、学科別の全体ガイダンスだけでなく、新入生セミナー担当者（指導教員）が個別に履修相談に応じたり、履修申告状況のチェックを行っている。
- ・2年生以上に対しては、下記のような進級・履修ガイダンスを行っている。

【表 7-1-1-1】

社会	・2年進級に伴うコース選択のために、「全体ガイダンス」と「コース別ガイダンス」を実施している。そして、コースごとの個別面接を通じて所属コースを決定している。
言語文化	・2年次からのコース選択をするため、1年次に「コース別説明会」を実施している。そして、コース別個別面接を通じて所属コースの決定を行っている。 ・卒業論文作成に向けた専門分野所属を1年間の受講の後に最終決定する。
法	・2年進級時および3年進級時におけるゼミ選択に際し、「ゼミ・ガイダンス」（全教員参加）を行い、学生の希望を尊重して所属ゼミを決定している。
経済	・2年進級時にコース選択の「全体ガイダンス」を行うとともに、さらに「コース別・ゼミ別説明会」を開催して、所属ゼミ（コース）を決定している。

- ・2年生以上はシラバスのデジタル化を実施し、WEB上でのシラバス閲覧を可能にしている（なお、デジタルに不慣れな1年生向けに、シラバスの印刷物（冊子）を配布している）。
- ・なお、毎年開催されている学部懇談会では、一部の学生から「とくに他学科の授業を選択する際に便利なので、2年生以上にもシラバスの冊子を配布してほしい」という要望が出された。この点については、現在、教務委員会が改善策を検討中である。

(分析結果とその根拠理由)

- ・授業科目等のガイダンスは、教員の個別指導やシラバスのデジタル化などにより、おおむね適切に実施されていると認められる。

#### 観点7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

(観点に係る状況)

- ・従前より、学科ごとにコース制やゼミなどの少人数教育を通して、とくに指導教員が中心となって学生に対するきめ細やかな履修指導や学生相談・助言活動を行ってきた。
- ・さらに平成15年度には、従前の学生支援のあり方をより明確化・制度化するために、『指導教員の手引き』を作成した。それは、①指導教員は前期・後期各1回以上の個別面談を行い、②その内容を「学生カード」に記録し、③それによって系統的な助言や指導教員間の円滑な引継ぎを容易にすることを記載したものである。このうち「学生カード」は、従前の「指導教官届」を改定し、履修相談、学生生活相談、進路相談の内容を系統的に記入できるようにしたものである。
- ・全教員が毎週最低1時間のオフィスアワー（以下、「OH」と略記する。）を設定するとともに、学部ホームページ、学務掲示板、各研究室ドアなどにその時間帯を掲示し学生への周知徹底を図っている。なお、OHのホー

ムページへの掲出状況（平成20年7月1日現在）は以下の通りである。

【表 7-1-2-1】

	教員数 (A)	OH 公表者 (B)	実施率 (B/A%)
社会	21*	21	100
言語文化	30	30	100
法	21**	20	95
経済	31***	31	100

注) \*海外研修中の教員2名を除く。

\*\*法務研究科教員7名（法学科兼任教員）を含む。

\*\*\*学部長と留学中の教員を除く。

- ・さらに教員の連絡先（メールアドレス、電話番号）を公開することにより、いつでも気軽に相談・助言を受けられる体制を整備している（ただし、公開は教員の任意）。
- ・「学生支援等に関するアンケート」（平成18年8～9月実施）によれば、学生相談活動の実施実績は以下の通りである。

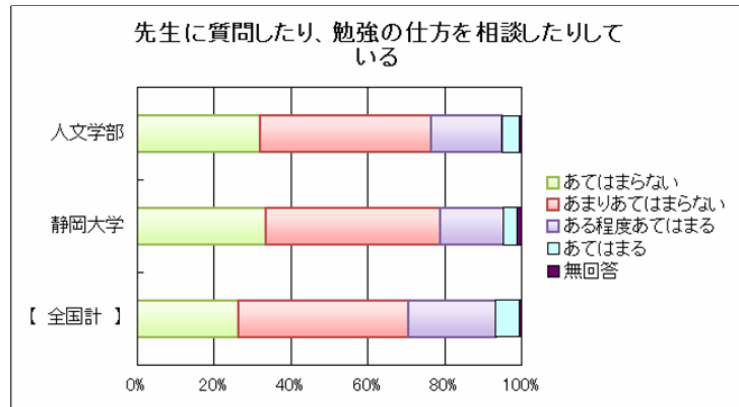
【表 7-1-2-2】

社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数は1学期あたり最低1件、最大20件、平均6件。1件平均20分相談が行われている。</li> <li>・OH以外での相談も多く、最大で150件、平均20件、1件平均25分の相談が行われている。</li> <li>・学習相談が中心だが、生活相談等を通じて不登校を防止できた事例もある。</li> </ul>
言語文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2週間に1度相談を受けている教員が半数近く（41%）を占めている。</li> <li>・OH以外でも相談が多く、毎週行っている教員が過半数を超える（58%）。</li> </ul>
法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数は1学期あたり最大6件、平均3.4件、1件平均の相談時間は34分。</li> <li>・OH以外の学生相談も数多く行われている。</li> </ul>
経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1学期あたり最高60件、平均7.9件、1件平均23分の相談が行われている。学習相談が中心。</li> <li>・OH以外でも、週30件、平均4.8件、1件平均25.2分の相談がなされている。</li> </ul>

・ただ、上述のような各種相談・助言体制はかなりの程度整備されている。しかし、それにもかかわらず、平成20年度学部懇談会では、一部の学生から「履修・単位取得などの問題について相談したいことがあっても、誰に相談してよいか分からない」という声が寄せられた。そこで教務委員会を中心に相談体制のいっそうの強化を検討している。

- ・また、「全国大学生調査」（2008年）によれば、「先生に質問したり、勉強の仕方を相談したりしている」という質問項目について「あてはまる」「ある程度あてはまる」と答えた人文学部生の割合はわずかに23.0%にすぎない（全国平均は28.8%）（図7-1-2-1参照）。これは、言い換えれば、人文学部生の8割近くが教師への相談を積極的に行っていないことを示唆している。もちろん、この結果をもって即断することはできないが、学生が何らかの悩み事・相談事を抱えていても、教師側の相談・助言体制が必ずしも有効な受け皿になっていない可能性があることに留意する必要がある。

【図 7-1-2-1】



(分析結果とその根拠理由)

指導教員を中心とする相談・助言体制が整備され、さらに教員の研修体制も確立されているという点で、おおむね適切に学習相談・指導が行われているとあってよい。実際にも、多くの教員が学生からの相談を積極的に受け入れ、そうした相談活動を通して問題解決に至っている事例も多い。

### 観点 7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

(観点に係る状況)

- ・学習支援に関する学生のニーズを把握するため、人文学部として、授業評価アンケート、オピニオン・ボックス、人文学部懇談会などを実施している。
- ・このうち授業評価アンケートでは、学生の授業満足度を数値化するだけでなく、自由記述によって学習支援に関する学生ニーズを把握することが可能となっている。ただアンケートの性格上、そこに示された学生ニーズへの対応はもっぱら教員個人に任されており、学部として学生ニーズを把握するという仕組みにはなっていない。
- ・平成 16 年度から、年 1 回の学部主催行事として人文学部懇談会を開催し、授業や教育環境の改善、学習支援等に関して、直接学生の意見・要望を聞く機会を設けている。平成 19 年度からは、学生間の意見集約をより徹底するため、各ゼミ・コースから代議員を選出するという方式をとっている。なお、懇談会の場で出された学生側の要望とそれに対する学部側の回答（取り組みの成果を含めて）は学部ホームページに公表している。
- ・他方、法学科、経済学科では、それぞれ法政学会、経済学会の活動の一環として、毎年、学生に購入を希望する図書を聞き、それに基づいて書籍の購入を行っている。
- ・また、法政学会、経済学会で学術講演会（年 2 回）を開催するにあたっては、事前に学生の希望を聴取して講師を選んでいる。

(分析結果とその根拠理由)

- ・学生ニーズの把握という点では、個々の教員レベル（授業評価アンケート）、学部・学科レベル（人文学部懇談会など）での対応がなされ一定の成果を上げているが、今後より組織的な対応を強めるための工夫・改善も必要と思われる。

### 観点 7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

(観点に係る状況)

- ・基礎学力不足問題に対処するため、経済学科では、1年生向けに「経済数学Ⅰ」を開講し、大学受験レベルの数学と学部段階で必要とされるレベルの数学との隔たりを埋めている。
- ・学年末試験終了後、学科・学年ごとに修得単位数不足の学生を調査し、そのデータを一覧表に作成している(表7-1-4-1参照)。それに基づき、各指導教員が面談による教育的指導を行っている。しかし、この取り組みも、すべての学生に対して網羅的に行われているわけではない。大学に登校していない学生、連絡がつかない学生など若干名については、指導教員による働きかけには困難な場合がある。

【表7-1-4-1】修得単位数不足者の状況

<昼間コース>

	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	2年	3年	4年	2年	3年	4年	2年	3年	4年
社会	4	7	18	8	4	15	5	8	13
言語文化	4	8	13	2	7	4	1	2	10
法	12	17	30	6	15	32	8	6	32
経済	12	28	46	22	5	45	16	1	9

<夜間主コース>

	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	2年	3年	4年	2年	3年	4年	2年	3年	4年
法	12	9	17	4	15	4	9	4	19
経済	4	14	15	5	7	9	26	6	15

(備考)「修得単位数不足」とは、以下の日本学生支援機構奨学生の適格認定基準(警告以下の区分に属さない)を満たさない学生をいう。

2年次進級時31単位以上、3年次進級時62単位以上、4年次進級時93単位以上。

- ・夜間主コース(法学科・経済学科)では、平成19年度、再チャレンジ支援経費の予算措置を受け、とくに社会人学生に対する補習講座を開設した。具体的には、法学科ではE-learningシステムを活用した法学・政治学の基礎講座を、経済学科では実用英語の補習講座を開設した(経済学科は平成20年度も講座を継続)。
- ・留学生に対してはチューターを配置し、勉学面だけでなく生活面でのサポートを担当させている。なお、各年度ごとの留学生数およびチューターの採用状況は以下の通りである(表7-1-4-2参照)。

【表7-1-4-2】

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	留学生数	チューター数	留学生数	チューター数	留学生数	チューター数
社会	14(7)	3	18(8)	9	14(6)	6
言語文化	19(6)	9	16(6)	5	17(6)	7
法	15(12)	3	12(9)	3	6(5)	1
経済	31(21)	6	25(17)	2	21(11)	4
その他	3(0)		3(0)		3(0)	
合計	82(46)	21	74(40)	19	61(28)	18

(注) \*表中の留学生数は正規の留学生のほか、科目等履修生、研究生、特別聴講学生も含む。

\*\* ( )内の数は正規留学生の数である。

この表から明らかなように、すべての留学生に満遍なくチューターが割り当てられているわけではない(平成

20年度充足率は正規留学生で64.3%、全留学生で29.5%)。今後の課題である。

- ・留学生に対する教育指導・支援体制を一層充実させるため、留学生に対するアンケート調査を実施している。
- また、学部の授業のなかで「日本語作文」を開講し、学部としても留学生の日本語教育に取り組んでいる。

(分析結果とその根拠理由)

- ・要特別支援者に対する学習支援、とくに基礎学力不足者、修得単位数不足者への対応は適切に行われている。
- ・夜間主コースを中心に、社会人学生への支援も適切に行われている。
- ・ただ、留学生については、チューターの絶対数が不足するなど今後改善すべき問題点が存在する。

### 観点7-2-① 自主的学習環境(例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。)が十分に整備され、効果的に利用されているか。

(観点に係る状況)

- ・各学科における施設面における自主的学習環境の整備状況は以下の通りである。

【表7-2-1-1】

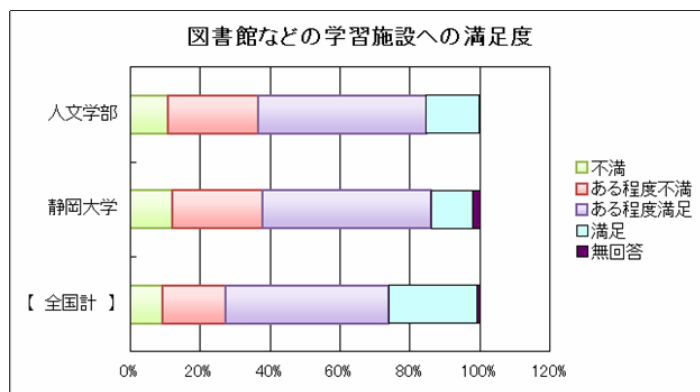
社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5つのコースでそれぞれ学生のための共同研究室を設け、机・椅子、図書雑誌(大型辞書・各種事典・基本文献・専門雑誌等)、及びパソコン・視聴覚機器・ソフトを整備して、学生の自主学習のために利用の便を図っている。</li> </ul>
言語文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7つの履修分野がそれぞれ学生のための共同研究室を設け、机・椅子、図書雑誌(大型辞書・各種事典・基本文献・専門雑誌等)、及びパソコン・視聴覚機器・ソフトを整備して、学生の自主学習のために利用の便を図っている。</li> </ul>
法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法情報室」の整備し、コンピューター8台を設置するとともに、論文・判例等の検索システムを利用できるようにした。</li> <li>・自習室に机10台と椅子16脚を配置し、学生の自習の便宜を図っている。</li> <li>・法政資料室、自習室での配架雑誌を充実するとともに、学生用コピー機1台を設置している。</li> <li>・E-learningシステム整備の一環として、シラバスシステム"PowerCampus" (<a href="http://www5.hss.shizuoka.ac.jp/pc/top/index2.html">http://www5.hss.shizuoka.ac.jp/pc/top/index2.html</a>)を活用している。これにより予復習・レポートの課題や参考文献を提示したり、授業時間外での質疑応答を行うなどして、自主的学習の便宜を図っている。</li> <li>・E-learningシステム整備の一環として平成19年10月より教育支援システム「学ぶ君」 (<a href="http://www.hss.shizuoka.ac.jp/law/manabukun.html">http://www.hss.shizuoka.ac.jp/law/manabukun.html</a>)の試行運用を行い、20年4月より本格運用を開始した。これにより、法学科の学生は5,000問以上にも及ぶ択一式問題データベースをいつでもどこでも自由に利用できるようになった。</li> </ul>
経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生が自由に使用できるゼミ連室を確保し、学習に必要な機材(コンピューター3台、プリンタ2台、スキャナー1台)を設置した。</li> <li>・自主的学習を促進するため、3年生にコピーカードを支給しているほか、各種補助金制度を設けている。</li> </ul>

・上掲表に示された取り組みにもかかわらず、人文学部に割り当てられている建物スペースが絶対的に不足しているため、自習室や談話室などの共用スペースを十分に学生に提供できていないのが現状である。また、建物スペースの管理は学科単位で行われているため、学生1人当たりの共用スペース面積は学科間の格差が大きい。

・「全国大学生調査」(2008年)によれば、人文学部生の学習施設面での満足度は低く、「不満」と「ある程度不満」の合計は36.7%に達している(全国平均は27.2%)。要するに、現状は、多くの学生の満足を得るには不十分である(図7-2-1-1参照)。



【図7-2-1-1】



(分析結果とその根拠理由)

- ・人文学部に割り当てられている建物スペースが絶対的に不足しているため、自主的学習環境を整備するためのスペースを確保することが困難である。
- ・そうした状況にもかかわらず、各学科ごとに継続的な改善努力がなされている。
- ・しかし、現時点では、多くの学生の満足を得るには至っていない。

**観点7-2-② 学生のサークル活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。**

(観点に係る状況)

- ・サークルや自主ゼミなど学生の課外活動に対する支援等の実績（平成19年度分）は、以下の通りである。

【表7-2-2-1】

社会	・9名の教員が読書会などの学生の自主的勉強会に参加し、助言などのサポートをしている。
言語文化	・4名の教員が外国語の勉強会などで学生の自主的な勉強会をサポートしている。
法	・模擬裁判実行委員会の活動に対して、毎年、多くの教員が協力している。 ・2名の教員が学生サークル「法社会学研究会」、「自遊時間」などの顧問をつとめている。 ・6名の教員が課外での専門実務講座の実施、NPO法人と連携する学生への支援、自主的勉強会へのサポートなどを行っている。
経済	・6名の教員がサークル顧問をつとめている。 ・5名の教員が、勉強サークル（ゼミOBや社会人学生など参加）や大学院志望学生の受験勉強会などをサポートしている。

【参照】 模擬裁判実行委員会ホームページ (<http://www.geocities.co.jp/CollegeLife-Library/1351/>)

【参照】 法社研ブログ (<http://housyaken.jugem.jp/>)

(分析結果とその根拠理由)

平成19年度実績から見る限り、相当数の教員が学生の課外活動に対する支援を行っていると思われる。

**観点7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機**

## 能しているか。

(観点に係る状況)

- ・健康相談については、全学保健管理センターの専門医が対応している。
- ・大学生活上のさまざまな相談については、指導教員、学部の学生委員、全学の学生相談室（教員とカウンセラーで構成）があたっている。
- ・学生の相談事のなかには、指導教員、学生委員、保健管理センター、学生相談室の緊密な連携をはかる必要があるものもある。しかし、現時点では、明確な組織的連携・協力体制が確立しているとは言い難い。
- ・進路相談については、指導教員と就職委員が対応している。
- ・各種ハラスメント相談に対応するため、平成 19 年度、従前のセクシュアル・ハラスメント対策委員会を改組し、新たにハラスメント対策委員会を設置した。これにより、各種ハラスメントに対する包括的な対応態勢が確立した。
- ・全学的に学生からの声を受け止める投書箱としてオピニオン・ボックスが設置され、そこに投入された質問や要望については学部として対応している。オピニオン・ボックスの利用状況（人文学部関係投書件数）は以下の通りである。

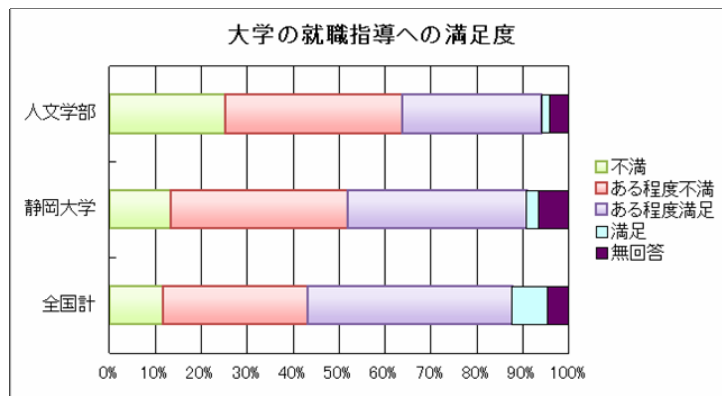
【表 7-3-1-1】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
投書件数	5	1	0

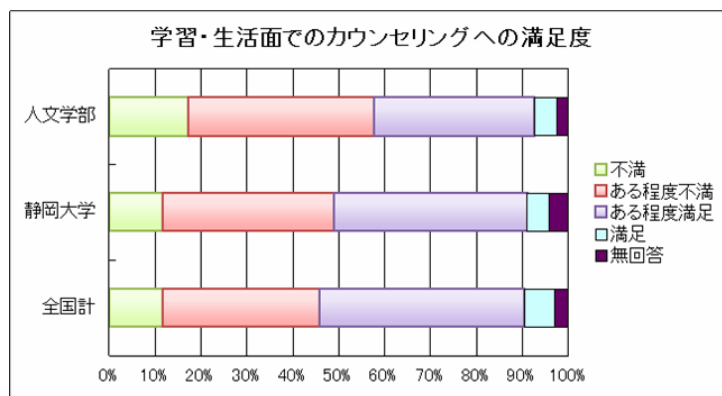
注) 平成 20 年度は 12 月 4 日現在の数字。

- ・学生への指導助言活動を適切に実施するため、平成 17 年度以降、毎年、保健管理センターの精神科医などを講師に招き、全教員参加の研修会を開催している。
- ・平成 20 年度、学生からの要望を受け、各種相談に関する相談窓口（教務委員・学生委員の氏名と連絡先）を各所に掲出した。
- ・実際の相談事の処理手順を見ると、まず最初に指導教員が対応し、そこで解決できない問題は各種委員会に持ち込まれるというのが一般的である。その意味で、現行の指導教員制はおおむね有効に機能しているといえる。
- ・ただ、「全国大学生調査」（2008 年）によれば、就職指導などに対する人文学部生の満足度は著しく低い（「不満」と「ある程度不満」の合計は 63.7%、全国平均は 43.0%。図 7-3-1-1 参照）。同様に、学習・生活面でのカウンセリングについても満足度は低い（「不満」と「ある程度不満」の合計は 57.7%、全国平均は 45.7%。図 7-3-1-2 参照）。これらの点から見れば、相談・助言体制は必ずしも十分に機能しているとは言い難い面があるといわざるをえない。

【図 7-3-1-1】



【図 7-3-1-2】



(分析結果とその根拠理由)

・ <全学委員会・センター―学部委員会―指導教員>という多層的な相談・助言体制が整備・確立されているという点で、制度的課題はあまり見当たらない。今後検討すべきは、この体制が十分に機能しているか否かという点である。少なくとも直接に学生に接する指導教員レベルの対応はうまく機能しているといえるが、全体的にみた場合、学生の十分な満足を得るには至っていない(図 7-1-2-1 参照)。

### 観点 7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

(観点に係る状況)

・ 生活支援等に関する学生ニーズを把握するために、オピニオン・ボックス、学部懇談会などを実施している。  
 ・ なお、法学科・経済学科は、1990年代前半まで、学生生活実態調査を定期的に(ほぼ5年ごとに)実施してきた。これにより、学生の勉強時間からアルバイト収入の状況に至るまで、マスとしての学生像を的確に把握することが可能であった。そして、これらの情報が学生生活支援、カリキュラム改善に裨益するところ大であった。しかし、90年代後半からは、予算的な問題もあって、このような実態調査は一度も行われていない。それだけに、大学として組織的に全学生の勉強・生活実態調査を定期的に行うことは今後の重要な課題である。

(分析結果とその根拠理由)

学部レベルでは、学生ニーズの個別的な把握は適切に行われていると認められる。今後は、学生生活実態調査を全学的に実施するなど全学的な学生ニーズ把握が課題となる。

### 観点 7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等

が考えられる。)への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

(観点に係る状況)

- ・留学生については、平成20年度より、人文学部奨学金制度(後出)のなかに新たに留学生枠(1名分)を設け、奨学金受給条件を拡大した。
- ・平成18年度、車イスを使用する学生の入学に際して、学部施設の改善(階段手すり、車椅子用スロープの設置など)を行った。

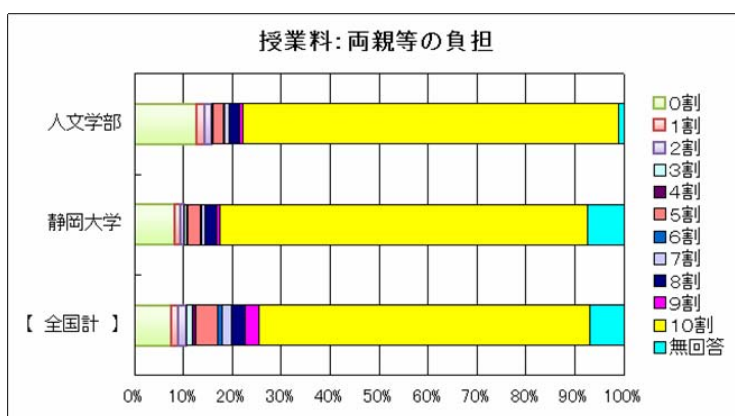
(分析結果とその根拠理由)

学部で可能な個別対応のレベルでは、適切に生活支援等が行われていると認められる。

**観点7-3-④ 学生の経済面の援助(例えば、奨学金(給付、貸与)、授業料免除等が考えられる。)が適切に行われているか。**

(観点に係る状況)

【図7-3-4-1】



・「全国大学生調査」(2008年)によれば、人文学部生の約77%は両親等が授業料全額を負担しており、全国平均(67.5%)を大きく上回っている。その一方で、両親等が授業料を全然負担していない学生の割合は12.6%に達し、全国平均(7.5%)よりも著しく高い数値を示している(図7-3-4-1参照)。その限りで、人文学部学生の経済状況は全国平均よりも二極化が進んでいる。それだけに一方の極に対する経済面での援助の必要性は高い。

・経済面の援助については、学生支援機構を通じた奨学金制度の紹介や申請のサポートを行うとともに、平成18年度より学部独自の制度として「人文学部奨学金制度」を創設した。これは、「学業成績に優れ、経済的理由により就学困難な者」(A型)と「学業成績が特に優れた者」(B型)である学部生4名(A型・B型各2名)並びに大学院生1名(A型)の計5名に対して年間20万円を支給するものである。なお、平成20年度からは、A型のなかに留学生枠(定員1名)を設けた。

・人文学部奨学金制度の運用開始後は、毎年定期的に学部所属教員に拠金を呼びかけ、基金の充実を図っている。

(分析結果とその根拠理由)

・独自財源を持たず、かつ毎年配分予算額を削減されている学部が、単独事業として学生への経済的援助(奨学金給付・貸与、授業料免除など)を行うというのは極めて困難である。これは、本来、全学的課題であって、学部が責任を負うべき課題ではない。

・にもかかわらず、そうしたなかにあって、上記奨学金制度を立ち上げ、学部独自に学生支援を行っているとい

うことは高く評価することができる。

・しかし、給付対象者は毎年4名にとどまっているため、残念ながらその効果は限定的である。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

授業料まで自己負担している学生の割合が多いという現状からみて、人文学部独自の取り組みである学部奨学金制度が学生への経済的支援という点で果たすべき役割は重要である。

(改善を要する点)

施設面における学習環境の整備は、全学的な責任で建物スペースを確保する必要があるという意味でとくに重要な改善点としてあげておきたい。

## (3) 基準7の自己評価の概要

学生に対するガイダンス・相談・助言・学習支援などに関して、教員個々人のレベルでの対応はいうまでもなく、学部・学科レベルでの組織的対応についても一定の成果を上げていると評価することができる（もちろん、個々具体的な点で改善すべき点を残しているが）。

学生支援等を実施する場合、その前提として学生の生活実態（学習・生活・経済など）を総体的に把握することが不可欠である。今後は、この点に関して、大学として組織的に調査活動を実施することが重要な課題である。

## 基準8 教育の質の向上及び改善のためのシステム

### (1) 観点ごとの分析

#### 観点8-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

(観点に係る状況)

- ・教育の活動実態を示すデータには以下のようなものがある。

【表8-1-1-1】

データ		管理場所	管理責任者	管理・保存態様
学籍関係	学籍簿	学務係	学務係長	原簿/学務情報システム
入学試験	入試問題	学務係	学務係長	
	合否判定資料			
授業関係	カリキュラム	学務係	学務係長	学務情報システム
	授業担当者名			
	シラバス			
	成績			
	授業アンケート	学務部	教務課長	PCにデータ保存。一部データはMDで保存。アンケート用紙原本およびCS分析シート(コピー)は教務チームが保管。
進級・卒業	卒業判定資料	学務係	学務係長	学務情報システム
	就職情報			
	進級判定資料			学務情報システム
教養教育				
学位授与	学士	学務係	学務係長	
	修士			
その他	各種統計資料			

・上記データは各所に散在し、(作成・使用・管理・保存・廃棄に至る)一元的なデータ管理の下に置かれていないというのが実態であり、そのため「いざ必要」というときに該当のデータが見あたらないという場合がある。

今後、一元的なデータ保存・管理体制の確立がぜひとも必要である。

・さらに上記データの整理・加工・分析(統計データの作成を含む)を系統的・組織的に行う必要がある。そうした作業によって初めて、データに基づく教育活動の状況把握が可能になる。しかし、残念ながら、現在、そのような態勢は—全学レベルでも学部レベルでも—未確立である。

(分析結果とその根拠理由)

一元的なデータ管理という点でも、またデータの分析という点でも、いまだに態勢が確立しているとはいえない。教育活動の状況把握を的確に行うためには、こうした態勢の確立が不可欠である。

観点8-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

（観点に係る状況）

- ・学生による授業評価アンケートを、平成 16 年度以降、毎年、前期・後期ごとに実施している。それは1つの講義科目につき、＜中間＞と＜最終＞という 2 種類のアンケートを行うというものである。
- ・このアンケートはすべての開講科目を対象に実施されているわけではない。演習や 10 人以下の講義科目は最初から除外されている。また、各教員は、年間最低 1 科目以上にアンケートを実施することがノルマとなっているだけである。
- ・中間アンケートで出された意見・要望には、授業中に応答することを教員に義務づけ、その後の授業の改善に活かすようにしている。最終アンケートの結果および教員コメントは、学部ホームページ上で公開している。
- ・他方、毎年、学部懇談会でも授業等に関する意見聴取を行っている。この間、学生からは、毎年のように「授業評価アンケートをやって欲しい先生がでやってくれない、すべての授業でアンケートをやってほしい」という不満・要望が出されている。アンケートを実施しない授業科目があることから出てくる当然の不満である。
- ・平成 19 年度授業評価アンケートの実施状況は以下の通りである（表 8-1-2-1 参照）。

【表 8-1-2-1】

	学科	全数 (A)	実施数 (B)	コメント 提出数 (C)	比率 (B/A)	比率 (C/A)
教 員	社会	25 名	22 名	20 名	88 %	80.0 %
	言語	29	29	26	100	89.7
	法	21*	19	18	90.5	85.7
	経済	33	?	?	?	?
講 義 科 目	社会	78 本	22 本	20 本	28.2 %	25.6 %
	言語	78	29	26	37.2	33.3
	法	65**	32***	29	49.2	44.6
	経済	84	?	?	?	?

注) \*法科大学院教員 7 名（法学科兼任教員）を含む。

\*\*夜間主コース開講授業数 29 本を含む。

\*\*\*夜間主コース分 13 本を含む。

これによれば、年間最低 1 科目以上という授業評価アンケートのノルマはほぼ達成されている。その一方で、アンケート実施科目の全講義科目に対する割合は低率にとどまっている（たとえば社会学科は約 28%）。ここに前述の学生の不満が生まれる原因があるといえる。

- ・ただ、実施された授業評価アンケートの結果を見る限り、授業内容、教授法の技術の両面ともに授業の質は年々着実に向上していると評価することができる（表 8-1-2-2 参照）。

【表 8-1-2-2】人文学部専門科目授業アンケートの各項目平均値の年次推移

年度	平成 16		平成 17		平成 18		平成 19		平成 20	
	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
設問1 教員の声が聞き取りやすい		7.0	7.3	7.4	7.4	7.3	7.6	7.6	7.6	
設問2 板書(PPT等)が読みやすい		5.8	6.4	6.5	6.5	6.5	6.7	6.8	6.9	
設問3 教材(教科書等)の使い方が適切である		6.5	6.9	7.0	7.1	7.2	7.2	7.3	7.3	
設問4 授業の主題・テーマが明確である		7.0	7.2	7.3	7.3	7.4	7.5	7.5	7.5	
設問5 開始・終了時刻を守ろうとしていた		7.3	7.3	7.3	7.3	7.4	7.6	7.4	7.6	
設問6 授業の進度が適切である		6.6	6.8	6.9	6.9	7.1	7.1	7.2	7.2	
設問7 学生の反応を確かめながら講義をしていた		6.1	6.7	6.8	6.7	6.9	6.9	7.3	7.1	
設問8 学生に公平に接していた		7.4	7.4	7.5	7.4	7.5	7.6	7.6	7.6	
設問9 学生の質問・相談に応じる姿勢があった		7.0	7.4	7.4	7.4	7.4	7.5	7.8	7.6	
設問10 学習の雰囲気・秩序を保とうとしていた		7.0	7.2	7.3	7.2	7.2	7.3	7.5	7.4	
設問11 授業でシラバスの内容が反映されていた		7.2	7.3	7.5	7.4	7.4	7.6	7.5	7.6	
設問12 授業の難易度は妥当である		6.3	6.5	6.8	6.8	6.8	6.8	7.0	6.9	
設問13 授業を受けて知識・技術が身に付いた		7.0	7.2	7.4	7.3	7.4	7.4	7.5	7.5	
設問14 総合的に判断して満足が得られた		6.6	6.9	7.2	7.0	7.1	7.2	7.4	7.3	
設問15 この授業を他の学生や後輩に推薦したい		6.4	6.7	6.9	6.8	7.0	7.0	7.3	7.2	
実施科目数		56	79	45	67	51	59	40	55	

注) データは部内FD委員会作成

#### (分析結果とその根拠理由)

- ・学生からの意見聴取を行う仕組みは授業評価アンケート、学部懇談会などによってほぼ整えられている。
- ・授業評価アンケートは、部内FD実施委員会の方針通り、ほぼ全員の教員が実施し、一定の授業改善効果を発揮していると評価することができる。
- ・ただ、学生の不満(「授業評価アンケートをやって欲しい先生がでやってくれない」)に応えるためには、従来の方針を見直し、アンケート実施科目の割合を増やす工夫が求められる。

【参照】授業評価アンケート結果 [http://www.hss.shizuoka.ac.jp/research/fd\\_survey.html](http://www.hss.shizuoka.ac.jp/research/fd_survey.html)

#### 観点8-1-③ 学外関係者(例えば、卒業生、就職先等の関係者が考えられる。)の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

(観点に係る状況)

全学的に卒業生等へのアンケート調査を実施されたが、そこに集約された意見を学部教育の点検・評価に反映させるという努力がなお十分ではない。

(分析結果とその根拠理由)

学外関係者の意見の反映は、今後の検討課題である。



**観点8-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。**

(観点に係る状況)

- ・前述のように、授業評価アンケートの結果は、数的評価結果とそれに対する教員コメントに分けて学部ホームページ上で公開されている。各授業科目における授業改善は、もっぱら各教員の自発的努力にゆだねられている。
- ・授業評価アンケートの結果は、—— もっぱら<個々の教員の授業改善>に資することを目的として設問がなされていることから—— 教育課程全体の見直し、問題点の析出に直接役立つものではない。また、学生の「自由記述」も、もっぱら担当教員が目にするだけで、それを組織的に集約し<教育課程の見直し>などの資料にするという仕組みはとられていない。
- ・要するに、人文学部では、授業評価アンケートの結果をフィードバックさせて—— たんに個々の教員レベルで授業改善を図るというにとどまらず、さらに—— 学科の教育課程の見直しも含めて継続的に検討するという姿勢をとっていない。後者の課題は、別の枠組みと方法によって対処される。
- ・なお、<評価結果のフィードバックによる教育の質の向上>について組織的に取り組むという点では、教員間の授業参観が重要な役割を担っている。すでに、人文学部教授会は、<全教員が誰の授業でも自由に参観できる>ことを確認し(平成18年3月)、個々の教員において蓄積されてきた教育経験を教員相互に学びあうことによって、お互いの研鑽を図り、質の高い効果的な教育方法を普及し教育効果を高めることを目指している。
- ・上記の確認の基づき、現在、各学科において教員の自発性を重視した授業参観制度が構築されつつある。各学科ごとの実施状況(実施回数、参加者数)は以下の通りである。

【表8-1-4-1】

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
社会	12	30	15	21	7	19
言語文化	3	8	2	10	2	4
法	0	0	0	0	2	4
経済	0	0	5	17	1	3

(分析結果とその根拠理由)

- ・<評価結果→教育の質の向上、改善のための取組>という点では、授業評価アンケートや授業参観などにより、一定の成果を上げていると評価することができる。
- ・他方、<評価結果→教育課程の見直し>という点に関しては、授業評価アンケートの評価結果をフィードバックさせるという方法ではなく、他の方法による見直しが予定されている。

**観点8-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。**

(観点に係る状況)

個々の教員が評価結果に基づいて継続的に授業改善に取り組んでいる具体的事例は以下の通りである。

【表 8-1-5-1】

	授業科目	改善内容
社会	平成 19 年度授業改善懇談会	社会学会で実施された平成 19 年度の教員相互の授業参観をうけて、前期および後期に各 1 回、授業改善懇談会を自己点検評価・FD 委員が開催し、授業や教育上の工夫等を共有し、授業参観の課題を検討した。
	平成 20 年度授業改善懇談会	社会学会で実施された平成 20 年度前期の教員相互の授業参観をうけて、前期に 1 回、授業改善懇談会を FD 実施委員が開催し、授業や教育上の工夫等を共有し、授業参観における今後の課題を検討した。
言語文化	平成 19 年度 FD 懇談会	独自様式による授業中間アンケート実施の意義について議論し、学科特性に応じた授業改善の視点を探る有効な手法であるとの認識を得、今後への展望を開いた。
	平成 20 年度 FD 懇談会	教員相互の授業参観の経過と今後に関して議論し、参観実施後の意見交換を経て作成する「メモ」の相互啓発的な意義を確認しつつ、一層の活性化に向けて意見交換をした。
法	平成 19 年度後期授業改善懇談会	学生研究成果発表会や FD アンケートの実施状況を踏まえ、問題点や課題について検討した。
	平成 20 年度前期授業改善懇談会	授業参観や FD アンケートの実施状況を踏まえ、問題点や課題について検討した。
経済	「社会政策」 「地方財政論」	授業参観後に意見交換会を実施して、授業改善に有用な情報を提示し合った。またその内容は授業担当者へのフィードバックのみならずコースの全教員に紹介され、次年度のコースカリキュラムに反映した。
	「企業経済入門」	公開授業と並行して大学教育センターに授業評価を依頼し、その評価内容を授業担当者のみならずコース会議で閲覧し、意見交換を行った。その上で「授業参観報告書」を作成し、コース各人の授業改善に役立てた。

(分析結果とその根拠理由)

個々の教員レベルでは、着実に授業改善の取り組みがなされていると評価することができる。

### 観点 8-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

(観点に係る状況)

- ・人文学部においてファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という）活動に組織的責任を負うのは学部 FD 実施委員会である。同委員会は、各学科から選出された委員 5 名によって構成されている。
- ・平成 19 年度学部 FD 実施委員会の開催状況（主な関係議題等）は以下の通りである（ただし、自己点検評価関係の議題は除く）。

【表 8-2-1-1】

月日	主要議題	月日	主要議題
4.19	新任教員 FD 研修会について／新入生への授業アンケート・インストラクション／中間アンケートの実施方法／	10.11	後期中間・最終アンケート実施／新入生セミナー・アンケート調査の実施

	教員相互の授業参観		
5.17	授業アンケート実施報告書(18年度後期分)の作成状況／各学科授業参観取組状況・方針／ <u>人文学部単位でのFD研修・教育改善努力の情報交換等</u> ／中間アンケート・独自様式実施者の集約法／最終アンケート集約方法の変更	11.15	教員相互の授業参観／新入生セミナー・アンケート調査の実施／学生研究成果発表会の取組状況／後期授業アンケート実施状況と実施方法
6.21	各学科授業参観取組状況の確認／ <u>各学科ごとの授業改善努力について</u> ／授業アンケート	12.18	授業評価アンケートの改変案
7.19	<u>授業参観と教育改善交流会の進捗状況</u> ／前期アンケート・報告書の回収／学部懇談会における授業アンケート実施の要望	1.31	学生研究成果発表会報告集発行／後期授業アンケート実施報告書
8.02	前期最終アンケート・報告書とりまとめ／後期中間アンケート実施方法の確認／夏期FD研修会の開催	2.22	
9.06	前期最終アンケートとりまとめ／授業アンケート実施に関する学部懇談会での学生の要望	3.21	授業アンケート実施の趣旨／新入生セミナー・アンケートの実施／授業参観実施状況一覧の作成

・上掲表に示されているように、学部FD実施委員会の活動の中心は、授業評価アンケートである(これは全学FD委員会の活動に規定されている)。しかし、アンケート結果をFD委員会が集約・分析するという方針も態勢もないため、そこに示された学生の意見・要望を学部のFD活動に反映させることは困難である。この点については、現在、委員会で検討中である。

・学部FD実施委員会が組織的に学生の意見・要望を把握する機会は、おもに学部懇談会である。ここに集約された意見・要望に対して、FD実施委員長が口頭または文書で回答している。

・学部FD実施委員会として教員のニーズを把握し、それを委員会活動に反映させるという取り組みは、いまだ明確な形では見られない。

・学科を単位とするFD活動としては、教員相互間の授業参観および懇談会、学生研究成果発表会などがあげられる。ただ、授業参観は学科によって取り組み状況が異なっており、必ずしも学部共通の実施要領に従って行われているわけではない。

・平成19年度は、FD実施委員長から各学科を主体とする授業改善努力の向上について検討を求める——具体的には、学科ごとに授業改善懇談会を開催する——という積極的提案がなされた。しかし、まだ十分な具体的成果を見るに至っていない。

・2年ごとに学部FD活動の現況を検証し、その内容を小冊子「静岡大学人文学部自己点検評価FD実施委員会報告書」にまとめている。

#### (分析結果とその根拠理由)

・学部FD実施委員会の活動は、学生・教職員のニーズを反映し、組織的にFD活動に取り組むという点では、まだ不十分な点が多い。その主要な原因は、学部としてどのようにFD活動に取り組むのか——そしてそこで委員会はどのような役割を担うべきなのか——という戦略が十分に議論されてこなかったところに求められるのではない。

**観点8-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。**

(観点に係る状況)

- ・すでに【表 8-1-2-2】で示したように、授業評価アンケートの結果を踏まえながら、個々の教員は着実に授業改善に取り組んでいると評価することができる。
- ・また、学部、学科のレベルでは、FD 活動の成果として、以下のような授業改善を達成することができた。

【表 8-2-2-1】

	改善点	内容説明
社会	①学科としての構造化された FD 活動の推進	①教員相互に授業参観を実施し、授業参観後に授業参観教員と被授業参観教員が報告書を作成し、授業改善懇談会で教育上の工夫を共有するという、構造化された FD 活動が学科全体として推進された。
言語文化	①「中間」授業アンケートにおいて数人の教員が独自様式を使用した。 ②教員相互の授業参観を自主性と相互性を重視する立場から実施した。 ③学生発表会を実施すると共に卒論要旨集を作成した。 ④「学科 FD 懇談会」を開いて教員同士が自由に意見交換した。	①四年一貫と少人数教育を特性とする本学科の授業に適合した質問を設定できた。 ②本学科の特性にふさわしい授業の実現に向けて、参観する側・される側がお互いに学び合う契機を得た。 ③本学科の教育の精髓ともいえる卒論を巡って学生が相互に啓発し合う場を設定できた。 ④本学科の特性に応じたアンケートとは何か?という FD に関わる論点を反省的に考察することができた。
法	平成 20 年度から教員による授業参観を実施。 学科 FD 懇談会を開催し、教員同士が自由に意見交換を行った。 毎年、学生論文集「法政論集」を刊行し、学生研究成果発表会を開催している。	授業参観は、新入生指導の充実に資するため、1 年生科目を中心に実施した。 学科 FD 懇談会では、FD をとりまくより大きな問題点について活発な意見交換が行われた。 「法政論集」には、ゼミ単位で執筆された論文と学生の個人論文が掲載されている。学生研究成果発表会には、毎年、5～10 本程度の発表が行われている。
経済	コースごとに毎年 1 回の授業参観とコース会議での意見交換会、研修報告書の提出を行ってきた。	参加教員や大学教育センター・スタッフによる授業評価結果が講義を担当した教員にフィードバックされることで、より良い授業に向けた刺激を与えることができた。同時に、評価する側も多くの学ぶべき点があった。

(分析結果とその根拠理由)

FD 活動の結果として、個々の教員レベルあるいは学部・学科のレベルでは着実に授業改善等の成果が上がっていることを確認することができる。

**観点 8-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。**

(観点に係る状況)

・学習者の教育支援に当たるティーチング・アシスタント（TA）の採用状況は以下の通りである。法学科は学部組織の上に大学院を持たないため、TAの採用数はほぼゼロという状態が続いている。

【表8-2-3-1】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
社会	17	19	15	24
言語文化	9	0	2	1
法	1	0	0	0
経済	11	13	12	8
計	38	32	29	33

・講義科目等へのTAの配置状況は以下の通りである。これによれば、ほとんどのTAは講義科目中心には位置されている（同時に演習科目に配置されている者も多い）ことが分かる。

【表8-2-3-2】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
講義科目	社会			15
	言語			1
	法			0
	経済			17
演習科目	社会			13
	言語			0
	法			0
	経済			0
その他	社会			8
	言語			0
	法			0
	経済			0

・TAに対する研修等の実施状況は以下の通りである。4学科ともとくにTAに対する研修は実施されていない。

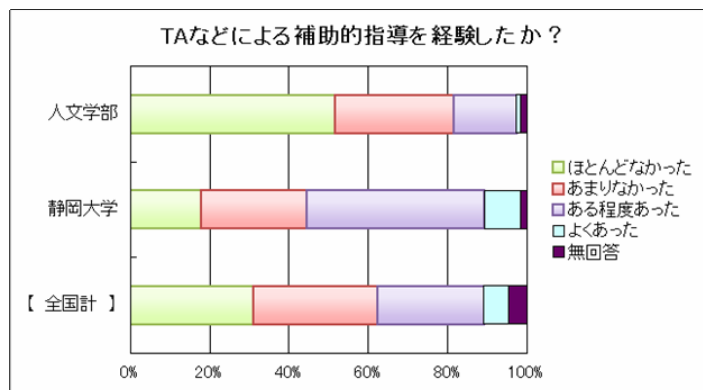
【表8-2-3-3】

	研修内容	備考
社会	特に実施していない。	特記事項なし。
言語文化	特に実施していない。	特記事項なし。
法	特に実施していない。	特記事項なし。
経済	特に実施していない。	特記事項なし。

・以上のようなTAの配置は学生にどう評価されているのか。「全国大学生調査」（2008年）によれば、人文学部

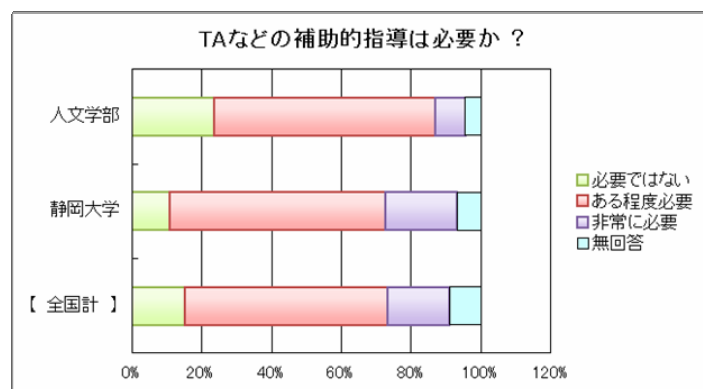
生は、全国平均に比べると、ティーチング・アシスタント（TA）などの補助的指導を経験していない学生の割合は著しく高い（「ほとんどなかった」と「あまりなかった」の合計は81.5%に達する、なお、全国平均は62.2%である）（図8-2-3-1参照）。

【図8-2-3-1】



その一方で、「TA などの補助的指導は必要でない」と考えている学生の割合（23.4%）も全国平均（15.1%）を上回っている。しかし、「非常に必要」「ある程度必要」の合計が72.0%に達していることにも注目する必要がある（全国平均75.8%）（図8-2-3-2参照）。

【図8-2-3-2】



以上、要するに、人文学部生は、TA などによる補助的指導を希望してはいるものの、実際はその希望が満たされていない状況にあるといえる。

（分析結果とその根拠理由）

学部として一定数の TA を配置しているものの、また学生側も TA などによる補助的指導を希望しているものの、実際にはその希望を十分に満たしているとは言い難い状況にある。

## （2）優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

授業評価アンケートの実施結果を見る限り、着実に教員の授業評価は向上している。それは個々の教員レベルでアンケートの結果を踏まえ授業改善の努力が継続的に積み重ねられている成果であると評価することができる。

単に教員個人の取り組みだけでなく、学科・学部レベルでの組織的取り組みも着実に積み重ねられており、一定の成果を上げている。

(改善を要する点)

FD 実施委員会を中心に、学部としての組織的な取り組み方について今後も議論を継続していく必要がある。

今後、TA の配置数を大幅に増やすとともに、その活用方法を改善・工夫することによって、学生に対する教育支援の充実を図る必要がある。

### (3) 基準8の自己評価の概要

教育活動の実態に関するデータ管理および分析という点では、一元的なデータ管理体制が確立しておらず、系統的・組織的なデータ分析も行われていないという点で問題点が残されている。

FD 活動は、授業評価アンケート、授業参観などを中心に着実に実施され、一定の成果を上げている。

教育支援のため一定数の TA を講義科目などに配置しているが、学生側はその便益性を実感するには至っていない。

## B 教育 —人文社会科学研究科—

### 基準1 教育の目的

#### (1) 観点ごとの分析

**観点 1-1 目的が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合するものであること。**

**観点 1-1-① 目的として、教育活動を行うにあたっての基本方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。**

(観点に係る状況)

静岡大学は、中期目標・計画において、教育に関する基本的目標として、「1. 社会の様々な分野でリーダーとして活躍できる、高い専門性と多角的な視野をもち21世紀の解決すべき問題を追求し続ける人間性豊かな人材、2. アジアをはじめ、諸外国とのかかわりの下で活躍できる豊かな国際感覚を身につけた人材」を養成することを掲げ、この目標達成のため、具体的な教育目的として、主として学部段階において、「専門分野に関する知識・技術」「自然科学基礎分野に関する知識・技術〔自然系学部・学科〕」「幅広い教養」「外国語能力」「問題発見／解決能力」「プレゼンテーション能力」「情報活用能力」「コミュニケーション能力」「国際感覚」「リーダーシップ」の涵養を、さらに大学院では、これら能力等を踏まえ、発展させつつ、「国際的水準の深い専門的知識と研究開発能力」「高度の専門的職業に必要な高い能力」を育成することを定めている。

人文社会科学研究科は、以上の本学の基本的目標及び目的を踏まえ、地域社会・地域経済を担う人材育成を21世紀の課題と位置づけ、人文社会科学諸分野における実践的教育の展開を基本方針として、専門性と学際性、国際性と地域性を兼ね備えた高度専門職業人を養成することを目的としている（静岡大学大学院人文社会科学研究科規則第1条の2）。

そのような人材として具体的に、人文学部中期目標・中期計画にも示していたように、①保健・医療・福祉・教育・行政・NPO・市民運動などヒューマン・サービスや社会政策の分野で、ケア・援助・支援・政策のあり方を探り実践的に活動しうる高度専門職業人、②新しい地域社会文化と国際的コミュニケーションの構築に向けて、人間社会と文化の探求、言語を媒介とした全ての精神文化への考察など、これらの学際的で高度な専門知識を修得しながら、国際社会にも通用する広い視野と応用性のある自立した研究能力を有する高度専門職業人、③企業経営のグローバル化・情報化に伴い、現代企業をとりまく国際経済環境を総合的に理解し、経営管理・企業情報などに関する諸問題を解決するために、企業経営の実態を把握し、国際的視野に立った企業の経営戦略を立案するなどの経済学・経営学分野における高度で専門的な分析能力・応用能力をもつ人材、が考えられ、こうした人材を養成するために、①臨床人間科学専攻、②比較地域文化専攻及び③経済専攻の3専攻を設置し、それぞれの特色を生かしつつ、総合的思考能力と実践的応用能力とを涵養する教育を行っている（同規則第1条の2の2号）。

(分析結果とその根拠理由)

本研究科は、人文社会科学の分野において、高度職業人の養成を基本方針として、専門性と学際性、国際性と地域性を兼ね備えた高度職業人を養成することを目的としている。また、そのために、①臨床人間科学専攻、②比較地域文化専攻及び③経済専攻の3専攻を設置し、それぞれの特色を生かしつつ、総合的思考能力と実践的応用能力とを涵養する教育を行っている。

以上のことから、本研究科の教育の目的は、学校教育法に定める大学院の目的に沿って、明確に定められていると判断する。

**観点 1-1-② 目的が、学校教育法 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。**

(観点に係る状況)

本研究科の教育目的は、人文社会科学研究科規則第1条の2において、明記しているところである。

(分析結果とその根拠理由)



人文社会科学研究科規則第 1 条の 2 において明記する目的は、学校教育法第 65 条に規定する大学一般に定められる目的に合致するものであると判断する。

## **観点 1-2 目的が大学構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。**

### **観点 1-1-② 目的が、大学の構成員に周知されているか。**

(観点到係わる状況)

本研究科の教育目的については、毎年発行している冊子『静岡大学大学院人文社会科学研究科案内』に掲載し、大学院構成員に配布するとともに、静岡大学ウェブサイトの人文社会科学研究科のページ (<http://www.hss.shizuoka.ac.jp/gradu/4-1.html>) でも公開して、大学院構成員(教職員・学生)に周知している。

(分析結果とその根拠理由)

以上のことから、教育の目的は、上記の冊子やウェブサイトを通じて大学院構成員に周知されている判断する。

### **観点 1-1-② 目的が、広く社会に公表されているか。**

(観点到係わる状況)

本研究科の教育目的については、毎年発行している冊子『静岡大学大学院人文社会科学研究科案内』に掲載し、関係する各方面に配布するとともに、静岡大学ウェブサイトの人文社会科学研究科のページでも公開して、社会に広く公表している。

(分析結果とその根拠理由)

以上のことから、教育の目的は、上記の冊子やウェブサイトを通じて社会にも広く公表されていると判断する。

## **(2) 優れた点及び改善を要する点**

(優れた点)

人文社会科学の分野において、高度職業人の養成を基本方針として、専門性と学際性、国際性と地域性を兼ね備えた高度職業人を養成するという明確な目的を有しており、そのために、①臨床人間科学専攻、②比較地域文化専攻及び③経済専攻の 3 専攻を設置し、それぞれの特色を生かしつつ、総合的思考能力と実践的応用能力とを涵養する多面的な教育を行っていることである。

(改善を要する点)

上記の目的をよりいっそう的確に実現するために、①臨床人間科学専攻、②比較地域文化専攻及び③経済専攻の 3 専攻の連携と協力体制に改善の余地がある。

## **(3) 基準 1 の自己評価の概要**

本研究科は、「社会に開かれた大学院」を 21 世紀の課題と位置づけ、人文社会科学の分野において、高度職業人の養成を基本方針として、専門性と学際性、国際性と地域性を兼ね備えた高度職業人を養成することを目的としている。そのために①臨床人間科学専攻、②比較地域文化専攻及び③経済専攻の 3 専攻を設置し、それぞれの特色を生かしつつ、総合的思考能力と実践的応用能力とを涵養する多面的な教育を行っている。

人文社会科学研究科の目的は、冊子やウェブサイトを通じて大学院構成員に周知され、社会にも広く公表されている。

## 基準2 教育の実施体制

### (1) 観点ごとの分析

観点2-1 研究科の教育に係わる基本的な組織構成が、目的に照らして適切なものであること。

観点2-1-① 専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものになっているか。

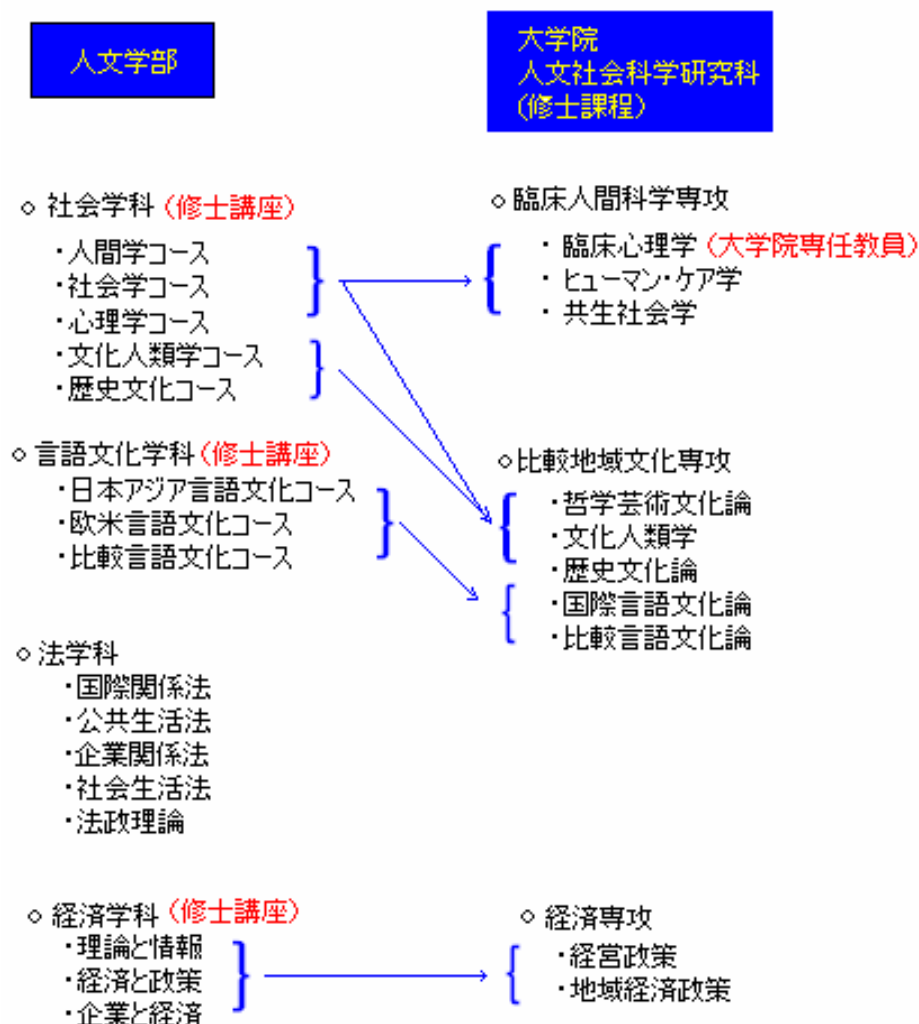
(観点到に係わる状況)

本研究科の教育組織は次の通りである。。

本研究科の教育研究組織は3専攻から成り、各専攻はその教育目的を効果的に達成するために、次のようなコース或は研究指導分野を置いている。

学生はいずれかの専攻に所属し、各専攻の教育目的に沿った専門知識・能力を順次、修得し、その成果を学位(修士)論文にまとめることになる。

また、本研究科の教育目標を効果的に遂行するため、各専攻には、各専門領域の教育と研究を担うにふさわしい教員が適正に配置されている。



(分析結果とその根拠理由)

#### 1. 学生定員と現員

学生定員と現員(平成19年度)を次表に示す。社会人・留学生など多様な学生を受け入れている。

学生定員と現員（平成19年度）

専攻	収容定員	現員				内社会人	内留学生
			1年次	2年次	計		
臨床人間科学専攻	22	男	5	3	8	2	1
		女	9	8	17	8	0
比較地域文化専攻	20	男	5	5	10	3	1
		女	5	13	18	4	3
経済専攻	20	男	10	6	16	5	4
		女	4	4	8	2	5
法律経済専攻		男		2	2	2	0
		女		0	0	0	0
合計	62	男	20	14	34	12	6
		女	18	25	43	14	8
		計	38	39	77	26	14

2. 教員組織の構成（専任教員の配置）

専攻別の専任教員組織編成は次の通りである（平成19年10月1日現在）。女性教員・外国人教員のバランスを考慮しつつ、教育研究目的を効果的に達成するための教員配置を行っている。

専任教員組織の編成

専攻	コース又は研究指導分野	職位					計
		教授	准教授	講師	助教	助手	
臨床人間科学専攻	臨床心理学	1	3 (1)	0	1 (1)	0	5 (2)
	ヒューマン・ケア学	3	1	0	0	0	4
	共生社会学	2 (1)	2	0	0	0	4 (1)
比較地域文化専攻	哲学芸術文化論	4 (1)	1	0	0	0	5 (1)
	文化人類学	1	2 (1)	0	0	0	3 (1)
	歴史文化論	5	2 (1)	0	0	0	7 (1)
	国際言語文化論	6 (1) [1]	6 (2)	0	0	0	12 (3) [1]
	比較言語文化論	12 (2) [1]	2	0	0	0	14 (2) [1]
経済専攻	経営政策	10 (1)	5	0	0	0	15 (1)
	地域経済政策	10 (1)	4 (1) [1]	0	0	0	14 (2) [1]
合計		54 (6) [3]	28 (6) [1]	0	1 (1)	0	83 (13) [4]

( ) は内数で女性教員、[ ] は内数で外国人教員

3. 学内・学外兼務教員数

学内・学外兼務教員数は次の通りである（平成19年10月1日現在）。

本務教員数	学内兼務教員数	学外兼務教員数		学内兼務教員割合	学外兼務教員割合
		教員からの兼務	教員以外からの兼務		
4	79	8	4	82.30%	12.60%

以上のことから、本研究科の教育研究組織は教育研究目的を効果的に達成するために、適切な構成になっており、各専攻には、各専門領域の教育と研究を担うにふさわしい教員が適正に配置されていると判断する。

**観点 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。**

**観点 2-2-① 研究科委員会が、教育活動に係わる重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。**

(観点到係わる状況)

研究科委員会は、原則、2ヶ月に1回開催されている。また各専攻会議は必要に応じて随時開催している。これらにおいて、教務上・学生生活上における重要な事柄について審議付託され、効果的・効率的な運営を図っている。

(分析結果とその根拠理由)

研究科委員会は、原則、2ヶ月に1回開催され、教育活動に係わる重要事項を審議するための必要で適切な活動を実施している。

**観点 2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適正な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。**

(観点到係わる状況)

本研究科における教務上・学生生活上における必要なあらゆる事柄を総括的に所掌する組織として、学務委員会が置かれている。学務委員会は、委員長と各専攻からの委員により構成され、定例会議を隔週に開催している。学務委員会は、全学の大学院委員会等及び各専攻と連携して、本研究科の運営にあたり、教務上・学生生活上の重要事項については、研究科委員会における審議・承認・報告事項となる。また、大学院FD委員会が必要に応じて随時開催され、学生アンケートを行うなど教育研究活動の評価と改善に努めている。

(分析結果とその根拠理由)

学務委員会は、定例会議を開催し、各専攻と連携して所掌業務の円滑な遂行に当たっている。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

本研究科は、各専攻に適切な「コース」又は「研究指導分野」によって構成されており、また、各専門領域の教育と研究を担うにふさわしい教員を適正に配置することによって、多様な専門性と学際性、国際性と地域性を兼ね備えた高度職業人を養成するという目的を達成することができる2年間の教育研究課程となっている。

(改善を要する点)

本研究科の教育の実施体制において、現状では、教員の適正な配置がなされているが、人件費の削減により退職・転出教員の補充ができないことから、多様な専門科目の授業の提供に困難をきたす可能性がある。教員集団のいっそうの連携努力とともに、優秀な人材確保はきわめて重要であり、早急な善処と対応が求められる。

## (3) 基準2の自己評価の概要

本研究科の研究教育組織は、その研究教育目的に照らして、各専攻に適切な「コース」又は「研究指導分野」によって構成されており、また、各専門領域の教育と研究を担うにふさわしい教員を適正に配置している。また、大学院における教育研究活動を展開する上で必要な運営体制が整備され、効果的に機能している。

### 基準3 教員及び教育支援体制

#### (1) 観点ごとの分析

観点3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

観点3-1-① 教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

(観点到に係わる状況)

本研究科の教員組織編制の基本の方針は、その教育研究目的を効果的に達成するために、①臨床人間科学専攻、②比較地域文化専攻及び③経済専攻の3専攻に、また、各専攻においては、「コース」又は「研究指導分野」に適正な教員を配置している。教員の採用と昇任にあたっては、高度な教育研究水準を維持するため、大学院設置基準に規定する教員の資格基準および静岡大学教員資格基準を踏まえた「人文社会科学研究科教員選考規準」を定めて、その適正な運用を図ることにより、大学院の教育研究機能を担うにふさわしい教員スタッフの質および量の確保を図っている。

(分析結果とその根拠理由)

本研究科の教員組織編制の基本の方針は大学院設置基準を満たしており、実際にも、この方針に基づいた、教育研究目的を効果的に達成するために適正な教員組織編制となっていると判断する。

観点3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

(観点到に係わる状況)

本研究科においては、各専攻の理念・目標に沿った教育課程を遂行するために、教授、准教授、講師、助手、非常勤講師を次に通りに配置している。

第2表 人文社会科学研究科の教員の配置

専攻	コース又は研究指導 分野	職位					計
		教授	准教授	講師	助教	助手	
臨床人間科学専攻	臨床心理学	1	3 (1)	0	1 (1)	0	5 (2)
	ヒューマン・ケア学	3	1	0	0	0	4
	共生社会学	2 (1)	2	0	0	0	4 (1)
比較地域文化専攻	哲学芸術文化論	4 (1)	1	0	0	0	5 (1)
	文化人類学	1	2 (1)	0	0	0	3 (1)
	歴史文化論	5	2 (1)	0	0	0	7 (1)
	国際言語文化論	6 (1) [1]	6 (2)	0	0	0	12 (3) [1]
	比較言語文化論	12 (2) [1]	2	0	0	0	14 (2) [1]

経済専攻	経営政策	10 〔1〕	5	0	0	0	15 〔1〕
	地域経済政策	10 (1) 〔1〕	4 (1) 〔1〕	0	0	0	14 (2) 〔1〕
合 計		54 (6) 〔3〕	28 (6) 〔1〕	0	1 (1)	0	83 (13) 〔4〕

( ) は内数で女性教員、〔 〕 は内数で外国人教員

第3表 学内・学外兼務教員数 (平成19年10月1日現在)。

(参考) 本務教員数	学内兼務 教員数	学外兼務教員数		学内兼務 教員割合	学外兼務 教員割合
		教員からの兼務	教員以外からの兼務		
82	0	8	4	0%	13%

(分析結果とその根拠理由)

本研究科は各専攻の理念・目標に沿った教育課程を遂行するために必要な教員を確保していると判断する。

**観点3-1-③ 教育課程を遂行するために必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。**

(観点到に係わる状況)

本研究科においては、上記の各表に見られるように、その教育研究の目的を効果的に達成するために必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されている。

(分析結果とその根拠理由)

本研究科はその教育研究の目的を効果的に達成するために必要な研究指導教員及び研究指導補助教員を確保していると判断する。

**観点3-1-④ 研究科の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。**

(観点到に係わる状況)

本研究科における女性教員は13人で全体の15.7%となっており、性別構成のバランスに配慮している。また、外国人教員は4人で4.8%となっておりその増員に努力している。

(分析結果とその根拠理由)

本研究科は性別バランスに配慮するとともに、外国人教員の増加にも取り組んでおり、教員組織の活性化のための努力を実践している。

**観点3-2 教員の採用及び昇格に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。**

**観点3-2-① 教員の採用基準や昇格基準が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。**

(観点到に係わる状況)

本研究科では、大学院担当教員の採用に当たっては、大学院人事に関する審査委員会及び選考委員会を設置し、

「人文社会科学研究科教員選考規準」に基づいて行われる。両委員会では、採用予定者の研究業績や教育歴から担当すべき科目の研究及び教育の的確性及び教育研究上の指導能力を判断している。

(分析結果とその根拠理由)

教員採用及び昇格基準が明確に規定されており、また大学院人事に関する審査委員会及び選考委員会適切に運用されている。また、研究業績や教育歴から担当すべき科目の研究及び教育の的確性及び教育研究上の指導能力を判断している。

**観点3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。**

(観点到に係わる状況)

教員の教育活動の評価と改善に資するために大学院FD委員会を設置して、院生による授業評価を含むアンケートなどを実施している。また、その結果を冊子や自己評価報告書等に記載し、教員にフィードバックしている。

(分析結果とその根拠理由)

院生による授業評価を含むアンケート等を実施し、その結果を教員にフィードバックさせるための措置が図られており、教育活動の組織的評価が適切に行われている。

**観点3-3 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われていること。**

**観点3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。**

(観点到に係わる状況)

臨床人間科学専攻では、毎年のシラバス編成の際に、学務担当教員が中心となり各教員研究活動と担当する講義の内容にまで立ち入って検討し、全体としての教育指導内容の展開を図っている。比較地域文化専攻では、各研究指導分野の教員の研究活動については、講義科目と演習科目の連関性に特に留意している。経済専攻では、定期的に経済研究会を開催し、研究指導教員による研究発表と討論を行い、その成果を教育内容に反映させるようにしている。

(分析結果とその根拠理由)

本研究科における教員の研究活動が教育内容に反映されており、両者の関連性が十分に保証されている。

**観点3-4 教育課程を展開するに必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。**

**観点3-4-① 教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。**

(観点到に係わる状況)

教育課程の実施に関する各種支援を行う事務組織として、学務係には、大学院担当の職員1名が配置されており、必要に応じて係長以下7名の職員が応援する体制になっている。また、本研究科は修士課程のみで博士課程の院生が存在しないため、大学院の教育課程ではTAの活用はなされていないが、学部の実習、演習等に対する教育補助業務として、人文社会科学研究科院生によるTA(=ティーチング・アシスタント)制度を活用しており、このことは院生の研究・教育能力を向上させることに貢献している。

(分析結果とその根拠理由)

大学院担当の職員は1名が配置されているが、教育課程を展開するために必要な事務職員は必ずしも十分とはいえない。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

本研究科は、性別バランスに配慮するとともに、外国人教員の増加にも取り組んでおり、教員組織の活性化のための努力を実践している。

(改善を要する点)

大学院担当の職員は1名が配置されているが、教育課程を展開するために必要な教育支援者としての事務職員は必ずしも十分とはいえない。

## (3) 基準3の自己評価の概要

本研究科は、大学設置基準を基本方針として、3専攻の教育研究目的を達成するために、各専攻の理念・目標に沿った組織を編制している。

本研究科の教員は、教授、准教授からなる専任教員と非常勤講師を配置しており、専任教員の数は大学院設置基準の定める数に基づいて、修士課程において必要な専任教員数を確保している。

本研究科では、大学院担当教員の採用に当たっては、大学院人事に関する審査委員会及び選考委員会を設置し、「人文社会科学研究科教員選考基準」に基づいて行われる。両委員会では、採用予定者の研究業績や教育歴から担当すべき科目の研究及び教育の的確性及び教育研究上の指導能力を判断している。

本研究科における教員の研究活動が教育内容に反映されており、両者の関連性が十分に保証されている。

大学院担当の職員は1名が配置されているが、教育課程を展開するために必要な教育支援者としての事務職員は必ずしも十分とはいえない。



## 基準4 学生の受け入れ

### (1) 観点ごとの分析

**観点 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表・周知されていること。**

**観点 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・観点ポリシー）が明確に定められ、公表・周知されているか。**

（観点到に係わる状況）

本研究科は、静岡県内唯一の総合的な人文社会科学系大学院であり、国際的かつ地域的期待に応えた先端的教育研究を展開している。スタッフは、人文学部の社会学科、言語文化学科、経済学科を基礎とする約100名の教員からなり、国立大学屈指の充実した教授陣を擁する文系総合大学院となっている。

なお、平成17年度に、それまでの法律経済専攻の一部から法務研究科が独立し、経済専攻が設置されたため、以下の資料もすべてそのような変更を踏まえて書かれている。

前述のような人材の育成には、多様な大学院生の個別のニーズに充分に対応する必要があり、そのため、高度専門職業人をめざす社会人（14条特例の社会人も含め）や人文社会科学系の学問・研究を母国であるいはわが国と母国との関係において生かそうと考える外国人留学生の積極的な受け入れも行い、それに対応できる教育を実施している。

教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が、各専攻ごとに、次のように明確に定められている。

臨床人間科学専攻では、心理ケア、保健・医療・福祉・教育・行政・NPO・市民運動などヒューマン・サービスや社会政策の分野で、ケア・援助・支援・政策のあり方を探り実践的に活動する高度専門職業人をめざす人（既にその領域での職業経験を持つ社会人等を含む）を求めている。入学前のレディネスとして、研究方法を含む基礎学（倫理学・哲学、心理学、もしくは社会学）や関連する実践領域・実践活動についての基礎的な知識・技能もしくは経験、ならびに、人の生を尊重する態度・情熱・倫理観および感受性を兼ね備えていることが期待されている。

比較地域文化専攻では、人間社会と文化の探求、言語を媒介としたあらゆる精神文化への考察など、これらの学際的で高度な専門知識に対して強い関心を持ち、グローバルな国際化時代に対応しうる広い視野と応用性のある研究能力をもつ高度専門職業人の育成をめざしている。より具体的には、さまざまな地域における共時的かつ通時的な社会現象や言語文化現象の解明を図りながら、物事の本質を見通す複合的な思考判断能力や学際的な実践応用能力を身につけたいと思う人材・資質を求めている。

経済専攻では、経済のグローバル化、情報化など現代の国際経済の諸問題や日本の社会経済問題に強い関心を持ち、それらの問題に取り組むための研究能力や高度な職業能力を身に付けることを目指す人材を求めている。とくに、将来、企業において経営管理・企業情報などの分野で高度な能力を発揮しようと思っている人や、地域の行財政の分野において地域経済政策などに貢献しようと思っている人を求めている。

このように、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は各専攻ごとに明確に定められているが、人文社会科学研究科全体としてのアドミッション・ポリシーは定められていない。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、毎年発行している冊子『静岡大学大学院人文社会科学研究科修士課程学生募集案内』に掲載し、関係する各方面に配布するとともに、静岡大学ウェブサイトの人文社会科学研究科のページ（<http://www.hss.shizuoka.ac.jp/gradu/4-1.html>）でも公開して、大学院構成員（教職員・学生）に周知し、社会にも広く公表している。また、平成19年からは静岡大学大学院人文社会科学研究科説明会を開催し、受験希望者に対するきめ細かい説明と相談の機会を設けている。

(分析結果とその根拠理由)

本研究科では、各専攻ごとに入学受入方針（アドミッション・ポリシー）を上記のように明確に定めており、上記の冊子やウェブサイト、大学院説明会を通じて大学院構成員に周知され、社会にも広く公表されている。

**観点 4-2 入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していること。**

**観点 4-2-① 入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。**

(観点に係る状況)

入学受入方針(アドミッション・ポリシー)に従って、臨床人間科学専攻、比較地域文化専攻、経済専攻の各専攻が、それぞれの学習経験及び社会経験に対応して、一般選抜及び社会人特別選抜の入学試験を実施して、学力検査や口述試験、調査書または成績証明書などにより学力を判定している。また、各専攻では、受験生の研究目的の応じた多様な専門科目による学力検査実施しているとともに、比較地域文化専攻、経済専攻の2専攻では、外国人留学生特別選抜の入学試験を実施している。その結果は、学生定員と現員は第4表の通り、社会人・留学生も多く、多様なニーズに対応している。

第4表 学生定員と現員

専攻	収容定員	現員				内社会人	内留学生
			1年次	2年次	計		
臨床人間科学専攻	22	男	5	3	8	2	1
		女	9	8	17	8	0
比較地域文化専攻	20	男	5	5	10	3	1
		女	5	13	18	4	3
経済専攻	20	男	10	6	16	5	4
		女	4	4	8	2	5
法律経済専攻	—	男	—	2	2	2	0
		女	—	0	0	0	0
合計	62	男	20	14	34	12	6
		女	18	25	43	14	8
		計	38	39	77	26	14

(分析結果とその根拠理由)

本研究科は、各専攻ごとに定めた入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、各専攻の特性を生かした選抜方法を実施することによって、当該専攻の教育課程を履修するために必要となる基礎的な学力や意欲を持つ多様な学生を受け入れている。したがって、入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った適切な学生受入方法が行われ、実質的に機能している。

**観点 4-2-② 入学受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。**

(観点に係る状況)

本研究科では、留学生、社会人、編入学生のための入学者選抜要項において、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示されているとはいえない。

(分析結果とその根拠理由)

本研究科では、留学生、社会人、編入学生のための入学者選抜要項において、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に示されていない。したがって、これらの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に示す必要がある。

#### **観点 4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により公正に実施されているか。**

(観点に係る状況)

全学の大学院委員会の決定事項に沿って、人文社会科学研究所学務委員会が募集要項の作成から入試の実施計画に至るまで、ほとんどの業務を審議・決定している。全学および研究科の決定に基づいて、各専攻の学務委員が立案企画者となって学科会議に諮り、決定事項を学務委員会に報告し、フィードバックするシステムとなっている。その結果は研究会委員会に報告され、承認を受ける。

(分析結果とその根拠理由)

本研究科の入学者選抜システムにおいて、意思決定のプロセスやその実施過程における責任の所在は明確である。このような実施体制により、合否判定に至るまでの入学者選抜は、適切かつ公正に実行されている。

#### **観点 4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。**

(観点に係る状況)

各専攻においては、当該学科の入試委員が入試状況と合格者を報告し、それに基づいて入学者選抜方法に関する検討を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

各専攻単位で、各専攻の学務委員より選抜ごとの結果・状況が報告され、改善の必要が認められた場合は早急にその取り組みがなされる体制が整っている。したがって、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取り組みが行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てている。

#### **観点 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっているか。**

##### **観点 4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数の適正化が図られているか。**

(観点に係る状況)

本研究科では、入学定員を大幅に超えることはなく、また定員を下回ることなく推移している。過去4年間の各専攻別の入学定員及び実入学者数は、下記の第5表の通りである。

第5表 人文社会科学研究科の学生数・入学定員

専攻名		入学定員	1年次	2年次	計
臨床人間科学専攻	平成16年度	9	11	10	21
	平成17年度	9	8	11	19
	平成18年度	9	12	12	24
	平成19年度	11	14	12	26
比較地域文化専攻	平成16年度	12	16	25	41
	平成17年度	12	16	21	37
	平成18年度	12	16	20	36
	平成19年度	10	10	18	28
経済専攻	平成16年度	-	-	-	-
	平成17年度	10	19		19
	平成18年度	10	8	19	27
	平成19年度	10	14	10	24
法律経済専攻	平成16年度	17	28	37	65
	平成17年度	-	-	39	39
	平成18年度	-	-	6	6
	平成19年度	-	-	2	2
計	平成16年度	38	55	72	127
	平成17年度	31	43	71	114
	平成18年度	31	36	51	87
	平成19年度	31	38	42	80

出典：静岡大学概要2004～2007より作成

注1：数字はいずれも各年5月1日現在

また、本研究科では、毎年度入試終了後、各専攻において入試検討ワーキングを組織し入試状況について検証を行うことによって、入学定員と実入学者数との関係の適正化を実践している。

(分析結果とその根拠理由)

本研究科では、入学定員と入学者数の間に大きな乖離はなく、したがって、問題はないと判断する。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

一般選抜、社会人特別選抜及び外国人留学生特別選抜といった多様な入学試験を実施して、入学希望者の要望に応えている。受験生の研究目的の応じた多様な専門科目による学力検査や口述試験、調査書または成績証明書などにより学力を判定している。

(改善を要する点)

本研究科では、各専攻ごとにアドミッション・ポリシーを定めていたが、人文社会科学研究科全体としてのアドミッション・ポリシーは定められていなかったため、平成20年12月11日の研究科委員会において、人文社会科学研究科全体としてのアドミッション・ポリシーを明確に定めた。

また、留学生、社会人、編入学生のための入学者選抜要項において、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に示されていない。したがって、これらの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に示す必要がある。

### （3）基準4の自己評価の概要

本研究科は教育の目的に基づき、各専攻の特性を明確に示す入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。また、この入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は冊子やウェブサイト、大学院説明会を通じて大学院構成員に周知され、社会にも広く公表されている。ただし、留学生、社会人、編入学生のための入学者選抜要項において、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示されているとはいえないので、この点は改善する必要がある。

さらに本研究科は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、各専攻の特性を生かした選抜方法を実施することによって、当該専攻の教育課程を履修するために必要となる基礎的な学力や意欲を持つ多様な学生を受け入れている。したがって、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った適切な学生受入方法が行われ、実質的に機能している。

入学者選抜の実施体制としては、全学の大学院委員会の決定事項に沿って、人文社会科学研究所科学務委員会が募集要項の作成から入試の実施計画に至るまで、ほとんどの業務を審議・決定している。また、各専攻においては、当該学科の入試委員が入試状況と合格者を報告し、それに基づいて入学者選抜方法に関する検討を行っている。改善の必要が認められた場合は早急にその取り組みがなされる体制が整っている。

本研究科では、入学定員と入学者数の間に大きな乖離はなく、したがって、問題はない。

## 基準5 教育内容及び方法

### (1) 観点ごとの分析

観点 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

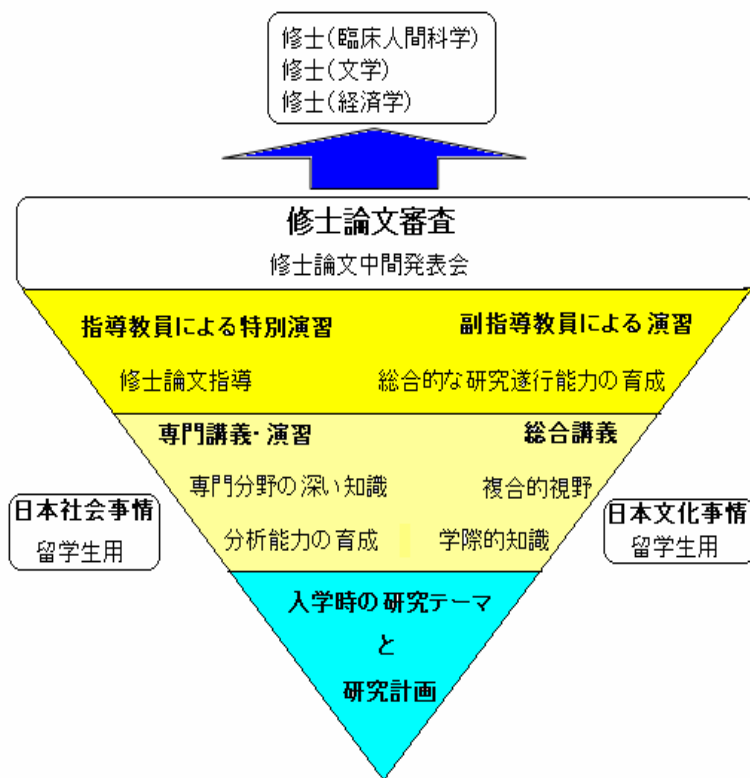
観点 5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

(観点到る状況)

#### 1. 教育課程の体系化

①入学時の研究テーマと研究計画を教育研究指導の出発点として、各専攻の研究指導分野の専門講義・演習により当該分野の専門知識と分析能力を修得させるとともに、複数の教員による総合講義や留学生用総合講義（日本文化事情、日本社会事情）により研究上の複合的視野と学際的知識を涵養する。

②2年次に修士論文作成指導を行う「特別演習」において、学生は研究テーマの焦点を絞り、指導教員の直接的な指導下で論文作成のための専門的研究遂行能力の獲得をめざす。併せて、副指導教員の演習・講義を履修することで、総合的学際的研究能力を養う。



③修士論文の作成過程では複数回の修士論文中間発表会を行い、専攻の他の教員による複眼的な研究上の助言を与える。

④修士論文審査において主査と複数の副査による厳格な審査を行い、修士課程修了者の質を担保する。

⑤本研究科の修了に必要な総単位数は30単位以上であり、専攻毎に必修科目、選択必修科目、自由科目の単位数内訳は異なる（次表、参照）。

[臨床人間科学専攻]

区分	履修方法	単位数
必修科目	本専攻の総合講義	4
	研究指導教員による臨床人間科学特別演習	4
	小計	8
選択必修科目	本専攻の講義又は演習・実習	10以上
	小計	10以上
自由科目	他専攻を含む本研究科において開講される科目	2以上
	小計	2以上
合計		計30以上

[比較地域文化専攻]

区分	履修方法	単位数
必修科目	イ 所属する研究指導分野の演習	2
	ロ 所属する専攻の研究指導教員の特別演習	4
	ハ 留学生対象総合講義（留学生のみ必修）	4
	日本文化事情 日本社会事情	
	小計	6（留学生は10）
選択必修科目	イ 所属する専攻の総合講義 （留学生対象総合講義を除く）	2
	ロ 所属する専攻の講義又は演習・実習 （総合講義を除く）	14
	小計	16以上
自由科目	本研究科において開講する科目から、自由に選択して履修する	2以上
	小計	2以上
合計		計30以上

[経済専攻]

区分	履修方法	単位数
必修科目	イ 所属する研究指導分野の演習	2
	ロ 所属する専攻の研究指導教員の特別演習	4
	ハ 留学生対象総合講義（留学生のみ必修）	4
	日本文化事情 日本社会事情	
	小計	6（留学生は10）
選択必修科目	イ 所属する専攻の総合講義 （留学生対象総合講義を除く）	2
	ロ 所属する専攻の特別講義又は地域連携ワークショップ	2
	ハ 所属する専攻の講義又は演習・実習 （総合講義・特別講義を除く）	12
小計		16以上
自由科目	本研究科において開講する科目から、自由に選択して履修する	2以上
	小計	2以上
合計		計30以上

2. 授業科目の適切な配置と内容

各専攻は、教育目的・内容と教育課程に即して総合講義、講義、特別演習、実習を有機的に組み合わせた授業科目を体系的に配置している（次表、参照）。

[臨床人間科学専攻]

総合講義	臨床人間科学
	対人援助の倫理と法
コース：臨床心理学	臨床心理学特論
	臨床心理面接特論
	臨床心理基礎実習
	臨床心理学外実習
	発達心理学特論
	など
コース：ヒューマン・ケア学	ヒューマン・ケア論演習
	生命環境倫理学
	臨床心理学演習
	社会心理学特論
	など
コース：共生社会学	ジェンダーの社会学演習
	環境リスク論
	社会運動論
	地域調査論
など	
研究法	臨床心理学研究法
	臨床人間学研究法
	臨床社会学研究法
特別演習	臨床人間科学特別演習Ⅰ
	臨床人間科学特別演習Ⅱ

[比較地域文化専攻]

総合講義	社会変動と思想
	言語文化コミュニケーション論
	日本文化事情
	日本社会事情
研究指導分野： 哲学芸術文化論	いのちと宗教
	芸術と生命
	生と倫理 女性と生命 など
研究指導分野： 文化人類学	北・中央アジアにおける開発と社会変容
	文化と自然論
	文化とメディア論演習 など
研究指導分野： 歴史文化論	近世東海地域史論
	日本伝統社会の国家と文化
	中国古代の社会と文化
	近代イギリスの社会と宗教
	古代ギリシアの政治と社会
	古墳時代の政治と社会
	弥生時代の文化と社会 など
研究指導分野： 国際言語文化論	日本近代文学の虚構と現実の研究
	日本近世言語文化研究
	日本近代文化テキスト研究
	中国古代文芸思想研究
	中国近現代文芸思潮研究
	中世ヨーロッパ文化研究
	アメリカ文学研究
	英米現代詩研究
	ドイツ叙情詩研究
	現代ドイツ文学研究
	フランス演劇通史
	フランス近現代の芸術と文化 など



[比較地域文化専攻] 続き

研究指導分野： 比較言語文化論	近代ロシア社会史
	啓蒙と反啓蒙
	詩学研究
	音声学・音韻論研究
	中国語ディスコース研究
	ドイツ語構造論
	対照言語学研究
	日独語対照研究
	日本語学基礎論
	現代フランス語統語論
	言語と性
生成統語論	
北米インディアン諸語研究 など	
特別演習	比較地域文化特別演習

[経済専攻]

総合講義	地域社会の変容と経済
	日本文化事情
	日本社会事情
研究指導分野： 経営政策	日本的経営論
	企業情報システム
	マーケティング戦略
	産業組織論
	市場経済と規制
	寡占とゲームの理論
	計量経済学
	会計制度論
	税務会計論
	経済情報システム
	比較金融システム
	多国籍銀行論
	アジア経済論
	国際貿易論 など
研究指導分野： 地域経済政策	地域統計情報論
	経済統計分析
	政策シミュレーション論
	経済政策システム
	都市経済学
	自治体財政論
	都市財政論
	産業・雇用の地域分布
	労働政策
	日本経済史
	経済社会体制論
	現代日本経済社会論
	地域統合論
環境政策論 など	
特別演習	経済特別演習

(分析結果とその根拠理由)

本研究科は、静岡県内唯一の総合的な人文社会科学系大学院としての特色を生かし、専門性と学際性、国際性と地域性を兼ね備えた高度職業人を養成することを目的とした教育課程が体系的に編成されている。これに基づき各専攻の教育方針に基づいた教育が実現されている。

こうした点から教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断される。

#### 観点 5-1-② 授業の内容が、教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

(観点に係る状況)

授業科目は、3専攻の教育内容と教育課程の体系化に即して、専攻ごとに以下のような適切な配置が行われ、授業の内容も各専攻において教育課程の編成の趣旨に沿ったものとしている。

比較地域文化専攻では、(1) 総合講義、(2) 臨床現場実習、(3) 研究法を三つの柱として教育課程の編成を行っている。総合講義の2科目(必修)のうちの一つ「臨床人間科学」は、臨床人間科学の全体像を捉えアイデンティティを形成する科目として、もう一つ「対人援助の倫理と法」は、対人援助専門職者の援助実践等に絡む倫理・法・制度的な諸問題に特に焦点を当てた科目として展開している。総合講義「対人援助の倫理と法」では、関連領域の先端的な活動をしている内外の講師を招聘して研究会を展開し、受講生の立体的な学習を促進しつつ、教科書の作成に着手した。平成18年から臨床人間科学の社会的背景や制度の分析、実証的な社会調査の手法の指導の強化などをねらい、新たに共生社会学コースを設置した。

比較地域文化専攻では、総合講義・専門研究・専門演習の3つの科目群を設定し、講義科目と演習科目を緊密に結びつけた高度な専門教育をすることで、2年間の教育課程で体系的な知識と技能が得られるように配慮している。多種多様な専門科目の編成・充実を図ると同時に、哲学・史学・文学・語学の諸領域を横断する学際的な選択必修科目として「社会変動と思想」「言語文化コミュニケーション論」を設けている。新しい地域社会文化と国際的コミュニケーションの構築に向けたカリキュラムを工夫することで、研究指導分野を越えた総合的・学際的な教育を展開している。

経済専攻では、専攻全体にかかわるものとして、総合講義、特別講義および地域連携ワークショップを開講しており、研究指導分野としての「経営政策」および「地域経済政策」のそれぞれに、経済学・経営学の理論、現状分析などの基本的科目を配置しているほか、その分析・研究のための技術的科目を設置している。また、それぞれの科目に講義と演習を組み合わせている。複数の教員による総合講義「現代社会の変化と企業」及び「地域社会に変容と経済」を必修科目として隔年開講しているほか、留学生のための必修科目の授業として、「日本社会事情」を開講している。また、平成19年度から「特別講義Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」や「地域連携ワークショップⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を開講することとした。

(分析結果とその根拠理由)

本研究科では、専門性と学際性、国際性と地域性を兼ね備えた高度職業人を養成することを目的とした教育課程の編成の趣旨に沿って、総合講義、専門科目・専門演習、臨床現場実習、研究法、特別講義および地域連携ワークショップなど、各専攻の特性を生かした授業が配置されている。

以上のことから、授業の内容が、教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断される。

#### 観点 5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映した教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

(観点に係る状況)

授業内容の大半は、教育目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映しているが、以下に示すものはその代表例である。

臨床人間科学専攻では、共同研究としての①2003 - 06 年度科研費基盤B「生命ケアの比較文化論的研究とその成果に基づく情報の集積と発信」及び②2006-09 年度科研費基盤B「薬の倫理学と薬剤師の倫理教育プログラムの構築および薬の歴史文化」の成果を「ヒューマン・ケア論演習」や「生命環境倫理学」などの授業に活用している。また、「ソーシャル・サポートと対人ストレスの両側面から、身近な対人関係が精神的健康に及ぼす影響に関する研究」は『ストレスと対人関係』（ナカニシヤ出版、2005年9月）として刊行され、「臨床心理学特論」や「臨床心理面接特論」などの授業に活用している

経済専攻では、①2001 - 03 年度科研費基盤B「アジア太平洋地域における環境政策と企業の対応に関する総合的研究」の成果を「日本的経営論」や「経営管理論演習」などの授業に活用している。

(分析結果とその根拠理由)

本研究科では、各専攻において、研究活動の成果がテキスト、配布資料の形で授業内容に反映されている。また、随時、内容を更新し、最新の情報を取り入れることに努めている。以上の点から、授業内容は全体として教育の目的を達成するための基盤となる研究の成果を反映したものとなっている。

**観点 5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他研究科の授業科目の履修、他大学院との単位互換、インターンシップによる単位認定、博士課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。**

(観点に係る状況)

本研究科では、教育課程において学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に対応すべく、以下のような取組みを行っている。

(1) 他専攻科目の履修

履修区分「自由科目（2単位以上）」により、他専攻の科目を含む本研究科の開講科目から研究上必要な科目の履修を認めている（静岡大学大学院人文社会科学研究所規則第7条）。他専攻科目の履修状況は次の通りである。

他専攻科目を履修した学生数・単位数

所属専攻	他専攻	平成18年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		
		学生数	単位数	学生数	単位数	学生数	単位数	学生数	単位数	
臨床人間科学専攻	比較地域文化専攻	0	0	3	10	2	20	1	4	
	経済専攻			0	0	0	0	0	0	
	法律経済専攻	0	0	0	0					
比較地域文化専攻	臨床人間科学専攻	5	20	0	0	0	0	0	0	
	経済専攻			0	0	0	0	1	8	
	法律経済専攻	2	18	1	2					
経済専攻	臨床人間科学専攻			0	0	0	0	0	0	
	比較地域文化専攻			4	8	0	0	1	2	
	法律経済専攻			0	0					
法律経済専攻	臨床人間科学専攻	0	0	0	0	0	0			
	比較地域文化専攻	1	4	0	0	0	0			
	経済専攻			0	0	0	0	1	6	
合計			8	42	8	20	2	20	4	20

(2) 単位互換制度

平成17年度から経済専攻は静岡県立大学大学院経営情報学研究所との単位互換制度を導入しており、その実績は次の通りである。

	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	学生数	単位数	学生数	単位数	学生数	単位数
静岡県立大学	4	12	2	6	1	4
合計	4	12	2	6	1	4

(3) 留学プログラム

本研究科では海外留学を推奨しており、国際交流協定大学への留学者数は次の通りである。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
ボン大学(独)	1	1	0	0
イエーテボリ大学(瑞)	0	1	0	0
合計	1	2	0	0

(4) 臨床人間科学専攻における学外施設実習

「臨床心理士」資格試験の受験資格取得のためには医療福祉施設で実習を行うことが求められており、平成19年度には臨床人間科学専攻学生7名(平成16年度7名、平成17年度6名、平成18年度6名)が医療福祉施設の実習に参加した。

(5) 資格取得への支援

・本研究科で取得できる中学校教諭専修免許状および高等学校教諭専修免許状は以下である(修了後に取得できる資格については、後述6-1参照)。

	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
臨床人間科学専攻	社会	公民
比較地域文化専攻	国語、社会、英語、 ドイツ語、フランス語	国語、地理歴史、公民、 英語、ドイツ語、フランス語
経済専攻	社会	公民

・臨床人間科学専攻臨床心理学コースでは、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が実施する「臨床心理士」資格試験の受験資格の取得に必要な教育プログラムを開設している。

・臨床人間科学専攻共生社会学コースおよびヒューマン・ケア学コースでは、「専門社会調査士」資格が取得できる教育プログラムを開設している。

(6) 「飛び入学」制度

平成19年度から経済専攻は、社会的要請に応え学生の勉学意欲の増進を図るため、学部教育で特に優れた成績を修め、かつ修士課程への進学に意欲をもつ学生に対し、早期進学を促すことを目的として「飛び入学」(飛び級入試)制度を導入した。

2. 社会からの要請への対応

(1) 社会からの要請(学術の動向)に基づく教育課程の編成

・臨床人間科学専攻では、ヒューマン・ケア分野の専門職へのニーズに応え、臨床心理士や専門社会調査士など資格取得のための教育プログラムを提供している。

・本研究科が中心になって運営している「こころの相談室」は、対人援助専門職業人養成のための臨床実習の場であるとともに、地域住民のこころの健康に関する相談に応じることで地域社会のニーズに応えている。

(2) 研究生・科目等履修生・聴講生・特別聴講生など

本学学則に基づき、研究生・科目等履修生・聴講生・特別聴講生を積極的に受け入れている。入学状況については次の通りである。

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	学生数	修得単位数	学生数	修得単位数	学生数	修得単位数	学生数	修得単位数
研究生	0	0	0	0	3	3	2	2
科目等履修生	5	30	6	22	0	0	2	10
聴講生	0	0	0	0	0	0	0	0
特別聴講生	0	0	3	6	1	0	0	0

### (3) 入試制度の多様化とリカレント教育

社会人を対象とする社会人特別選抜入試（大学院設置基準第 14 条特例適用の社会人も含む）および「4 年制大学卒業に準じる」という規定の積極的活用により、現場で活躍する職業人のリカレント教育を担っている。

### (4) 社会人の学びの環境整備

社会人学生を対象に長期履修制度を導入し、履修上の便宜を図っている。また、大学院設置基準第 14 条特例による夜間開講・土曜日開講を実施し、社会人学生が就労しながら学ぶための弾力的な時間割編成を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

以上の点から、学生の多様なニーズ社会からの要請に対応した教育課程の編成に配慮されていると判断する。

## 観点 5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

(観点に係る状況)

- 履修ガイダンスを実施し、組織的な履修指導を実施。また、指導教員制の下、全教員がオフィスアワーを設け個別的な学習相談や教育指導を実施している。
- 多様な講義と演習や実習を開講し、学生自ら修了に必要な科目を体系的に選択することができる体制になっている。

平成 19 年度の授業形態別の開講状況は次の通りで、講義、演習・実習（学外施設実習も含む）がバランスよく配置されている。

	開講総 科目数	講義		演習		実習	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合
臨床人間科学専攻	58	27	46.6	25	43.1	6	10.3
比較地域文化専攻	76	29	38.2	47	61.8	0	
経済専攻	63	28	44.4	35	55.6	0	
合計	197	84	42.6	107	54.3	6	3.1

- 講義や演習で使用するプリント教材はシラバス内容との整合性に留意して、専門の論文・文献などを組み合わせて、講義のテキストや演習での院生による報告・討論の素材とするほか、新聞報道記事やテレビ番組を録画した映像資料を使用して院生の現代的問題関心を高めるのに活用している。
- 多くの授業で、情報機器を活用している。例えば、パワーポイントを使用して、院生にわかりやすい講義を展開しているとともに、上記の映像資料を使って映像面から理解も深めている。統計などを使う一部の授業では、学生各人に PC を操作させる実習も行っている。
- 少人数教育の利点を生かして通常の講義・演習では、院生と教員および院生同士の質疑応答を重視する教育を行っている。
- 授業で、予習・復習についての指示を与え、授業時間外の学習時間の確保を行っている。
- 平成 18 年度に、「静岡大学単位認定等に関する規程」を改正し、それまでの最低合格点 50 点とする 4 段階評価（優、良、可、不可）を、最低合格点 60 点とする 5 段階評価（秀、優、良、可、不可）に変更し、単位の厳格化を図った。

(分析結果とその根拠理由)

以上の理由により、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

## 観点 5-1-⑥ 大学院設置基準第 14 条特例に基づいて授業を実施している課程、コース等を有している場合には、課程、コース等に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

(観点に係る状況)

大学院設置基準第 14 条特例に基づく社会人の学生を対象に長期履修制度を行って、多様な社会からの要請に応

えるとともに、有職者・社会人にも履修の便宜を図っている。時間割については、有職者・社会人の事情を配慮し、夜間開講・土曜日開講などを活用して、就学を容易にするための多様な教育方法、弾力的な時間割の編成・工夫を実施している。

(分析結果とその根拠理由)

以上の理由により、大学院設置基準第 14 条特例に基づく社会人の学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

#### **観点 5-2-① 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。**

(観点に係る状況)

授業名、担当教員名、予復習、成績評価の方法、オフィスアワー等に加え、教育課程の編成の趣旨に即した授業目標・内容・計画を掲載したシラバスが作成されている。シラバスは Web 上に公開され、授業履修計画の作成にあたって活用されている。また、学年当初のガイダンスにおいてシラバスを履修の手引きとして使用するとともに、各院生の研究計画に沿った科目の選択や受講した科目の授業の予習・復習に活用している。授業の目標・内容・計画・進め方が詳しく記され、教員からのメッセージやオフィスアワーも併記することで、院生とのコミュニケーションを重視した肌理の細かい指導を実践している。

(分析結果とその根拠理由)

以上により、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

#### **観点 5-3-① 教育課程の編成の趣旨に沿った研究指導が行われているか。**

(観点に係る状況)

学生に提供できる授業科目が極めて豊富であり、その結果として徹底した少人数教育が行われ、その利点を生かして講読・課題・報告・検討・討論・レジュメ作成・レポート提出などの主体的学習を促す学習指導法がより多く採用されている。各専攻で開講している総合講義は、複数教員で担当することを原則にしているほか、専攻の学習内容に応じて、いくつかの科目が複数教員で担当するようになっている。臨床人間科学専攻では、集中講義には他大学の教員を招聘するとともにオムニバス形式の総合講義ではできるだけ現場で働く社会人による授業支援を仰いでいる。臨床人間科学専攻で行われて来た臨床現場実習等のフィールドワーク型の教育を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

以上により、教育課程の編成の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

#### **観点 5-3-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的昨日の訓練等が考えられる。）が行われているか。**

(観点に係る状況)

臨床人間科学専攻及び経済専攻では正副複数の研究指導教員制を採っている。特に臨床人間科学専攻では、1年次の初めより研究指導教員を決め、後期には副指導教員も決めて、問題意識をもって学習を深められるように指導している。研究テーマについては各研究指導教員が専門の知識・能力を活かしつつ、学生の要望に配慮して決定している。

学生をティーチング・アシスタント (TA) として活用し授業補助としての教育活動の実際を体験させることで、学生の教育研究能力の向上に役立てている。TA の採用は公募制を原則とする。TA 採用状況については次の

通りである。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
臨床人間科学専攻	7	5	10	9
比較地域文化専攻	16	21	9	9
法律経済専攻	9	8	1	1
経済専攻		3	12	11

(分析結果とその根拠理由)

以上により、研究指導に対する取組はほぼ適切に行われていると判断されるが、複数教員による指導体制についてはなお改善すべきものがある。

### 観点5-3-③ 学位論文に係わる指導体制が整備され、機能しているか。

(観点に係る状況)

学位（修士）論文の完成を目指す特別演習を含め、指導教員による個別の研究指導を受けることができ、少数精鋭の主体的な学習を促す教育を行う一方、特に臨床人間科学専攻では、副指導教員制度を活用し、領域融合的な研究を行おうとする学生のニーズに広く応えるようにしている。しかし、比較地域文化専攻では正副指導教員制度がなく、経済専攻では制度を設けているがその活用は十分とはいえない。また、研究発表会を公開で複数回行い、指導の成果を評価する際には、多数の教員の視点から指導・助言を行える体制を採っている。

また、能力のある学生には、学会発表を奨励するとともに（後述する院生の受賞もそこから生まれたものである）、学会、シンポジウム、研究会についての情報を学生達にも流し、参加を薦めている。

(分析結果とその根拠理由)

以上により、学位論文に係わる指導体制はほぼ整備され、機能しているが、複数教員による指導体制についてはなお改善すべきものがある。

### 観点5-4-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

(観点に係る状況)

- ① 成績評価基準は静岡大学大学院規則第9条および人文社会科学研究科規則第10条、修了認定基準は静岡大学大学院規則第11条及び第17条および人文社会科学研究科規則第17条および別表Ⅰ、Ⅱに基づき作成され、学生に配布される『人文社会科学研究科便覧』等に掲載・公表されている。
- ② 成績評価を学生の到達度に対応させるために、5段階の評価方法を設定し、公表している。

(分析結果とその根拠理由)

成績評価・修了認定基準は、静岡大学大学院規則に基づき人文社会科学研究科規則に定めている。成績評価基準はシラバス、学務情報システムをつうじて公開し、周知している。

### 観点5-4-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

(観点に係る状況)

- ① 成績評価・単位認定は、人文社会科学研究科規則第10条に授業担当教員が行うことを定めている。これに基づき期末試験だけではなく、レポート課題、出席等、授業の特性に応じた多面的な評価を実施している。
- ② 課程修了の認定は、所定の単位を修得し、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格した者について、研究科委員会の議を経て認定される。

(分析結果とその根拠理由)

以上によって、成績評価および修了認定基準にしたがって、成績評価、単位認定および修了認定は適切に実施されている。

### 観点 5-4-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

(観点に係る状況)

特に講じられていない。

(分析結果とその根拠理由)

以上の点から成績評価の正確さを担保する措置は特に講じられていない。

### (2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

本研究科の教育目的のもと、2年間一貫少人数教育を軸に教育課程が体系的に編成されている。本研究科の教育課程において特筆すべき点は、留学生対象の総合講義、「日本文化事情」「日本社会事情」を必修科目として開講して、留学生の日本に対する理解を高め、勉学の推進をはかっていることである。また、経済専攻では、経済学・経営学分野におけるいっそう幅広い学識・素養を身につけるため、平成17年度より静岡県立大学大学院経営情報学研究科との単位互換制度がスタートし、同研究科で開講される講義が単位認定されており、多くの学生がそれを活用している。

(改善を要する点)

成績評価の正確さを担保する措置は特に講じられていない。

### (3) 基準5の自己評価の概要

本研究科は、静岡県内唯一の総合的な人文社会科学系大学院としての特色を生かし、専門性と学際性、国際性と地域性を兼ね備えた高度職業人を養成することを目的とした教育課程が体系的に編成されている。これに基づき各専攻の教育方針に基づいた教育が実現されている。こうした点から教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程が体系的に編成されている。

本研究科では、専門性と学際性、国際性と地域性を兼ね備えた高度職業人を養成することを目的とした教育課程の編成の趣旨に沿って、総合講義、専門科目・専門演習、臨床現場実習、研究法、特別講義および地域連携ワークショップなど、各専攻の特性を生かした授業が配置されている。授業内容の大半は、教育目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっている。

単位の実質化にあたっては、学務委員会を中心とし履修ガイダンスを実施し、組織的な履修指導を実施。また、指導教員制の下、全教員がオフィスアワーを設け個別的な学習相談や教育指導を実施している。シラバスについては、授業の目標、学習内容、授業計画、成績評価の方法・基準等が明示されており、Web上に公開されている。学生の履修計画の作成にあたって活用されている。研究指導に対する取組はほぼ適切に行われていると判断されるが、複数教員による指導体制についてはなお改善すべきものがある。

TAとして院生を雇うことで、授業補助とともに院生の教育の一環としても活用している。TAの採用に公募制を取り入れるなど、有能な院生を授業補助に活用し、TAをより有効に活用するための制度を整備した。TAとしての活動を通じた研究能力の育成、教育的機能の訓練等を行っている。

成績評価・修了認定基準は、静岡大学大学院規則に基づき人文社会科学研究科規則に定

めている。成績評価基準は学生に配布される『人文社会科学研究科便覧』シラバス、学務情報システムをつうじて公開し、周知している。成績評価および修了認定基準にしたがって、成績評価、単位認定および修了認定は適切に実施されている。成績評価の正確さを担保する措置は特に講じられていない。

以上のとおり、教育課程の編成状況、その内容、水準、授業形態、学習指導法、成績評価等から総合的に判断すれば、教育課程は教育の目的にもとづいて体系的に編成されており、その内容・水準も現時点においては基本的にはほぼ適切であるが、改善すべき点もある。



## 基準6 教育の成果

観点6-1-① 研究科の目的に沿った形で、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

(観点に係わる状況)

①「人文社会科学研究科規則」において、人材像や学生が身に付けるべき資質・能力を明示し、これを『人文社会科学研究科便覧』『静岡大学大学院人文社会科学研究科修士課程学生募集案内』に掲載し、関係する各方面に配布するとともに、静岡大学ウェブサイトの人文社会科学研究科のページでも公開して、大学院構成員(教職員・学生)に周知し、社会にも広く公表している。

②平成18年度においては全学的に「学生生活に関する定量調査」を実施し、同調査の評価結果にもとづき、改善計画を作成した上で改善実施状況を検証した。

③平成19年度においては、在校生・卒業生等にアンケートを実施し、教育目的の達成状況を検証した。

(分析結果とその根拠理由)

育成しようとする人材像を教育目的として明らかにしている。また、教育目的の成果や効果を各種のアンケート調査をつうじて検証・評価している。この点から教育目標・方針・養成しようとする人材像が適切に定められ、またその検証・評価も適切に実施されている。

観点6-1-② 各学年や修了時等において学生が身に付ける学力や資質・能力については、単位修得、進級、修了の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(観点に係わる状況)

### 1. 単位修得状況

単位修得状況(年次別平均修得数)は次の通りである。

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次
臨床人間科学専攻	43.8	6.2	40.4	5.9	45.5	8.2	26.42	13.4
比較地域文化専攻	27.5	8.1	24.6	8.5	22.9	9	23.6	9.9
経済専攻			25.6		28.5	7.5	20.3	5.5
法律経済専攻	26.3	6.7		3.5		2.8		2

### 2. 学位取得状況

学位取得状況(修了状況)は、次表の通りである。全般的には標準修了年限で修了しているが、社会人を対象とする長期履修制度の導入により、標準修了年限+1~2年での修了者も増えており、長期履修制度導入の効果が上がっている。

### 学位修得状況

平成16年度	在籍者	修了者	X		Y		Z		その他
			実数	割合 (%)	実数	割合 (%)	実数	割合 (%)	
臨床人間科学専攻	10	9	9	90	0		0	0	0
比較地域文化専攻	25	18	14	56	4	16	0	0	0
経済専攻									0
法律経済専攻	37	23	18	48.65	5	13.51	0	0	0
合計	72	50	41	56.94	9	12.5	0	0	0
平成17年度	在籍者	修了者	X		Y		Z		その他
			実数	割合 (%)	実数	割合 (%)	実数	割合 (%)	
臨床人間科学専攻	11	7	7	63.64	0		0	0	0
比較地域文化専攻	21	16	14	66.67	2	9.52	0	0	0
経済専攻									0
法律経済専攻	39	32	26	66.67	6	15.38	0	0	0
合計	71	55	47	66.2	8	11.27	0	0	0
平成18年度	在籍者	修了者	X		Y		Z		その他
			実数	割合 (%)	実数	割合 (%)	実数	割合 (%)	
臨床人間科学専攻	12	11	8	66.67	3	25	0	0	0
比較地域文化専攻	20	14	11	55	3	15	0	0	0
経済専攻	19	17	16	84.21	1	5.26	0	0	0
法律経済専攻	6	4	0		4	66.67	0	0	0
合計	57	46	35	61.4	11	19.3	0	0	0
平成19年度	在籍者	修了者	X		Y		Z		その他
			実数	割合 (%)	実数	割合 (%)	実数	割合 (%)	
臨床人間科学専攻	12	6	6	50	0		0	0	0
比較地域文化専攻	18	12	10	55.6	2	11.1	0	0	0
経済専攻	10	8	7	70	1	10	0	0	0
法律経済専攻	2	0	0		0		0	0	0
合計	42	26	23	54.76	3	7.14	0	0	0

注1) 在籍者数は、各年度5月1日現在における2年生の数字を示す。

注2) Xは、標準修了年限内での修了者数を示す。

注3) Yは、標準修了年限+1～2年での修了者数を示す。

注4) Zは、標準修了年限+3年以上での修了者数を示す。

注5) その他は、編入学者数を示す。

注6) 修了率=修了者数÷在籍者数

注7) 標準修了年限内卒業率=標準修了年限内卒業者÷在籍者数

注8) 標準修了年限+2年以内卒業率=標準修了年限+2年以内卒業者÷在籍者数

注9) 標準修了年限+3年以内卒業率=標準修了年限+3年以内卒業者÷在籍者数

### 3. 資格取得状況

本研究科修了者による教育職員専修免許状の取得状況は、次の通りである。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
臨床人間科学専攻	0	0	3	0
比較地域文化専攻	0	2	1	6
経済専攻	0	0	1	0
法律経済専攻	1	1	3	0
合計	1	3	8	6

毎年、一定数の教員免許取得者を出しており、教職志望者や現職教員のためのリカレント教育という観点から見て着実な成果を上げている。

### 4. 学会等における報告

実力のある学生には学会等での発表を奨励・指導している。

### 5. 受賞状況

臨床人間科学専攻の学生が、平成19年7月に日本薬学会医療薬科学部会の課題論文「私の薬剤師倫理」で優秀賞、平成19年9月に「薬剤師志望の有無から見た新入社員の職業指向性」で社会薬学会ソーシャル・ファーマシー賞最優秀論文賞を受賞した。

(分析結果とその根拠理由)

学生の単位修得状況、修了状況、資格取得状況は良好で、修了生は、各領域の高度職業人として必要とされる専門的ならびに学際的な知識と技能を習得している。

### 観点6-1-3 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(観点に係る状況)

#### 1. 学業の成果の到達度に関する評価

本研究科の大学院教育改革準備委員会が平成19年度に実施した『学業の成果に関するアンケート調査』の学業修得度項目(「十分達成した=5」～「まったく達成しなかった=1」で数値化、平均値3)では、学生の評価が高かった項目として「所属専攻の専門分野に関する知識・技術」(3.47)、「課題発見/解決能力」(3.59)、「コミュニケーション能力」(3.42)があり、少人数教育の成果が着実に上がっている。また、学業目標の達成度項目では、2年次生になるほど達成度は高く(3.4)、全体として本研究科での学生の学業成果に対する学生の評価は高い。

#### 2. 学業の成果の満足度に関する評価

前述アンケート調査の満足度項目では、学業の取組への満足度は1・2年次生ともに高い(3.5)。また、『学生生活に関する定量調査・グループインタビュー報告書』(平成18年度全学実施)では、本研究科についての総合的満足度は、「満足している(20%)」と「まあ満足している(42.9%)」を合わせて62.9%と過半数を大きく超え、高い評価を受けている。なかでも「今取り組んでいる研究に満足」を問う項目では、「そう思う(23.8%)」と「ややそう思う(37.9%)」を足すと61.7%であり学生の満足度が最も高かった。

(分析結果とその根拠理由)

アンケート等によれば、学業の成果の到達度に関して学生自身の評価が高く、授業に関する学生の満足度も高く、学業の成果についても、学生の満足度は比較的高い数値を示している。以上の結果から判断して、本学部の意図した教育の成果・効果があがっていると判断される。

### 観点6-1-4 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(観点に係る状況)

#### 1. 進路・就職の状況

本研究科修了時の進路状況については次の表の通りである。

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)
就職	14	29.79	21	36.84	24	57.14	15	53.57
進学	0	0.00	4	7.02	1	2.38	1	3.57
その他	33	70.21	32	56.14	17	40.88	12	42.86
合計	47	100.00	57	100.00	42	100.00	28	100.00

注)「その他」には既就職、就職活動中、非就職、留学生の帰国等を含む。

なお、臨床人間科学専攻臨床心理学コース修了生のほぼ全員が、次表に示すように修了後に資格を得て、心理臨床に関連する職に就いている。

修了年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
修了生数	9	6	7	6
資格取得者	8	6	3	20年度以降受験資格
臨床専門職就職者	9	6	6	6

注)「修了者」は修了した翌年度に資格試験を受け、その合格者が「資格取得者」となる。「臨床専門職就職者」は、修了した時点で臨床専門職関係に就職し資格試験受験準備を行うものを含む。

(分析結果とその根拠理由)

本研究科修了後の進路の状況については、教育目的に照らして、学生の単位修得状況、修了状況、資格取得状

況は良好である。修了生は各領域の高度職業人として必要とされる専門的ならびに学際的な知識と技能を習得している。社会人（初めから有職者）も増え、修了後に資格を取得したのち就職するケースも多く、上記の表の数字だけでは捉えられないところがある。しかし、修了生の就職率は向上しており、修了生の大半は就職・進学ともにキャリアアップしている。臨床人間科学専攻は着実に臨床心理士資格取得者も出している。

#### **観点6-1-5 修了生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。**

（観点に係る状況）

##### **1. 修了生からの評価**

『静岡大学卒業生等による評価に関する調査』（平成19年12月全学実施）によると、満足度については、「教員とのコミュニケーション」が高く(1.24)、ついで「教職員の適切な対応」(1.05)、「研究の指導体制の充実」(0.95)、「専門講義科目の充実」(0.90)となっている。また、役立ち度については「専門分野に関する知識・技術」(0.95)で最も高く、ついで「コミュニケーション能力」(0.81)、「課題発見／解決能力」(0.67)となっている。本研究科修了生が大学院での再学習の希望について「はい」と答えた割合が高い(57.1%)のも、こうした評価から来ている。

##### **2. 企業等就職先からの評価**

同調査から本研究科修了生を採用した企業から評価を見ると、本研究科修了生の修得度について、「課題発見／解決能力」(1.23)、「コミュニケーション能力」(1.70)が「十分修得していた」で他項目より高くなっており、全ての項目が「重要度が高く、修得度が高い」の範囲にあり、修了生採用の総合的な満足度でも、「非常に満足」と「やや満足」を合わせると83.3%と高い評価を得ている。前述の「学業の成果に関する学生の評価」(4-2)の結果と合わせると、修了生および企業等就職先の評価から、専門職業人の養成という本研究科の目的は達成していると判定できる。

（分析結果とその根拠理由）

修了生の大半は多くの項目において、高い評価している。修了生を採用した企業、および、社会人学生修了者が元からいた職場からの評価も高い。

#### **(2) 優れた点及び改善を要する点**

（優れた点）

学生が身に付けるべき学力、資質・能力や人材像が明確化されている。本研究科修了後の進路の状況については、教育目的に照らして、学生の単位修得状況、修了状況、資格取得状況は良好である。修了生は各領域の高度職業人として必要とされる専門的ならびに学際的な知識と技能を習得している。修了生の就職率は向上しており、修了生の大半は就職・進学ともにキャリアアップしている。臨床人間科学専攻は着実に臨床心理士資格取得者も出している。

（改善を要する点）

教育目的を組織的、継続的に調査し、達成状況を検証する組織・体制が構築されていない。また、卒業時の教育成果を評価する仕組みに加え、修了までの各学年において教育成果効果を評価する仕組みの構築も求められる。

#### **(3) 基準6の自己評価の概要**

本研究科で育成しようとする人材像を教育目的として明確にしている。また、FD委員会等を設置し、授業評価アンケートを実施し、教育目的の達成状況を検証している。学生の単位取得状況・修了状況等は高い水準で推移

しており、学生が身に付けるべき学力や資質・能力について、教育の効果はあがっている。臨床人間科学専攻は着実に臨床心理士資格取得者も出している。

また、平成19年度においては修了生、就職先企業へのアンケートを実施し、意見を聴取したが、本研究科の教育成果や効果に対する評価は高いものであった。

## 基準7 学生支援等

### 観点7-1-① 授業科目や専門の選択の際のガイダンスが適切に行われているか。

(観点到に係る状況)

新学期冒頭に、学務委員が各専攻で履修ガイダンスを行うとともに、『便覧』等に各教員の研究室の電話番号とメールアドレスを掲載し、学生からの申し出により助言や指導を行う体制をとっている。また、研究指導教員が個別に履修相談に応じたり、履修申告状況のチェックを行っている。

シラバスのデジタル化を実施し、WEB 上でのシラバス閲覧を可能にしている。なお、履修上の注意事項について、『履修に手引き』を印刷物(冊子)として配布している。

(分析結果とその根拠理由)

授業科目等のガイダンスは、研究指導教員の個別指導やシラバスのデジタル化などにより、おおむね適切に実施されていると認められる。

### 観点7-1-② 学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。)が適切に行われているか。

(観点到に係る状況)

専攻ごとに少人数教育を通して、とくに研究指導教員が中心となって学生に対するきめ細やかな履修指導や学生相談・助言活動を行ってきた。さらに教員の連絡先(メールアドレス、電話番号)を公開することにより、いつでも気軽に相談・助言を受けられる体制を整備している

(分析結果とその根拠理由)

研究指導教員を中心とする相談・助言体制が整備され、おおむね適切に学習相談・指導が行われていると評価がよい。実際にも、多くの教員が学生からの相談を積極的に受け入れ、そうした相談活動を通して問題解決に至っている事例も多い。

### 観点7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

(観点到に係る状況)

学習支援に関する学生のニーズを把握するため、研究科として専攻ごとに、院生懇談会などを実施している。また、学生数が教員数に比べてかなり少ないので、研究指導教員を中心に個々の教員レベルで、学生のニーズをきめ細かく把握し、学習支援を行なっている。

(分析結果とその根拠理由)

学生ニーズの把握という点では、個々の教員レベル・専攻レベル(院生懇談会など)での対応がなされ一定の成果を上げているが、今後より組織的な対応を強めるための工夫・改善も必要と思われる。

### 観点7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。)への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

(観点到に係る状況)

留学生については、留学生用総合講義(日本文化事情、日本社会事情)を必修科目として開講している。

社会人学生を対象に長期履修制度を導入し、履修上の便宜を図っている。また、大学院設置基準第14条特例による夜間開講・土曜日開講を実施し、社会人学生が就労しながら学ぶための弾力的な時間割編成を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

留学生や社会人に対して、適切な学習支援が行なわれている。

**観点7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。**

（観点に係る状況）

各専攻に学生用の自習室を設置している。自習室には、パソコンやプリンター等の情報機器やコピー機設置し、コピーカード（1000枚分）を配布している。また、各専攻には、学生の主体的な学習を支援するため図書・雑誌・資料を置く資料室や学生室を設置している。附属図書館は平日9時から22時（土日は9時から19時）まで開館しており専門雑誌や専門書の随時利用を保証するとともに、学生から要望のあった図書等は、教員が学生用図書に申請し附属図書館に配備するようにしている。

総合情報処理センターと連携し、すべての学生にセンターのネットワークIDを付与し、インターネットに接続可能としている。

（分析結果とその根拠理由）

自主的学習環境は、比較的十分に整備され、効果的に利用されている。

**観点7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。**

（観点に係る状況）

- ・健康相談については、全学保健管理センターの専門医が対応している。
- ・大学生活上のさまざまな相談については、研究指導教員、学務委員、全学の学生相談室（教員とカウンセラーで構成）があたっている。
- ・進路相談については、指導教員と就職委員が対応している。
- ・全学的に学生からの声を受け止める投書箱としてオピニオン・ボックスが設置され、そこに投入された質問や要望については学部として対応している。

（分析結果とその根拠理由）

学生の健康相談、生活相談、進路相談等のために、必要な相談・助言体制はある程度、整備され、機能しているが、十分ではない。

**観点7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。**

（観点に係る状況）

生活支援等に関する学生ニーズを把握するために、オピニオン・ボックス、院生懇談会などを実施している。

予算的な問題もあって、学生の生活実態調査は一度も行われていない。それだけに、本研究科として組織的に学生の勉学・生活実態調査を定期的に行うことは今後の重要な課題である。

（分析結果とその根拠理由）

専攻レベルでは、学生ニーズの個別的な把握は適切に行われていると認められる。今後は、学生生活実態調査を実施するなど全体的な学生ニーズ把握が課題となる。

**観点7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生**

### 活支援等が行われているか。

(観点に係る状況)

- ・留学生については、学内外の奨学金の募集情報を可能な限り紹介し、推薦状を積極的に書くなどの努力を行っている。しかし、予算上の制約からきわめて不十分な状態にある。
- ・平成 18 年度、車イスを使用する学生の入学に際して、学部施設の改善（階段手すり、車椅子用スロープの設置など）を行った。

(分析結果とその根拠理由)

生活が困難な留学生などに対する生活支援等は十分に行なわれているとはいえない。

### 観点 7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

(観点に係る状況)

- ・経済面の援助については、学生支援機構を通じた奨学金制度の紹介や申請のサポートを行うとともに、平成 18 年度より学部独自の制度として「人文学部奨学金制度」を創設した。これは、「学業成績に優れ、経済的理由により就学困難な者」（A 型）と「学業成績が特に優れた者」（B 型）である学部生 4 名（A 型・B 型各 2 名）並びに大学院生 1 名（A 型）の計 5 名に対して年間 20 万円を支給するものである。なお、平成 20 年度からは、A 型のなかに留学生枠（定員 1 名）を設けた。
- ・人文学部奨学金制度の運用開始後は、毎年定期的に学部所属教員に拠金を呼びかけ、基金の充実を図っている。

(分析結果とその根拠理由)

- ・独自財源を持たず、かつ毎年配分予算額を削減されている学部が、単独事業として学生への経済的援助（奨学金給付・貸与、授業料免除など）を行うというのは極めて困難である。これは、本来、全学的課題であって、学部が責任を負うべき課題ではない。
- ・にもかかわらず、そうしたなかであって、上記奨学金制度を立ち上げ、学部独自に学生支援を行っているという事は高く評価することができる。
- ・しかし、大学院生の給付対象者は毎年 1 名にとどまっているため、残念ながらその効果は限定的である。

### (2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

授業料まで自己負担している学生の割合が多いという現状からみて、人文学部独自の取り組みである学部奨学金制度が学生への経済的支援という点で果たすべき役割は重要である。

(改善を要する点)

生活が困難な留学生などに対する生活支援等はきわめて重要である。

### (3) 基準 7 の自己評価の概要

学生に対するガイダンス・相談・助言・学習支援などに関して、研究指導教員を中心に教員個々人のレベルでの対応はいうまでもなく、専攻レベルでの組織的対応についても一定の成果を上げていると評価することができる。

学生支援等を実施する場合、その前提として学生の生活実態（学習・生活・経済など）を総体的に把握することが不可欠である。今後は、この点に関して、研究科として組織的に調査活動を実施することが重要な課題である。



## 基準8 教育の質の向上及び改善のためのシステム

### (1) 観点ごとの分析

観点8-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

(観点に係る状況)

- ・教育の活動実態を示すデータには以下のようなものがある。

【表8-1-1-1】

データ		管理場所	管理責任者	管理・保存態様
学籍関係	学籍簿	学務係	学務係長	原簿/学務情報システム
入学試験	入試問題	学務係	学務係長	
	合否判定資料			
授業関係	カリキュラム	学務係	学務係長	学務情報システム
	授業担当者名			
	シラバス			
	成績			
	授業アンケート	学務部	教務課長	PCにデータ保存。一部データはMDで保存。アンケート用紙原本およびCS分析シート(コピー)は教務チームが保管。
進級・卒業	卒業判定資料	学務係	学務係長	学務情報システム
	就職情報			
	進級判定資料			学務情報システム
教養教育				
学位授与	学士	学務係	学務係長	
	修士			
その他	各種統計資料			

・上記データは各所に散在し、(作成・使用・管理・保存・廃棄に至る)一元的なデータ管理の下に置かれていないというのが実態であり、そのため「いざ必要」というときに該当のデータが見あたらないという場合がある。今後、一元的なデータ保存・管理体制の確立がぜひとも必要である。

- ・さらに上記データの整理・加工・分析(統計データの作成を含む)を系統的・組織的に行う必要がある。そうした作業によって初めて、データに基づく教育活動の状況把握が可能になる。しかし、残念ながら、現在、そのような態勢は未確立である。

(分析結果とその根拠理由)

一元的なデータ管理という点でも、またデータの分析という点でも、いまだに態勢が確立しているとはいえない。教育活動の状況把握を的確に行うためには、こうした態勢の確立が不可欠である。

観点8-1-① 学生の意見の聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。)が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

(観点に係る状況)

学生の意見の聴取は、主に年 1 回専攻ごとに開催される院生懇談会を通して行われている。院生懇談会には、専攻長・学務委員をはじめ各研究指導教員が出席する。そこで出た学生の意見は、専攻会議において大学院担当教員全員に紹介され、教育の状況に関する自己点検・評価に活用されている。

授業評価などに関するアンケートは、平成 17 年に 1 度、実施されたのみでその後は行われていない。

(分析結果とその根拠理由)

院生懇談会で出た学生の意見は、教育の状況に関する自己点検・評価に活用されているが、授業評価等に関するアンケートは十分に行われていない。

**観点 8-1-③ 学外関係者(例えば、卒業生、就職先等の関係者が考えられる。)の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。**

(観点に係る状況)

全学的に修生等へのアンケート調査を実施されたが、そこに集約された意見を学部教育の点検・評価に反映させるという努力がなお十分ではない。

(分析結果とその根拠理由)

学外関係者の意見の反映は、今後の検討課題である。

**観点 8-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。**

(観点に係る状況)

院生懇談会で出た学生の意見は、専攻会議において大学院担当教員全員に紹介され、教育の質の向上、改善のために活用されているが、授業評価等に関するアンケートは十分に行われていない。

(分析結果とその根拠理由)

教育の質の向上、改善のための取組はある程度行われているが、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策は十分に講じられていない。

**観点 8-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。**

(観点に係る状況)

(1) 教材の開発

講義や演習では、専門論文・文献リストを含むプリント教材を用意し講義テキストとして、また演習における報告・討論の素材として利用している。また、新聞記事やテレビ番組を録画した映像資料を活用し学生の現代的問題関心の育成に効果を上げている。

(2) 情報機器の活用

多くの授業では、パソコン(PC)と教材提示ソフトの利用および映像機器などによる教材提示等を行い、視覚的にもわかりやすい授業を展開している。また、統計情報処理が必要な授業等では、学生が自らPCを操作する実習形式の授業を行い教育効果を上げている。

(分析結果とその根拠理由)

個々の教員レベルでは、着実に授業改善の取り組みがなされていると評価することができる。

**観点8-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。**

(観点に係る状況)

ファカルティ・ディベロップメントについては、大学院自己評価FD委員会を設置し、大学教育センターの「教育開発・評価（FD）部門」と連携して教育内容・方法の改善を推進する体制を整えている。大学院自己評価FD委員会は各専攻から選出された委員と委員長に加えて、学務委員長も参加し6人の委員で構成されている。

平成19年度から、大学院自己評価FD委員会の下に、ワーキング・グループ（WG）大学院教育改革準備委員会を設置し、大学院教育改革支援プログラムへの応募のために大学院教育課程改革に取り組んでいる。同委員会での議論を基礎に、専攻会議等において教育課程とカリキュラム改革の具体化を図っている。具体的には、大学院教育改革準備委員会を中心にアンケート調査、ニーズ調査、公開シンポジウムなどを行い、学生や社会からの要請を把握し、教育課程およびカリキュラムの改革に取り組んでいる。

(分析結果とその根拠理由)

大学院自己評価FD委員会の活動は、学生・教職員のニーズを反映し、組織的にFD活動に取り組むという点では、まだ不十分な点が多い。

**観点8-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。**

(観点に係る状況)

ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に十分に結び付いていない。

(分析結果とその根拠理由)

ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に十分に結び付いているとはいえない。

**観点8-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。**

(観点に係る状況)

ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に十分に結び付いていない。

(分析結果とその根拠理由)

教育支援者や教育補助者に対し、研修等の取組が適切になされていない。

**(2) 優れた点及び改善を要する点**

(優れた点)

院生懇談会で出た学生の意見は、専攻会議において大学院担当教員全員に紹介され、教育の状況に関する自己点検・評価に活用されている。

個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っている。

平成19年度から、大学院自己評価FD委員会の下に、拡大のワーキング・グループ（WG）大学院教育改革準備委員会を設置し、大学院教育改革支援プログラムへの応募のために大学院教育課程改革に取り組んでいる。同委員会での議論を基礎に、専攻会議等において教育課程とカリキュラム改革の具体化を図っている。具体的には、大学院教育改革準備委員会を中心にアンケート調査、ニーズ調査、公開シンポジウムなどを行い、学生や社会からの要請を把握し、教育課程およびカリキュラムの改革に取り組んでいる。

(改善を要する点)

授業評価等に関するアンケートは十分に行われていない。

ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に十分に結び付いていない。

教育支援者や教育補助者に対し、研修等の取組が適切になされていない。

### (3) 基準8の自己評価の概要

教育活動の実態に関するデータ管理および分析という点では、一元的なデータ管理体制が確立しておらず、系統的・組織的なデータ分析も行われていないという点で問題点が残されている。

院生懇談会で出た学生の意見は、専攻会議において大学院担当教員全員に紹介され、教育の状況に関する自己点検・評価に活用されている。

平成19年度から、大学院自己評価FD委員会の下に、ワーキング・グループ(WG)大学院教育改革準備委員会を設置し、大学院教育改革支援プログラムへの応募のために大学院教育課程改革に取り組んでいる。

授業評価等に関するアンケートは十分に行われていない。

ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に十分に結び付いていない。

教育支援者や教育補助者に対し、研修等の取組が適切になされていない。

## C 研究 一人文学部・人文社会科学研究科一

### 基準1 研究の目的

#### (1) 観点ごとの分析

**観点1-1-① 目的・基本の方針や、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。**

(観点に係る状況)

静岡大学は、中期目標・計画において、研究に関する基本的目標として、「基礎から応用にわたり、独創的な研究を推進するとともに、分野を超えた融合を図り、それぞれの学術分野や学際領域におけるトップレベルの研究水準を目指す。」こと、および「国際的な課題や地域的な課題を積極的に発掘して、その解決を目指した総合的な研究を展開する。」ことを掲げている。

人文学部・人文社会科学研究科は、以上の本学の基本特徴を踏まえ、人文・社会科学の広範な分野の研究において、次のような基本的目的を定めている（平成16年4月に発表した「静岡大学人文学部学術憲章」および人文学部今期中期目標より）。（1）基礎学の意義を適切に評価しつつ、個別分野ごとの研究を発展させると共に、多様な専門分野の力を結集して分野融合的研究を展開し、両者が補完的に発展していくようにすること。（2）グローバル化が進む現代において、社会・文化・経済・科学技術・医療等の側面で生じる国際的な課題に多方面から学際的にアプローチし、人類社会の持続可能な発展に貢献すること。

（3）地域社会との連携・応答によって、新たな質の研究課題を設定し、社会に具体的に貢献できる研究を重視すること。（4）未来に向けて現代の諸課題に取り組むために、過去の知的遺産を踏まえて、新たな知の創造を目指すこと。

(分析結果とその根拠理由)

このように、中期目標・計画および「静岡大学人文学部学術憲章」によって目的、達成しようとする基本的な成果については明確に定められている。

**観点1-1-② 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）及び社会に広く周知されているか。**

(観点に係る状況)

上記中期目標・計画は大学のウェブサイトに掲載されて誰でも閲覧できるようになっている。「人文学部学術憲章」については平成16年3月に刊行された『静岡大学人文学部外部評価報告書』に掲載され、地元新聞紙でも報道された。その後人文学部のウェブサイトおよび毎年発行される学部案内にも掲載されている。

(分析結果とその根拠理由)

中期目標・計画および「学術憲章」にある当学部・研究科の研究目的についてはインターネット、各種刊行物を通じて誰でも知りうる状態にある。

#### (2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

研究目的が明確に設定され、各種メディアを通じて公表されていること。

(改善を要する点)

構成員は研究目的を知ることができる状態にあり、研究における基本姿勢の面で、モラル、規範として働いている。だが、この目的に沿って研究の方向を定めようという機運はそれほど強くない。競争的配分経費

の審査の際などに多少考慮に入れられることはあるが、実際は個人の自主性に任されているのが現状である。研究における自由を妨げない範囲で、研究目的を空文化しない取組、特に学部内の共同研究をさらに推進する体制づくりが必要となろう。

### **(3) 基準1の自己評価の概要**

研究に関する目的、基本の方針、達成しようとする基本的な成果等は全学の中期目標・計画に定められた特徴を踏まえ、平成16年4月に発表した「静岡大学人文学部学術憲章」ならびに人文学部今期中期目標に明確に定めた上、ウェブサイトや各種刊行物を通じて誰でも知りうる状態にしている。これらは各教員が研究活動を行う基本姿勢の面でモラル、規範として働いているが、学部内の共同研究等を通じてさらに実質的な意味を持たせる工夫が求められている。

## 基準2 研究の実施体制

### (1) 観点ごとの分析

#### 観点2-1-① 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

(観点到係る状況)

人文学部は上記の目的を達成するため、[図1]に見るように4学科 17 講座で、人文社会科学全体のかなりの部分をカバーする体制を取っている。講座は法学科を除いて修士講座で、修士課程の授業を担当しない法学科教員とその他の学科のごく少数の例外を除いて教員は学部を本務、研究科を兼務としている。人文社会科学研究科には臨床心理学講座を置き、4名の本務教員を配している。その他、地域社会との研究連携を推進するための「地域社会文化研究ネットワークセンター」、特に経済学・経営学に関する地域連携のための「経済研究センター」、さらに大学院臨床心理学専攻の学内実習施設を兼ねる、市民を対象とした「こころの相談室」を付属施設として置いている。なお、平成17年度に設置された法務研究科からは7名の教員が法学科を兼務している。

採用・昇任にあたってはまず人事管理委員会を設け、設置基準を遵守するとともに、社会の要請、学生のニーズにフレキシブルに応えられるように、全体方針を決定する。採用にあたっては原則的に公募制を採り、当該学科3名、他学科各1名と委員長からなる個別の人事委員会を設置して、業績審査→候補者面接(模擬授業もしくはプレゼンテーションを含む)→教授会投票まで、段階ごとに各学科会の了承を得つつ、慎重に進めている。昇任についても公募および面接以外の手順は同様である。

研究の基礎となる研究費については財務マネジメント委員会が各学科の基礎的配分を決定すると共に、学科別競争的配分、学部競争的配分経費を設定し、執行部会議の議を経て学部・研究科の目的に合致した研究に然るべき研究費を配分している。

近年の運営費交付金の減額に伴って研究費も減少しているため、科研費を中心とする外部資金導入についてもサポートしており、科研費取得に向けた学習会の実施、目標申請率(60%)の設定等を行っている。また、研究成果のうち、単行本については出版界の困難な事情にも鑑みて学部長裁量経費によって刊行助成を行い、人文学部研究叢書として発刊している。

各個人の研究状況については自己評価書の提出によって絶えず検証するとともに、研究に対するインセンティブとして、優れた研究を発表した場合に特別昇給の対象とする措置もとられている。

その他、「特別研修制度」他を利用した研究専念期間(サバティカル制度)を設け、各学科の基準に従って授業・校務を免除する制度も作られている。

(分析結果とその根拠理由)

文科系のかなりの部分をカバーする総合学部として、時代のニーズに合う組織体制を作るよう努力しており、研究費の配分についても柔軟に対処しようとしている。優れた研究を生み出すよう、様々なインセンティブについても工夫している。

#### 観点2-1-② 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

(観点到係る状況及び分析結果)

研究テーマの選択、および研究の進行については基本的に個人の裁量に委ねられているが、大学・学部・研究科の設定する研究目的に則った研究については競争的経費を重点的に配分するなどして、ある程度の方角付けを行っている。

**観点2-1-③ 研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組が行われているか。**

(観点に係る状況及び分析結果)

研究活動の状況、特に著書・論文公表数、学会発表数等については毎年のデータを蓄積し、教員データベースに入力するよう推奨している。また、学科によっては所属教員が発表した業績に関する合評会を定期的実施している（経済学科）。しかし、研究の質の向上・問題点の改善のための検証は必ずしも組織的に行われていない。

**(2) 優れた点及び改善を要する点**

(優れた点)

文科系のかかなりの部分をカバーする領域について、当学部・研究科の伝統的実績を踏まえつつ、現代の課題に対処するための人事、研究費配分を行っていること。

(改善を要する点)

研究活動を支える組織作り、研究費配分などは時代のニーズに合うように、かつてよりも柔軟に行われているが、研究の質の向上のためのシステムを作る必要がある。また、運営費交付金の減額に伴って基礎的研究費が削減されているため、各学科でかつて行われていた基本的文献・雑誌等の継続的購入が困難になっている。この点に関する取組も求められている。

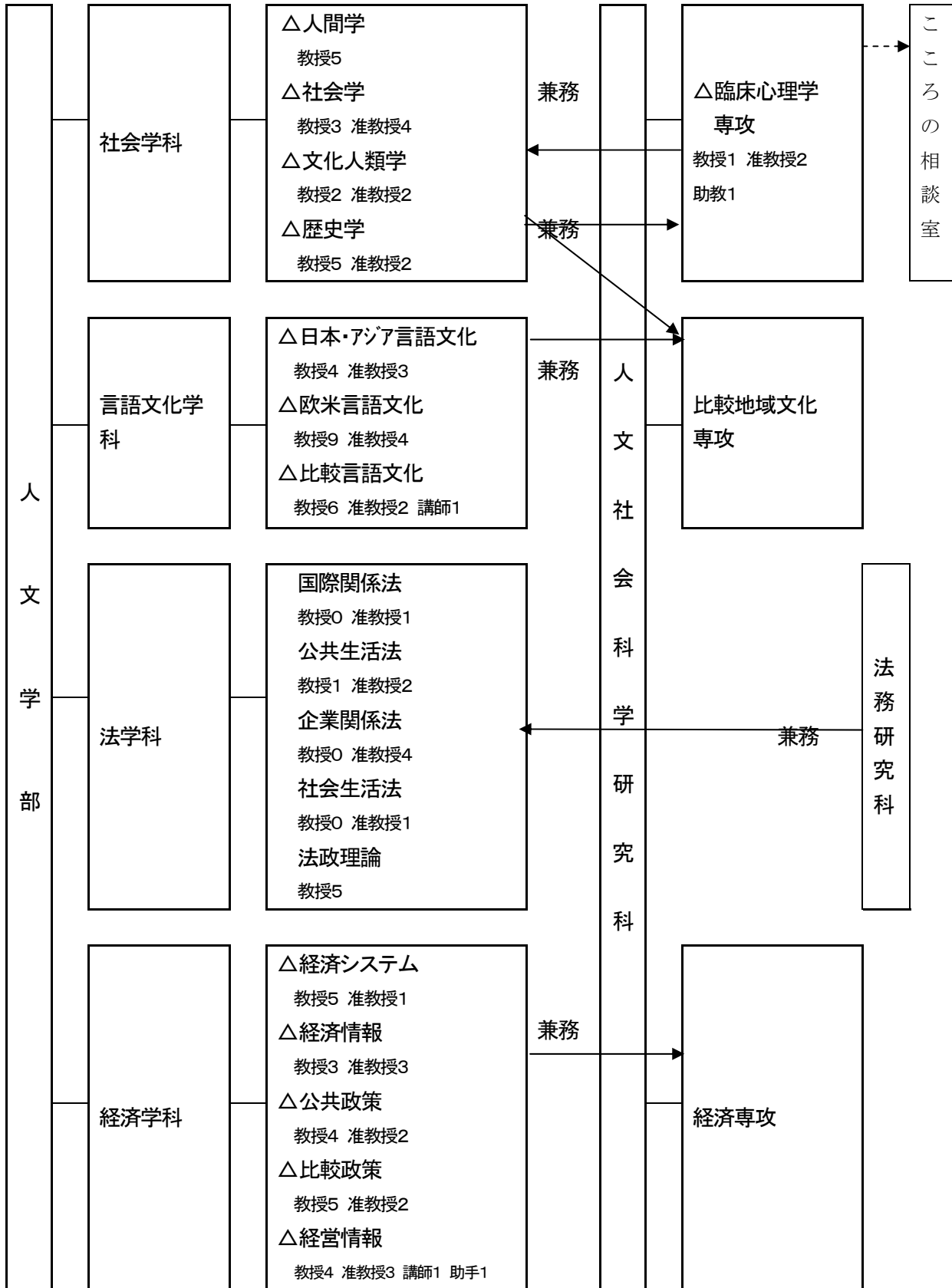
**(3) 基準2の自己評価の概要**

人文学部は文化系学問のかかなりの部分をカバーする4学科17講座体制からなり、地域貢献のための附属施設も置いて、基準1に記した研究目的に沿った研究を行っている。採用・昇任人事、研究費配分なども専門の委員会を設けて時代のニーズに合わせて慎重に進め、特別昇給やサバティカル制度を設けて教員の研究をサポートする体制を整えている。また研究の質の向上のために教員の業績データを蓄積し、教員相互の意見交換も活発に行っている。今後は研究のさらなる向上、問題点の改善のための組織的な取り組みを強化する必要がある。



[図1] 人文学部・人文社会科学研究科の組織図（平成19年10月1日現在）

(△は修士講座)



### 基準3 研究活動の状況と成果

#### (1) 観点ごとの分析

#### 観点3-1-① 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われているか。

(観点に係る状況及び分析結果)

平成16年度から19年度までの4年間に本学部・研究科の教員が発表した業績数は[表1]の通りである。年度による増減はあるが、おおむね活発な研究活動を示している。なお、単行本の内、学部長裁量経費による刊行助成の対象となったのは当該年度で19冊である。

なお、科研費取得のための学習会、申請目標率設定等の効果によって、年々申請率が向上している。科学研究費補助金の申請状況は平成19年度分の申請率44.2%から、20年度は64.5%に上昇した。また科研費以外の研究資金についても積極的に応募するよう推奨している。

地域との連携に関しては、平成16年4月に設置した「静岡大学地域社会文化研究ネットワークセンター」や経済学科の「経済研究センター」が窓口となり、[表2]に示すような、主に地域の経済に関わる受託・共同研究が行われている。

[表1]人文学部・人文社会科学研究科の研究実施状況

	16年度	17年度	18年度	19年度	合計
単行本(単著)	9	11	5	12	37
単行本(共著)(注1)	7	3	2	6	18
単行本(編著書)(注2)	8	10	7	11	36
論文(注3)	138	188	133	148	607
翻訳(注4)	5	5	5	4	19
学会発表	61	92	47	71	271
その他(注5)	75	88	83	96	342

(注1)単なる分担執筆を除く。

(注2)共編著を含む。

(注3)共著論文を含む。

(注4)共訳を含む。単行本のみ。

(注5)新聞記事、事典項目、書評その他。

[表2] 受託・共同研究の実績

年度	会社名	学科	金額
16	ヤマハ発動機(株)	経済	3,410,000
16	(財)静岡総合研究機構	経済	2,187,150
16	富士宮市	経済	500,000
17	ヤマハ発動機(株)	経済	2,659,000
17	ヤマハ発動機(株)	経済	903,000
17	富士宮市	経済	400,000
17	(財)静岡総合研究機構	経済	1,157,625
18	ヤマハ発動機株式会社	経済	4,400,000
18	トヨタ自動車(株)／富士スピードウェイ(株)	経済	3,846,000
18	(財)静岡総合研究機構	経済	1,165,080
19	(財)静岡総合研究機構	経済	1,100,000

その他、地域との連携を示す経済研究センターおよび地域社会文化研究ネットワークセンターの活動実績を以

下に掲載する。

[表3] 経済研究センター活動実績

年 度	研究テーマ
平成 16 年度	タクシー事業における費用分析ー静岡県タクシーのケース
平成 16 年度	バリューチェーン解体からリ・バンドリング経営へ
平成 17 年度	観光立国制作と地域振興のダイナミズムに関する研究
平成 17 年度	グローバル化時代における地方中小企業の CSR への取組みに関する研究
平成 18 年度	静岡の SD モデルによる静岡県の人口動態と地域社会の変容の分析
平成 18 年度	ヒヤリング 調査に基づく地域観光モデルの構築と地域観光支援策の検討
平成 18 年度	静岡県における中小企業経営の特徴と先進性の研究
平成 18 年度	企業の正当性 (Legitimacy)に関する研究
平成 19 年度	静岡 SD モデルの開発
平成 19 年度	地域観光経済モデル構築と支援策
平成 19 年度	地域経済の面的再生への政策提言
平成 19 年度	国立大学法人の市場化に関する研究

[表4] 静岡大学地域社会文化研究ネットワークセンター活動実績 (研究関連のみ)

年 度	内 容
平成 16 年度	全学競争的経費 (Ⅱ型) プロジェクト「人口減少時代の地域設計」への支援 (～19 年度)
平成 16 年度	静岡県財団 静岡総合研究機構との共同研究活動支援 (人口推計等) (～19 年度)
平成 16 年度	静岡異業種交流会の共同研究会への協力 (～19 年度)
平成 16 年度	文部科学省派遣職員研修協力 (文科系産学連携モデルとして)
平成 16 年度	静岡県主催「しずおか世界翻訳コンクール」への協力 (～19 年度)
平成 16 年度	熱海市地域振興政策への協力 (～17 年度)
平成 17 年度	ヤマハ発動機との産学共同研究支援
平成 17 年度	トヨタ自動車の静岡地域販売予測モデル策定への協力支援
平成 18 年度	「静岡大学人文系学部は地域を支援します」研究課題発表会 (4 月)
平成 19 年度	静岡の文化マップ作成(県文化政策室との共同事業)
平成 19 年度	袋井市が「特定非営利活動法人国際教育文化交流会」に委託した「在住外国人生活支援事業のための実態調査」への協力
平成 19 年度	「芸術文化と社会をむすぶネットワーク会議」(県文化政策室、静岡文化芸術大学、富士常葉大学との共同事業)

**観点 3-1-② 研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されているか。**

(観点に係る状況及び分析結果)

平成 16～19 年度の科学研究費補助金の取得状況を [表 5] に示す。

[表5] 科学研究費補助金取得実績(新規および継続)

(単位:千円)

年度・種類	平成 16 年		平成 17 年		平成 18 年		平成 19 年	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
基盤(B)一般	5	18,400	4	15,000	5	17,600	5	17,800
基盤(B)海外	3	7,200	3	6,600	2	6,100	2	9,200
基盤(C)一般	8	6,500	7	4,800	9	8,000	13	12,100
萌芽	1	1,200	2	1,200	2	1,700	2	1,200
若手研究(B)	9	9,700	11	9,800	7	7,900	9	7,200
特別研究院奨励費	1	800	0	0	0	0	0	0
特定領域	1	1,000	1	800	0	0	0	0
若手スタートアップ	0	0	0	0	0	0	1	380
合計	28	44,800	28	38,200	25	41,300	32	47,880

獲得金額こそ年度ごとの増減があるが、件数はほぼ一定している。特に平成 19 年度は件数・金額共に近年の最高値を示している。全国的に申請数が飛躍的に増大する中で、堅調ぶりを示していると言えるだろう。

一方科学研究費以外の外部資金獲得状況については[表6]の通り、寄付数は多くないが堅調である。その中で、「市民と静大・共同企画講座を進める会」(通称「アップレ会」)は市民の草の根の寄付として、産学連携とは異なった、全国的にも珍しい資金受け入れ形態を取っている。

[表6] 外部資金導入状況

(寄付)

年度	会社名	学科	金額
16	静岡県労働研究所	経済	200,000
16	財団法人 民事紛争処理研究基金	経済	1,000,000
16	ヤマダユニア株式会社	経済	200,000
16	株式会社望月巖商店	言語	450,000
16	有限会社 ウェルシステムズ	経済	600,000
17	市民と静大・共同企画講座をすすめる会	言語	200,000
17	(財)静岡総合研究機構	経済	250,000
17	トヨタ財団	社会	1,000,000
17	トヨタ財団	社会	500,000
18	市民と静大・共同企画講座をすすめる会	言語	200,000
18	ニッセイ財団	経済	340,000
18	ニッセイ財団	経済	360,000
19	平和中島財団	社会	1,200,000
19	静岡大学 ALL ABOUT TEA 研究会	言語	253,777
19	市民と静大・共同企画講座をすすめる会	言語	200,000
19	全国銀行学術研究振興財団	法	400,000

専門領域における学会からの評価を端的に示すものとして、研究成果に関わる近年の受賞状況については以下の通りである。

[表7] 受賞状況

年 度	氏名 (所属)	受 賞 名
平成 17 年	田辺 肇 人文社会科学研究科	日本トラウマティック・ストレス学会第1回奨励賞 「思春期青年における解離性体験と心的外傷体験」の学会発表による。
平成 17 年	安藤 研一 経済学科	国際ビジネス研究学会 学会賞 <i>Japanese Multinationals in Europe, A Comparison of the Automobile and Pharmaceutical Industries</i> の出版による。
平成 18 年	大野 旭(楊海英) 社会学科	中国内モンゴル自治区社会科学院・内モンゴル自治区文化庁 最優秀研究賞 論文「阿爾寨石窟与迪魯瓦胡图克图」の発表による。

**観点3-1-③ 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。**

(観点に係る状況及び分析結果)

当学部・研究科における研究はその性質上、地域の文化、行政、福祉、教育、企業経営と密接な繋がりがあり、地方史編纂、各種審議会委員の就任、さまざまな講演活動など、従来から多くの連携活動が行われてきたが、ともすれば教員個人の努力に任されてきたきらいがあった。そのため法人化以降、組織的な対応を行うべく、平成16年4月に「静岡大学地域社会文化研究ネットワークセンター」を設置し、地域連携の窓口および拠点を形成した。その多岐にわたる活動は[表4]に挙げたとおりである。他にも経済学科の「経済研究センター」の活動[表3]は地域の経済・行政に大きな関わりを持ち、いくつかの課題がその後科研費にも採択され、『現代の企業倫理』(静岡大学人文学部研究叢書15、平成19年)等の研究成果に結実した。また静岡SDモデルの研究成果は静岡県総合計画見直し作業に活用された。

もちろん、長年にわたって発行されてきた紀要類(『人文論集』、『法政研究』、『経済論集』)への執筆状況も活発であり、その他、各学科の教員が運営に携わる学会・研究会の機関誌・研究誌の発行も盛んである(『静岡大学心理臨床研究』、『文化と哲学—静岡大学哲学会研究紀要』、『アジア研究』、『翻訳の文化／文化の翻訳』、『駿府・静岡の芸能文化』など)。

その他、翻訳の領域では『日本茶文化大全』の翻訳(平成18年)は地域の文化・経済にも大きなインパクトを与えた。中国現代文学の翻訳(『雲上の少女』、平成18年)、フランス人研究者による日本文化研究の翻訳(『裏社会の日本史』、平成18年)等は発行部数が多く、社会・経済・文化の発展に大きく貢献している。さらに政治学・経済学の分野で執筆された教科書(『現代政治学』、平成19年および『はじめよう経済学のための情報処理』、平成16年)は刊行以来、現在に至るまで多くの大学で採用されている。

**(2) 優れた点及び改善を要する点**

(優れた点)

法人化以降、教員は研究成果を従前以上に積極的に世に問う活動を続けており、科研費の取得率も堅調である。地域社会への研究成果の還元についても組織的・個人的な努力によって従来では考えられない活発さを示している。

(改善を要する点)

多忙化する一方の校務・書類作成等に時間が取られて研究に割ける時間が年々減少しており、会議・委員会活動の合理化を通じて無駄を省く工夫が必要である。また、サバティカル制度のさらなる充実が望まれる。研究成果の発表状況は順調に見えるが、学科・分野・個人間のばらつきもあり、それぞれの専門の個別的事情から一概

に比較はできないものの、極端に発表の少ない領域ではさらなる努力が求められる。

### (3) 基準3の自己評価の概要

各教員は研究の成果を学会発表、論文、著書等を通じて活発に発表しており、人文学部長裁量経費などによって単行本を出版する例も少なくない。科研費に関しても申請率が飛躍的に上昇し、取得件数・金額も堅調ぶりを示している。「地域社会文化研究ネットワークセンター」、「経済研究センター」を通じた地域連携、行政・教育・文化分野等での各種委員会就任も盛んに行われている。ただし、多忙化する一方の業務によって研究に割く時間は少なくなっており、様々な業務の合理化やサバティカル制度の充実等を通じて、さらに研究を支援する取り組みが必要である。

## 基準4 研究の質の向上及び改善のためのシステム

### (1) 観点ごとの分析

#### 観点4-1-① 研究の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

(観点に係る状況及び分析結果)

自己点検評価、教員データベース入力を通じて研究活動のデータは毎年収集、蓄積できるシステムができている。

#### 観点4-1-② 教員の研究活動の状況と成果に関する点検・評価が適切に行われているか。

(観点に係る状況及び分析結果)

平成19年度から、各教員の研究活動についても実績を点数化する自己評価システムを試験的に開始し、20年度からは過去3年間の状況を毎年把握できるようにした。結果は学部長に提出する。

#### 観点4-1-③ 評価結果がフィードバックされ、研究の質の向上、改善のための取組が適切に行われているか。

(観点に係る状況及び分析結果)

評価結果を点数化することによって、ある程度自己の研究活動の状況が把握できるようになった。しかし多様な研究の内容と質を判定するには不十分で、研究の質の向上、改善のための取組が組織的に行われているとは言いがたい。

### (2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

教員データベース入力に加え、自己評価の点数化により各個人の研究状況がある程度把握できるようになった。

(改善を要する点)

教員データシステムへの入力は、システムの使い勝手の悪さも手伝って必ずしも迅速かつ確実にされているとは限らない。また自己評価の点数化は、研究の質そのものを正確に反映するものでなく、これを向上させ、改善する取組は個人の努力に委ねられているきらいがある。学部・研究科として組織的に取り組む必要がある。

### (3) 基準4の自己評価の概要

研究活動の状況と成果については、教員データシステム入力、および自己評価システムによって検証できる体制が整えられたが、これは研究の質そのものを正確に反映しておらず、質の改善のためには学部・研究科全体として組織的に取り組む必要がある。

## D 社会連携 一人文学部・人文社会科学研究科一

### 基準1 教育サービス面における社会連携活動の目的

#### (1) 観点ごとの分析

#### 観点1-1-① 目的や、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

(観点に係る状況)

人文学部・人文社会科学研究科は、平成16年4月に静岡大学が国立大学法人として出発するに際し、学部・研究科の教育研究活動の理念と目標を『人文学部学術憲章』として関係者および社会に対し宣言し、人文学部・研究科の教育研究活動を通して地域社会の発展に貢献することを明確にした (URL : D-1-1、参照)。

特に、「教育サービス面における社会連携活動」のあり方については、「教育の目標」の2番目に「社会の多様な教育ニーズに応えるため、社会人学生を広く受け入れ、リカレント教育を提供し、地域社会の多面的な発展に貢献する」ことを学部・研究科の教育目標に掲げ、教育面の社会的ニーズに応えるための様々な教育サービス提供に取り組むことを学部・研究科の教育活動の重要な一環として位置づけている。

社会人教育に関しては、学部段階では、『人文学部案内』に「社会に開かれた人文学部」という頁を設け、社会人教育の基本方針、社会人教育に係る諸制度を説明している (URL : D-1-2、参照)。また、

大学院段階では、『人文社会科学研究科案内』の「教育研究システムの特徴」に「2. 社会人に配慮した選抜方法と教育システム」を設け、研究科の社会人教育システムを公開にしている (URL : D-1-3、参照)。

(分析結果とその根拠理由)

本学部の Web ページにおいて『人文学部学術憲章』を公開し、社会連携の基本的な考え方と目標を明確にしている。さらに『人文学部案内』と『人文社会科学研究科案内』において、社会人教育の基本方針と諸制度を開示している。

#### 観点1-2-① 目的が、大学の構成員 (教職員及び学生) に広く周知されているか。

(観点に係る状況)

本学部・研究科は、教育研究の重要な活動のひとつとして教育サービス面における社会連携活動の基本方針と目標を学部の Web ページで公開し、社会人教育に関しては『人文学部案内』と『人文社会科学研究科案内』にその基本方針と諸制度を示すことにより、大学の構成員 (教職員及び学生) に広く周知している。

(分析結果とその根拠理由)

教育サービス面における社会連携活動の基本方針と目標を人文学部 Web ページと、『人文学部案内』や『人文社会科学研究科案内』に公開しており、広く大学の構成員 (教職員及び学生) に公表しているといえる。

#### 観点1-2-② 目的が、広く社会に公表されているか。

(観点に係る状況)

教育サービス面における社会連携活動の基本方針と目標は明確に定められており、学部の Web ページや、『人文学部案内』と『人文社会科学研究科案内』に社会人教育の基本方針と諸制度を示すことにより、広く社会に公表している。

URL : D-1-1 『人文学部学術憲章』 [http://www.hss.shizuoka.ac.jp/faculty/jin\\_kensho.pdf](http://www.hss.shizuoka.ac.jp/faculty/jin_kensho.pdf)

URL : D-1-2 『人文学部案内 2009』 <http://www.hss.shizuoka.ac.jp/faculty/leaflet.pdf>

URL : D-1-3 「人文社会科学研究科」 <http://www.hss.shizuoka.ac.jp/gradu/index.html>



(分析結果とその根拠理由)

教育サービス面における社会連携活動の基本方針と目標を人文学部 Web ページと、『人文学部案内』や『人文社会科学研究科案内』に公開しており、広く社会に公表している。

## (2) 優れている点及び改善を要する点

(優れている点)

人文学部 Web ページで本学部・研究科における教育サービス面における社会連携の理念と目標を公開しており、特に、社会人教育に関しては、学部教育段階は『人文学部案内』で、大学院教育段階では『人文社会科学研究科案内』でその基本方針と諸制度を公表している。

(改善を要する点)

教育サービス面における社会連携は、社会人教育や社会人入試制度等に係る情報発信の取り組みに比べると、社会人や市民を対象とした公開講座等の教育サービスの広報活動に改善の余地がある。

## (3) 基準1の自己評価

本学部・研究科の教育研究活動の理念と目標は、平成 16 年度 4 月、静岡大学が国立大学法人として出発する際に、『人文学部学術憲章』として公表したが、その中に、教育サービス面における社会連携の理念と目標は明確に位置づけて公表している。本学部・研究科は、その理念と目標に沿って社会人教育に係る基本方針と諸制度を『学部案内 2009』や『大学院人文社会科学研究科案内 2009』により公表している。

## 基準2 教育サービス面における社会連携活動の状況と成果

### (1) 観点ごとの分析

観点2-1 目的・基本方針に照らして、教育サービス面における社会連携活動が活発に行われ、成果が上がっていること。

観点2-1-① 教育サービス面における社会連携活動の実施状況（例えば、社会人のブラッシュアップ・ステップアップ〔社会人学生の受け入れ、科目等履修生制度、聴講生制度等が考えられる。〕地域住民へのサービス〔公開講座、講演会、シンポジウム等が考えられる。〕初等・中等教育機関との連携〔公開講座、出前授業、体験入学、サイエンスパートナーシップ等が考えられる。〕）から判断して、連携活動が活発に行われているか。また、成果があがっているか。

（観点到る状況）

本学部の教育サービス面における社会連携活動の実施状況を整理すると以下の通りである。

● 社会人教育の学部及び研究科の受け入れ現状は以下の通りである。

本学部は、社会人が「働きながら学ぶ」ための教育コースとして、法学科と経済学科に夜間主コースを設置し、社会人特別選抜入学試験を行っている。表D-2-1は、学部・夜間主コース社会人特別選抜の入学定員と過去3年間の入学者数である。

（表D-2-1）学部・夜間主コース社会人特別選抜の定員と入学者数

		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数
法学科	社会人選抜	15	15	15	11	10	10
経済学科	社会人選抜Ⅰ期	13	15	13	3	13	10
	社会人選抜Ⅱ期	12	11	12	11	12	11
	2次募集				6		
合計		40	42	40	31	35	31

夜間主コースは、有職社会人を広く受け入れるために3年次編入学を行っており、その実績は表D-2-2の通りである。

（表D-2-2）夜間主コース2・3年次編入学の定員と入学者数

		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数
法学科	社会人選抜	5	2	5	3	5	6
	2次募集	-	-		1		0
経済学科		若干名	1	若干名	2	若干名	1
合計		5	2+1	5	4+2	5	6+1

また、学部・昼間コース4学科では、社会人を対象にした編入学制度を設けており、その実績は、表D-2-3の通りである。

(表D-2-3) 学部・昼間コース3年次編入学の定員と入学者数

		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数
社会学科	社会人選抜	若干名	0	若干名	0	若干名	0
言語文化学科	社会人選抜	若干名	2	若干名	0	若干名	0
法学科	社会人選抜	5	3	5	2	5	3
	2次募集		1		4		
経済学科	社会人選抜	若干名	0	若干名	0	若干名	0
合計		5	6			5	3

本学は、授業科目単位での市民の受講を広く進めており、そのための仕組として、単位の取得を目的とする科目等履修生制度と、単位の取得を目的としない市民開放授業がある。本学部の科目等履修生の受け入れ状況は表D-2-4の通りである。

(表D-2-4) 学部・科目等履修生の受け入れ状況

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	入学者数	内、社会人	入学者数	内、社会人	入学者数	内、社会人
学部	15	5	11	6	9	4

一方、市民開放授業 (URL : [www.shizuoka.ac.jp/~cer11/kaiho\\_jugyo2008A.htm](http://www.shizuoka.ac.jp/~cer11/kaiho_jugyo2008A.htm) 参照) の本学部に係る受講実績は表D-2-5である。静岡大学全体の市民開放授業の受講実績の40%今日を本学部が担っている。

(表D-2-5) 市民開放授業の受講実績

		平成18年度				平成19年度				平成20年度			
		前期	後期	通年	計	前期	後期	通年	計	前期	後期	通年	計
静岡地区	共通科目	56	48		104	46	39		85	41	47		88
	人文学部	53	26	19	98	33	52	7	92	69	53	10	132
	教育学部	11	6		17	4	11		15	3	13		16
	理学部	6	7		13	10	3		13	14	8		22
	農学部	1	3		4	5	1		6	7	10		17
	計	127	90	19	236	98	106	7	211	134	131	10	275
浜松地区	共通科目	8	8		16	5	4		9	4	5		9
	情報学部	2	1		3	1			1				0
	工学部	1			1				0				0
	計	11	9		20	6	4		10	4	5		9
遠隔授業	共通科目	11	9		20	6	4		10	4	5		9
合計		138	100	19	257	104	110	7	221	138	136	10	284

次に、人文社会科学研究所の入学試験における社会人の受け入れ状況を示したのが表D-2-6である。

(表 D-2-6) 人文社会科学研究科の入学試験における社会人特別選抜

		平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度		
		定員	志願者	入学者	定員	志願者	入学者	定員	志願者	入学者
臨床人間科 学専攻	一般選抜	9	40	6	9	42	9	11	36	9
	社会人選抜		15	6		15	5		21	5
比較地域文 化専攻	一般選抜	10	12	9	10	13	7	8	11	9
	社会人選抜		7	4		3	2		3	3
	留学生選抜	2	10	3	2	5	1	2	9	4
経済専攻	一般選抜	7	5	2	7	8	6	7	4	3
	社会人選抜		5	3		2	2		6	6
	留学生選抜	3	11	3	3	14	6	3	9	6
合計		31	100	36	31	92	38	31	99	45

本研究科の科目等履修生の受け入れ状況は表 D-2-7 の通りである。

(表 D-2-7) 研究科・科目等履修生の受け入れ状況

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	入学者数	内、社会人	入学者数	内、社会人	入学者数	内、社会人
研究科	0	0	2	0	1	1

- 次に、地域住民への教育面のサービスもかねて平成 19 年度～20 年度に行った主な公開講演会、シンポジウム等は表 D-2-8 の通りである。

(表 D-2-8) 学部・研究科・科目等履修生の受け入れ状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開講演会「緩和医療薬学の課題と展望」(鈴木勉教授)、平成 19 年 6 月 29 日(金)</li> <li>・公開シンポジウム「対人援助の倫理と法」(村木詔司教授、福永博文教授、白井孝一弁護士)、平成 19 年 9 月 1 日(土)</li> <li>・国際シンポジウム「医療薬学の歴史と文化」(Dr D.Lanzerath、Prof. &amp; Dr D.Renevey、奥田潤教授、松田純教授)平成 19 年 9 月 15 日(土)</li> <li>・公開講座「聞いて納得!日本語ゼミナール」(勝山幸人教授他)平成 19 年 9 月 29 日(土)</li> <li>・市民公開特別講義「雅楽と十二単着物ショー」(翁雅楽会/はくび着物学院)、平成 19 年 11 月 15 日(木)</li> <li>・ウィーン・フィル首席クラリネット奏者演奏会(オッテンザマー氏)、平成 19 年 11 月 12 日(月)</li> <li>・公開講演会「フランス保健医療システムにおける文化的差異」(M.C.プーシェル氏)、平成 19 年 12 月 3 日(月)</li> <li>・市民シンポジウム「あすの人材育成を語—静岡発 21 世紀知的人材育成」(三宅 伸氏、大坪檀氏他 6 名)、平成 20 年 1 月 28 日(月)</li> <li>・公開講演会「足もとからの地球環境政策を考える」(宮本憲一氏)、平成 20 年 2 月 2 日(土)</li> <li>・公開講演会「がんの痛みを薬でコントロール」(塩川満先生)、平成 20 年 5 月 31 日(土)</li> <li>・公開講座「聞いて納得!日本語ゼミナール」(勝山幸人教授他)、平成 20 年 9 月 27 日(土)</li> <li>・公開講演会「が貧困とワーキングプア」(湯浅 誠氏)、平成 20 年 12 月 4 日(土)</li> </ul>
--

- 高大連携では、高等学校への出張授業、高校からの大学訪問・大学体験授業などをおこなっている。表 D-2-9 は平成 18 年度から平成 20 年度の本学部教員が出張授業をおこなった高校の一覧である。

(表 D-2-9) 高校出張授業 (平成 18 年度～平成 20 年度)

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
伊東高校	御殿場南高校	静岡東高校
伊豆中央高校	沼津西高校	湖西高校
菰山高校	湖西高校	袋井高校
三島南高校	静岡城北高校	掛川西高校
三島北高校	掛川西高校	清水西高校
富士宮北高校	静岡南高校	川根高校
富士宮西高校	伊豆中央高校	池新田高校
富士高校	富士東高校	静岡市立清水商業高校
富士東高校	川根高校	富岳館高校
富岳館高校	磐田南高校	磐田南高校
清水東高校	三島南高校	三島南高校
静岡南高校	清水東高校	藤枝東高校
小笠高校	榛原高校	榛原高校
島田高校	伊東高校	富士宮西高校
掛川西高校	富士宮西高校	掛川西高校
磐田南高校	静岡市立高校	伊東高校
磐田西高校	浜名高校	沼津西高校
浜松湖東高校	清水西高校	下田高校
浜松湖南高校	浜松湖南高校	浜松湖南高校
浜名高校	池新田高校	清水西高校
静岡市立高校	焼津中央高校	焼津中央高校
日大附属三島高校		星陵高校
星陵高校		西遠女子高等学校
		静岡雙葉高校
		磐田東高校

平成 18 年年度～平成 20 年度における高校の大学訪問・大学授業受講体験は表 D-2-10 である。

(表 D-2-10) 高校の大学訪問大学授業体験 (平成 18 年度～平成 20 年度)

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	静岡高校	静岡高校
		浜松南高校

(分析結果とその根拠)

第1に、社会人教育では、「働きながら学ぶ」ことを目的とした夜間主コースの受入状況、科目等履修生制度による社会人の教育、そして市民開放授業の本学部の現状等は資料の通りであり、教育サービス面での本学部・研究科の社会連携活動は一定の成果を上げている。第2に、地域住民への教育サービスでは、学部・研究科の教育活動としておこなう講演会やシンポジウム等で、社会的ニーズがあると考えられるものについては、公開講演会、公開市民シンポジウム等の形で開催しており、その実績も上がっている。高大連携でのオープンキャンパス、出張授業、高校の大学訪問受け入れも県内外で取り組んでおり、教育サービス面での社会連携活動は活発に行われている。

## (2) 優れている点及び改善を要する点

### (優れている点)

人文社会科学系の諸分野における教育面サービス面での社会連携に対する社会的ニーズは近年高まってきており、社会人教育、地域住民への教育サービス、高大連携の諸活動などで、本学部・研究科は継続的に取り組み成果を上げてきている。

### (改善を要する点)

地域の経済社会の国際化や少子高齢化の進展の中で、社会人のリカレント教育などの面で地域の経済社会からの教育サービス面でのニーズはより高度な内容に変わってきており、大学院教育レベルでの教育サービスの提供への取り組みを強める必要がある。

## (3) 基準2の自己評価の概要

「働きながら学ぶ」ことを目的とした夜間主コースの教育実施状況、社会人を対象として編入学、学部・研究科の科目等履修生制度による社会人教育と市民開放授業の実績などに示されるように、本学部・研究科はその教育活動の一環として社会人教育を位置づけ活発に行っている。また、学部・研究科の教育活動としておこなう公開講演会、公開市民シンポジウム等も年間で多数にのぼり、その実績も上がっている。高大連携でのオープンキャンパス、出張授業、高校の大学訪問受け入れ等も上述のように多数実施している。

以上から、本学部・研究科の教育サービス面で社会連携活動は活発に行っているとと言える。

### 基準3 研究サービス面における社会連携活動の目的

#### (1) 観点ごとの分析

##### 観点3-1-① 目的や、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

(観点到る状況)

人文学部・人文社会科学研究科は、平成16年4月に静岡大学が国立大学法人として出発するに際し、学部・研究科の教育活動の理念と目標を『人文学部学術憲章』として関係者および社会に対し宣言し、人文学部・研究科の教育研究活動を通して地域社会の発展に貢献することを明確にした(URL:D-1-1、参照)。

特に、「研究サービス面における社会連携活動」のあり方については、「研究の目標」の2番目に「研究成果を社会に還元し、人類社会の持続可能な発展に貢献する。それはけっして一方的関係ではなく、社会への応答(アカウンタビリティ)は新たな質の研究課題を設定し研究を活性化する上でも不可欠である。その点からも、とりわけ地域社会との連携を密にし、地域社会から研究活動のエネルギーを頂きながら、その成果をフィードバックしていく」ことを学部・研究科の教育目標に掲げ、研究面の社会的ニーズに応えるため「研究成果を社会に還元するとともに、地域社会のニーズに応える研究活動を推進し、地域発信型の文化と科学の創造的な発展をめざす。大学と地域との相乗的な活性化を支える拠点として、地域社会文化研究のための知のネットワークを構築する。」とし、その具体的措置として「地域社会文化研究ネットワークセンター」を設置している。同センターの活動については後述する。

(分析結果とその根拠理由)

本学部のWebページ上に『人文学部学術憲章』を公開し、「研究サービス面における社会連携」の基本的な考え方と目標を明確にしている。さらに研究サービスにおける社会連携活動の拠点として「地域社会文化研究ネットワークセンター」を設置するとともに、センター独自の役割・目的については同センターWebページやパンフレット等に明文化している。

##### 観点3-2-① 目的が、大学の構成員(教職員及び学生)に広く周知されているか。

(観点到る状況)

本学部・研究科は、教育研究の重要な活動のひとつとして研究サービス面における社会連携活動の基本方針と目標を定めた『人文学部学術憲章』を学部のWebページに公開するとともに、その拠点として設置した「地域社会文化研究ネットワークセンター」の目的と役割について、センターWebページと広報誌、そしてパンフレット等で、大学の構成員(教職員及び学生)に広く周知している。

URL:D-3-1 「地域社会文化研究ネットワークセンター」<http://www.hss.shizuoka.ac.jp/rnc/>

URL:D-3-2 「地域社会文化研究ネットワークセンター」広報誌『みんなの大学』:

<http://www.hss.shizuoka.ac.jp/rnc/down.html>

(分析結果とその根拠理由)

研究サービス面における社会連携活動の基本方針と目標を人文学部Webページや「地域社会文化研究ネットワークセンター」Webページで、大学の構成員(教職員及び学生)に周知しているといえる。

##### 観点3-2-② 目的が、広く社会に公表されているか。

(観点到る状況)

研究サービス面における社会連携活動の基本方針と目標は明確に定められており、学部のWebページの『人文学部学術憲章』(URL:D-1-1)や、研究サービス面における社会連携活動の拠点として設置した「地域

社会文化研究ネットワークセンター」の Web ページと広報誌等で広く社会に公開している。

(分析結果とその根拠理由)

研究サービス面における社会連携活動の基本方針と目標を人文学部 Web ページや「地域社会文化研究ネットワークセンター」 Web ページで、広く社会に公開しているといえる。

## (2) 優れている点及び改善を要する点

(優れている点)

学部・研究科の研究サービス面における社会連携活動の意義と目標を『人文学部学術憲章』において明確に定めると共に、研究サービス面で社会連携活動の拠点として「地域社会文化研究ネットワークセンター」を設置し、地域社会に広く窓口を開いている。

(改善を要する点)

地域社会との教育サービスおよび研究サービス面での社会連携ニーズは、近年、人文社会科学系の分野でも増えてきており、「地域社会文化研究ネットワークセンター」の広報活動を一層強化していくことが求められている。

## (3) 基準3の自己評価

本学部・研究科の教育研究活動の理念と目標は、平成 16 年度 4 月、静岡大学が国立大学法人として出発する際に、『人文学部学術憲章』として公表したが、その中に、研究サービス面における社会連携の理念と目標は明確に位置づけて公表している。研究サービス面で社会連携活動の拠点として「地域社会文化研究ネットワークセンター」を設置し、その目的と役割をセンター Web ページに公表している。



## 基準4 研究サービス面における社会連携活動の状況と成果

### (1) 観点ごとの分析

観点4-1-① 研究サービス面における社会連携活動の実施状況から判断して、連携活動が活発に行われているか。また、成果があがっているか。

(観点に係る状況)

研究情報の公開として、本学イノベーション共同研究センターの教員データベース (URL : D-4-1) や、本学部・研究科における社会連携活動の拠点である地域社会文化研究ネットワークセンターの教員データベース (URL : D-4-1) で、本学部・研究科の教員が提供できる研究サービスについて情報提供している。

URL : D-4-1 静岡大学イノベーション共同研究センター

<http://www.cjr.shizuoka.ac.jp/db/kyouindb/index.html>

URL : D-4-2 地域社会文化研究ネットワークセンター

<http://www.hss.shizuoka.ac.jp/rnc/db.html>

平成17年度～平成19年度の外部研究資金と委託・共同研究資金の獲得状況は表D-4-3である。理工系とくらべると、人文社会科学系の外部研究資金獲得状況は消して多いとは言えないが、人文社会科学系の諸分野における研究サービス面での地域社会との連携活動に対するニーズに応える中で、今後、共同研究等への取り組みも増えていくことが期待できる。

表D-4-3 外部研究資金、受託・共同研究費の獲得状況 (平成17年～19年度)


平成17年度		平成18年度		平成19年度	
外部資金	委託・共同研究	外部資金	委託・共同研究	外部資金	委託・共同研究
4件	4件	3件	3件	3件	0件
195万円	512万円	80万円	941万円	165万円	0円

本学部・研究科における研究サービス面の社会連携活動の拠点である地域社会文化研究ネットワークセンターの主な活動状況を示したのが表D-4-4である。

表D-4-4 地域社会文化研究ネットワークセンターの平成19年度と平成20年度の主な活動

<p>&lt;平成19年度&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>袋井市が「NPO 法人国際教育文化交流会」に委託した「在住外国人生活支援事業のための実態調査」への協力</li> <li>企画公演「パラオからのメッセージ～南の島の歌と踊り～」共催</li> <li>人文学部特別教育プログラム「地域と連携した企画型フィールドワーク教育」</li> <li>「芸術文化と社会をむすぶネットワーク会議」(県文化政策室、静岡文化芸術大学、富士常葉大学との共同事業)事務局</li> <li>ウィーン・フィル首席クラリネット奏者オッテンザマー氏演奏会 (11/12 県演奏家協会の協力による)開催</li> <li>藤枝市役所による旧東海道藤枝宿のマップ作成の委託事業</li> </ol> <p>&lt;平成20年度&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「芸術文化と社会をむすぶネットワーク会議」(継続)</li> <li>ウィーン・フィル首席チェロ奏者バルトロメイ氏演奏会(10/31 県演奏家協会の協力による)</li> <li>藤枝市役所による旧東海道岡部宿のマップ作成の委託事業</li> <li>人文学部特別教育プログラム「ワークショップを活用した地域リーダー育成」 地域のワークショップ専門家による指導、街づくり専門家による地域住民と学生の合同学習会開催、地域における学生と地域住民との協働ワークショップ開催など</li> <li>ネブラスカ大学オマハ校との提携企画公演「Percussion×Percussion」支援</li> </ol>
---

また、地域社会文化研究ネットワークセンターは、その活動に係る広報誌『みんなの大学』を年1回発行している。その最新号の表紙・目次は下記のとおりである。

<p><b>みんなの大学 Vol.8 2007.3</b></p> <p>&lt;目次&gt;</p> <p>特集&lt;地域社会からの大学への期待&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化を「支える」ネットワークの構築</li> <li>・生涯学習と大学のあり方</li> <li>・その名も「アツパレしずおか・すこぶるニッポン」</li> <li>・地域から見た静岡大学人文学部への期待</li> <li>・日本貿易振興会と人文学部</li> <li>・「勇気ある人々」の出会いの場</li> </ul> <p>清水まちづくりカレッジと大学生たちの若い知恵</p>	
--	--

本学部・研究科の多くの教員は、専門知識の提供のために審議会・委員会等に委員等として参加しているが、表D-4-6は平成20年度の就任状況である。

表D-4-6 専門知識の提供のための審議会・委員会等の就任状況（平成20年度 認可）

区分	のべ人数
都道府県関係	38人
市町村関係	52人
中央省庁関係	7人
学術団体関係	19人
非営利民間団体等 他	9人
合計	125人

本学には、大学院人文社会科学研究科・臨床人間科学専攻は臨床心理士養成のための教育を行っているが、その教育実習組織として「こころの相談室」を設置している。表D-4-7と表D-4-8は、平成19年度に「こころの相談室」で行った臨床心理相談にかかる実績とデータである。

表D-4-7 「こころの相談室」臨床心理相談・クライアント数とその属性（平成19年度）

属性	男	女	計
小学生未満	1	1	2
小学生	3	0	3
中学生	1	0	1
高校生	2	1	3
大学生・院生・専門学校生	0	0	0
自営業	2	0	2
会社員・公務員	5	6	11
パート・フリーター	0	5	5
主婦	0	5	5
無職	2	1	1
合計	14	19	33

表D-4-8 「こころの相談室」臨床心理相談・年間相談ケース数とのべ面談回数

	臨床相談員	非常勤相談員	臨床研修員	合計
ケース数	12	1	17	30
のべ面談回数	172	13	173	358

(分析結果とその根拠理由)

本学部・研究科の研究サービス面における社会連携活動は、その目的を具体的に達成するために設置した「地域社会文化研究ネットワークセンター」を中心に、地域連携における研究サービス面での情報を発信し、また地域社会からの要望を受け入れている。その成果の一部は金額的には少ないとはいえ外部研究資金や委託研究、共同研究として結実している。また、本学部・研究科の多くの教員が、県内外の審議会や委員会等で専門知識の提供で地域の経済・社会・文化面で貢献している。さらに、「こころの相談室」では臨床心理士養成の教育実習機関としてではあるが、地域社会からの一般市民を対象として臨床心理相談を受け入れており、本学部・研究科における教育研究と社会連携の重要な活動として成果を上げている。

以上から、本学部・研究科における研究サービス面での社会連携活動は活発に行われているといえる。

## (2) 優れている点及び改善を要する点

(優れている点)

研究サービス面における社会連携活動を組織的かつ効率的に行うために、独自の組織として「地域社会文化研究ネットワークセンター」を設置し、本学部・研究科が対応可能な研究サービス面での情報を発信するとともに、地域からのニーズを受け止め、連携活動を展開する窓口としている。

(改善を要する点)

地域連携活動の重要性や必要性は、本学部・研究科の全ての教員に認識されているが、社会的ニーズとの関係もあて、実際に携わる教員に偏りが生じている。このような教員間の偏りはある程度避けようがないが、教員の教育、研究、社会連携、学内行政等の職務負担の分担を考えると、何らかの形で対応が求められる。また、研究サービス面での教員個人評価の普遍的方法の開発も緊急の課題である。

## (3) 基準4の自己評価の概要

静岡大学イノベーション共同研究センターおよび本学部・研究科の「地域社会文化研究ネットワークセンター」による本学部・研究科の教員データベースによる研究サービス面での情報発信と社会からの要望の受け入れ、そしてそれに基づく外部研究資金、委託・共同研究費の受け入れ実績、県内外の審議会・委員会等での専門知識の提供、各種の講演会や研修会での講師、「こころの相談室」の一般市民を対象とした臨床心理相談活動など、研究サービス面での社会連携活動は活発に行われ、またその成果は着実にあがっている。

## E 国際交流 一人文学部・人文社会科学研究科一

### 基準1 国際交流活動の目的

#### (1) 観点ごとの分析

##### 観点1-1 目的が明確か

(観点にかかる状況)

学部として「国際交流に関する中期目標」において、以下のように、目的を掲げている。

海外の大学等との間の教職員の受け入れ・派遣及び学生交流を積極的に推進するとともに、開発途上国等への国際協力を図る。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・ 交換留学生制度の拡充など、学生の海外研修の機会を増やすように努める。
- ・ 学部としての留学生の受け入れ体制を整備する。

(分析結果とその根拠理由)

目的は明確ではあるが、学部としての独自性が見られない。

達成しようとする課題が、具体的に示されていない。

##### 観点1-2 目的が周知されているか

(観点にかかる状況)

学部の広報誌やホームページに掲載されている。

関東もしくは関西における留学希望者への説明会（2007年度は大阪大学）において、周知している。

(分析結果とその根拠理由)

目標については、大学構成員はもとより、広く社会に周知されている。また学外での説明会へ可能な限り参加し、周知してきた。

#### (2) すぐれた点及び改善を要する点

(優れた点)

目的が周知されるように、説明の機会を持ってきた。

(改善を要する点)

今後の学部改革、とりわけ大学院改革との関連において、大学院への留学生受け入れのあり方を検討し、学部としての目標を明確にし、課題を具体化する必要性がある。

#### (3) 基準1の自己評価の概要

目的は明確ではある。またこれまでそれに沿って国際交流の実績を上げてきた。

しかし、今後の学部の在り方とも関わって、目的そのものについて検討する必要がある。

## 基準2 教育面における国際交流活動の状況と成果

### (1) 観点ごとの分析

#### 観点2-1 状況

(観点にかかるとの状況)

#### <留学生の受け入れ状況>

国際交流協定にもとづく留学生の受け入れについての実績は、表1のとおりである。

表1 国際交流協定にもとづく留学生数の推移

		H16	H17	H18	H19
アメリカ	ネブラスカ大学オマハ校	3	1	3	3
カナダ	アルバータ大学			1	1
中国	浙江大學	1		1	1
朝鮮	朝鮮大学校	4	5	3	5
朝鮮	嶺南大学校	3	5	4	4
フランス	ナンシー大学				2
ドイツ	ボン大学	4	5	5	5
スウェーデン	イエーテボリ大学	2	1	1	

交流協定にもとづき、毎年20名ほどを受け入れ、着実に成果をあげている。受け入れ先も8大学だったのが、平成19年に1大学ふやし（コメニウス大学）、平成20年からは9大学からの受入となる。

また、正規生として1年次から受け入れている学生数の実態は、表2のとおりである。

表2 正規生（1年次から）の受け入れ数の推移

	H16		H17		H18		H19	
	学部	大学院	学部	大学院	学部	大学院	学部	大学院
インドネシア				1		1		
韓国	2	1	1	2	1	1	2	1
台湾				1				
中国	33	10	44	10	44	10	36	9
マレーシア	1		1		1		1	
モンゴル		1						
ベトナム		3		2		1		1
オーストラリア							1	
アメリカ				1		1		
ブラジル								1
ルーマニア								2
ロシア		1		1				
トルコ		1		1				
計	36	17	46	19	46	14	40	14

毎年、学部生としては40名ほど、大学院生として15名ほどを受け入れてきた。中国からの留学生が過半を占めるが、出身国そのものは多様化している。

さらに、科目等履修生・研究生を受け入れている（表3参照）。

表3 科目等履修生・研究生の受入数の推移

	H16		H17		H18		H19	
	科目等履修生	研究生	科目等履修生	研究生	科目等履修生	研究生	科目等履修生	研究生
インド	1		1					
インドネシア		2		3	1	3		1
韓国		2				2		2
タイ				1	1	1		
台湾		1		1				
中国	3	3	5	2	3	1	3	3
スリランカ						1		
モンゴル						1		2
ベトナム			1			1		1
ジャマイカ		1						
イギリス						1		
フランス								
ポーランド			1		1		1	
ルーマニア		1		1		2		
ロシア								
カザフスタン	1							
計	5	10	8	8	6	13	4	9

科目等履修生・研究生として、毎年合計15人から20人弱を受け入れている。国籍もアジア各国はもとより、東欧、西欧諸国に広がっている。これが大学院進学に繋がってきている。

<派遣及び派遣先の状況>

派遣については、派遣人数、派遣先とも安定的に推移している（表4参照）。

表4 派遣先及び派遣人数の推移

		H16	H17	H18	H19
アメリカ	ネブラスカ大学オマハ校		1	1	
アメリカ	ネブラスカ大学オマハ校(ILUNO 授業料免除)	1	1	2	1
アメリカ	ネブラスカ大学オマハ校(ILUNO 私費受講)				
カナダ	アルバータ大学				
中国	浙江大学	1	2		
朝鮮	朝鮮大学校		1		2
朝鮮	嶺南大学校				
フランス	ナンシー大学		2		1
スロバキア	コメニウス大学				
ルーマニア	アレクサンドルアイオアנקザ大学				
ドイツ	ボン大学	4	5	2	2
スウェーデン	イエーテボリ大学		1		

また、夏季の短期語学研修にも、安定した数の学生を送り出してきた。平成19年からは、送り出し先も1大学（嶺南大学校）増やした（表5参照）。

表5 夏季短期留学者数の推移

		H16	H17	H18	H19
アメリカ	ネブラスカ大学オマハ校	2	7	5	7
カナダ	アルバータ大学	7	3	4	5
朝鮮	朝鮮大学校	13	11	4	2
朝鮮	嶺南大学校	-	-	-	4

(分析結果とその根拠理由)

海外からの留学生の受け入れ、および、本学学生の海外への派遣は、ともに順調に推移してきた。受け入れ先及び派遣先の大学についても、増加させてきたことは、表に示したとおりである。

## 観点2-2 交流拡大に向けた取組みと課題

(観点にかかる状況)

- 交流の拡大に向け、イエテボリ大学（スウェーデン）、タマサート大学（タイ）などの関係者との意見交換を行うなど、準備を進めている。
- 国費学部留学生への大学進学説明会（大阪大学）等に参加し、学部の紹介をしている。
- 受入を拡大する上では、提供できる宿舎数の少なさが最大のネックになっている。寮の増築等の対応が必要である。人文学部としては、宿舎の割り当てができない事態の発生に備え、対応マニュアルを作成した。
- 私費外国人留学生の中で入学した早い時期から不適応状態に陥り、それが長期化する事例が複数生じた。担当教職員が出身国の家族と連絡を取り合い、帰国を援助したが、早期の対応、家賃や学費の滞納などへの対応など、課題が残った。

(分析結果とその根拠理由)

交流拡大が進んでいる。それは、受け入れ先および派遣先の大学が増加したことから明らかである。しかし、これ以上の拡大を進めるには、体制上・制度上の問題に直面している。それは、宿舎の問題及び不適応状態に陥った学生への早期対応の問題に現れている。

### (2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

現状の枠内での国際交流（受け入れ、及び送り出し）は順調に進んできた。送り出し先及び受け入れ先とも、一定数の拡大を図ってきた。

(改善を要する点)

体制上、制度上の問題を解決しなければ、これ以上の交流拡大は難しい。

学部内の体制・制度上の課題としては、学部に配置されている留学生担当教員が担うべき役割が明確になっていないこと、学務係における留学生への事務体制が奨学金関係の学生担当と、留学生一般に係る留学生担当に分かれてしまっていることの二点があげられる。

また、留学生の受け入れの枠を増やすには、提供できる宿舎の部屋数を増加させなければならない。これは学部としては解決不可能であり、全学的な対応が望まれる。

### (3) 基準2の自己評価の概要

海外からの留学生の受け入れ、および、本学学生の海外への派遣は、ともに順調に推移してきた。受け入れ先及び派遣先の大学についても、増加させてきた。

ただし、これ以上の拡大を進めるには体制上・制度上の限界に直面している。特に宿舎の問題を全学的な視点から解決することなしには、留学生受け入れの拡大は困難な状況である。



### 基準3 研究面における国際交流活動の状況と成果

#### (1) 観点ごとの分析

##### 観点3-1 海外の大学等との研究交流活動の実施状況

(観点にかかる状況)

本学部教員の海外派遣は、年間20件を越える水準を保持してきた。派遣先は、アメリカ、カナダ、イギリス、アイルランド、フランス、オランダ、ベルギー、ドイツ、スイス、オーストリア、デンマーク、スウェーデン、ロシア、チェコ、中国、香港、台湾、タイ王国、インド、フィリピン、韓国など20カ国を超えるまで広がってきた。教員の実数は10名台前半であるが、年間に複数回渡航する教員も多く、積極的な研究活動を行っていることがわかる。国際会議へも、単なる参加ではなく、研究報告をする件数が増えている(平成19年4件)。

海外からの研究者の受け入れも、ロンドン大学バービック校やアリゾナ大学から若手研究者を受け入れ、共同研究を進めてきた。また、科研等の共同研究をもとに、海外の研究者を呼び寄せ、静岡において講演会を開催するなどの成果も上がっている。

開発途上国への国際協力としては、ウズベキスタンの法令改善プロジェクトに協力し、民法担当者を複数回派遣している。さらに、「国境なき医師団」のロジスティックを担当している卒業生を招き、ジンバブエ、南スーダンにおける援助活動に関する講演会を行なうなど、教員や学生が国際協力の課題を学ぶ場も設けた。

研究面における国際交流活動の推移

	平成16年度	17年度	18年度	19年度
教職員の派遣	28	22	11	28
研究者の受け入れ	1	0	0	0
国際会議参加	13	5	4	11
共同研究参画	0	0	0	0
開発途上国への協力	0	0	1	0

(分析結果とその根拠理由)

海外派遣の面では旺盛な研究活動を反映し、延べ人数も着実に増加している。

海外派遣に比べ、受け入れはまだ少ないが、先進的な経験も作られてきている。

#### (2) すぐれた点及び改善を要する点

(優れた点)

教員各自の研究活動を反映して、国際的な研究交流が進んでいる。

若手研究者を受け入れる経験が作り出されている。今後の交流の手がかりが生まれている。

(改善を要する点)

今後も、個々の教員の努力に依存せざるをえないが、そのためには、学部として、また、学科としての共同研究の支援体制を作る必要がある。

#### (3) 基準3の自己評価の概要

教員それぞれの旺盛な研究活動をもとに国際的な研究交流が進んでいる。途上国への援助にも貢献している。若手研究者の受け入れによって、今後の共同研究の手がかりも作り出している。

なお一層の交流を進めるには、学部及び学科として、国際共同研究を支援する体制作りが必要である。

## F 組織—人文学部・人文社会科学研究科—

### 基準1 施設・設備

#### (1) 観点ごとの分析

観点1-1-① 学部・研究科において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

(観点に係る状況)

本学部の校舎は、人文学部A棟、B、C棟および共通教育L棟の一部であり、その総面積は、10,953 m<sup>2</sup>である。

学部・研究科教育用施設として、大講義室(1)、講義室(25)、演習室(15)および学生控室等を完備しているほか、社会学科・言語文化学科には共同研究室が、法学科・経済学科には、資料室・法令判例室・法情報室・学生用図書室が設置されている。また全学施設として、附属図書館、体育関連施設、情報関連施設、学生宿舎などが整備されている(表1-1, 1-2参照)。

講義室には、視聴覚機器等を配置し、また冷暖房設備を年次計画で順次整備している。建物の耐震構造は大規模地震を想定した耐震基準を満している。

人文棟入口、トイレにつき、バリアフリー化への配慮がなされている。また、エレベータが配備されていることにより、人文棟内での移動につき、バリアフリー化がなされているとよい。

各教員には、研究室が配備され、学部運営や学科運営に必要な施設として、共同利用の会議室を整備している。

表1-1 学科別の共同研究室・資料室等

	共同研究室	資料室等	実習・実験室等
社会学科	6	6	10
言語文化学科	7	0	1
法学科	1	2	2
経済学科	4	4	1
計	18	12	14

表1-2 大学院共同研究室について

	共同研究室
臨床人間学専攻	2
比較地域文化専攻	2
経済専攻	3
計	7

(分析結果とその根拠理由)

教育用施設・設備に関しては、基本的な整備がなされているものと判断するが、時間帯によっては、講義室・演習室が不足しがちであり、時間割編成により調整している。

施設に関する課題としては、学生の自主的共同的利用に供する場が不足していることである。

全学施設マネジメント委員会の基本方針は、「教育研究の進展に柔軟かつ機動的に対応するためには、施設の有

効活用が不可欠である」として、静岡キャンパスにおける、「不均一な狭隘化の解消」を課題としているが、人文学部は、他部局と比較して「不均一な狭隘化」の最も著しい学部であり、その抜本的解消が望まれる。

**観点1-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。**

(観点に係る状況)

総合情報処理センターと連携して全学生にネットワークIDを与え、インターネット接続可能としている。学部共通の情報機器配置の教室を設け、無線LANやソフトの拡充を図るとともに、各学科の共同研究室にも必要機器を整備している。

「ケアの社会学」など一部の授業では、予復習の資料等をWeb掲載し、学生の質問等に応える「教育の双方化」の試みが行われている。法学科では、E-Learningによる学習支援システムとして、「Power Campus」及び「学ぶ君」(名古屋大学提携)の全学生利用システムを導入した。演習室(2室)に情報コンセント及び無線LANを配置しているほか、社会学科にコンピュータ室、法学科に法情報室が置かれている。

(分析結果とその根拠理由)

全学的情報ネットワークシステムのなかで、基本的な整備がなされ、有効に活用しているが、人文学部内において学生が自由に利用できる情報機器の配置をさらに拡充することが課題である。

**観点1-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。**

(観点に係る状況)

学部施設・設備の利用・運用に関しては、施設管理規程等を制定し、学部規則集等に利用の手引きを掲載するなどして、年度当初の学生ガイダンスにおいてその周知を図っている。

(分析結果とその根拠理由)

現在の施設・設備に関する利用方針が明確に示され、構成員に周知されているが、今後の施設拡充の方針を明確にすることが課題である。今後、学部施設委員会において、施設のより効果的な配置・活用および整備を計画的に推進することが重要課題である。

**観点1-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。**

(観点に係る状況)

教育研究に必要な図書、学術雑誌等は、毎年度予算の範囲内で、必要性に応じて体系的計画的に購入し、基本的には附属図書館に配備している。加えて、各学科においては、教育研究上、身近に配置することが望ましいものを共同研究室、資料室等に配置している。学科資料室に配置する雑誌等の状況は表1-3のとおりである。

表1-3 学科資料室配置の雑誌等資料冊数(概数)

社会学科	雑誌資料 21,020 冊
法学科	和洋雑誌等 916 種類、図書 3605 冊
経済学科	和洋雑誌 1234 種類

(分析結果とその根拠理由)

教育研究上必要な文献・資料が系統的に整備され、有効に活用されている。ただし、近年の予算削減により、外国雑誌、資料等の基本的文献購入に支障が生じている。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

人文学部の教育研究に必要な基本的施設、機器等が整備され、有効に活用されている。

(改善を要する点)

なお、施設的に狭隘であり、施設、機器等の拡充が求められている。とくに学生の自主的共同的学習空間の拡充が求められている。

## (3) 基準1の自己評価の概要

教育用施設・設備に関しては、基本的な整備がなされ、有効に活用されているが、時間帯によっては、講義室・演習室が不足しがちであり、時間割編成により調整している。

人文学部は、他部局と比較して「狭隘化」の最も著しい学部であり、その抜本的解消が望まれる。

施設に関する課題としては、学生の自主的共同的利用に供する場が不足していることである。

教育研究上必要な文献・資料が系統的に整備され、有効に活用されている。ただし、近年の予算削減により、外国雑誌、資料等の基本的文献購入に支障が生じている。

## 基準2 財務

### (1) 観点ごとの分析

**観点2-1 学部・研究科の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。**

(観点に係る状況)

人文学部においては大学院人文社会科学研究科の財務も原則として学部と一体運営している。財務上、大学院研究科に固有の案件が発生した場合には、大学院研究科委員会、大学院学務委員会等と学部の関係委員会等が協議を行い、必要に応じてしかるべき予算措置を講じている。以上の状況から、以下の自己評価は、人文学部を中心に大学院人文社会科学研究科を含むものである。

人文学部は、その教育研究活動を支える財務的資源の多くを文部科学省から配分される運営費交付金による校費等に依存している現状にある。大学本部は人件費等の大学全体で管理する経費を差し引いた上で、各部局に予算を配分している。人文学部の予算とは基本的に大学から配分された予算を意味するが、その配分ルールは、在籍学生数・教員数による積算をベースとしつつ、法人化前の部局別実績額による比率などを考慮したものとなっている。静岡大学の全収入に占める検定料・入学料・授業料収入の割合は合わせて30%強(約60億円)であるが、人文学部には人数比で学部生の約25%、大学院生の約6%が在籍し、自己資金収入に一定の貢献を果たしている。

表F-2-1は、人文学部に配分された校費の予算額について、2004(平成16)年度から2007(平成19)年度までの4年間の年度別推移を示したものである。

(表F-2-1) 人文学部配分予算の年度推移

年度	学部配分額 (千円)	増減率 (%)	全学運営費交付金(千円)	増減率 (%)
16(2004)	140,025		10,318,947	
17(2005)	116,394	-16.9	9,835,853	-4.7
18(2006)	115,168	-1.1	10,251,001	4.2
19(2007)	105,072	-8.8	9,934,000	-6.3

(法人化に伴い人文学部を含む全学の外部報告は発生主義ベースの企業会計方式と改められ、たが、学内の財務会計システムは予算を基礎とする会計システムが用いられているため、本項では継続性をも考慮して、予算を示すこととする。)

表F-2-1に示されたように、全学の運営費交付金の削減率を上回る大幅な学部予算の削減が続いている。このため、人文学部においては水光熱費などの義務的経費、事務経費、委員会経費など学部の共通経費の節減に極力努力しつつ、基盤となる最低限の教育研究経費の確保に努めてきた。また、他学部等と共同・連携して、国の施策である「大学教育改革の重点支援」など、個別の競争的資金の獲得にも積極的に申請を行ってきたが、大きな金額の取得には至っていないのが現状である。

表F-2-2は、人文学部の2007(平成19)年度予算配分額から、金額の大きい支出の項目名とその支出額等を示したものである。配分予算額の概ね6割強を教育・研究に関わる直接的な経費として支出している。

(表F-2-2) 項目別予算額

項目	金額(千円)	備考
1. 非常勤職員人件費	11,350	パート職員・日々雇用職員人件費
2. 学生人件費	2,100	TA経費

3. 教育経費	33,403	
4. 研究経費	29,728	
5. 教育研究支援経費	2,100	
6. 一般管理費	24,847	水光熱費, 雑役務費, 消耗品費, 複写機賃料等

(なお、各種資金の年度途中での追加配分を受け、2007 (平成 19) 年度決算における人文学部への配分確定額は 126,370 千円、支出総額は 113,036 千円となっている。)

表 F-2-3 は、過去 4 年の外部資金の取得実績である。毎年、おおむね 4,400 万円～5,800 万円程度の外部資金を継続して獲得している。外部資金の内訳をみると、その 8～9 割は科学研究費補助金 (科研費) である。

(表 F-2-3) 外部資金取得実績

年度	科研費 件数	科研費金額	(うち科 研分担件 数)	(うち 科研分担金 額)	厚生労 働科研 件数	厚生労働科 研金額	科研 以外 件数	科研以外金額	合計額
2004 (H16)	31	45,927,000	0	0	0	0	8	8,547,150	54,474,150
2005 (H17)	27	38,402,000	1	230,000	1	4,615,000	7	7,372,625	50,389,625
2006 (H18)	29	40,008,800	3	644,000	1	3,801,000	7	10,765,580	54,575,380
2007 (H19)	39	51,244,353	5	1,734,000	1	2,510,000	8	4,245,927	58,000,280

表 F-2-4 は、過去 4 年の科研費の取得実績の種類別年度推移である。毎年、おおむね 4,300 万円～4,800 万円程度の科研費を取得しており、その多くが基盤 (B) 一般と基盤 (C) 一般で占められている。

(表 F-2-4) 科学研究費補助金取得実績 (新規および継続)

(単位: 千円)

年度・種類	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
基盤(B)一般	5	18,400	4	15,000	5	17,600	5	17,800
基盤(B)海外	3	7,200	3	6,600	2	6,100	2	9,200
基盤(C)一般	8	6,500	7	4,800	9	8,000	13	12,100
萌芽	1	1,200	2	1,200	2	1,700	2	1,200
若手研究(B)	9	9,700	11	9,800	7	7,900	9	7,200
特別研究員奨励費	1	800	0	0	0	0	0	0
特定領域	1	1,000	1	800	0	0	0	0
若手スタートアップ	0	0	0	0	1	970	1	380
合計	28	44,800	28	38,200	26	42,270	32	47,880

表 F-2-5 は、過去 4 年における上記以外の補助金等の受け入れ実績である。平成 18 年度に 5 件あるのみである。

(表 F-2-5) 補助金等受入実績

年度	件数	金額	
2004 (H16)	0	0	
2005 (H17)	0	0	
2006 (H18)	5	11,536,000	研究拠点形成費等補助金のみ
2007 (H19)	0	0	

表 F-2-6 は、過去 4 年における奨学寄附金等の受け入れ実績である。件数、金額とも低落傾向にある。

(表 F-2-6) 奨学寄附金等受入実績

	件数	金額
2004 (H16)	107	7,550,000
2005 (H17)	6	900,000
2006 (H18)	56	628,000
2007 (H19)	15	185,000

教育研究奨励のためのもの。件数は、寄附者の人数。

表 F-2-7 は、過去 4 年における寄附金の拠出企業・団体名と受入学科、金額の明細である。経済学科 7 件 (2,950,000 円)、言語文化学科 5 件 (1,303,777 円)、社会学科 3 件 (2,700,000 円)、法学科 1 件 (400,000 円) となっている。

(表 F-2-7) (寄附金の受入先明細)

年度	会社名	学科	金額
16	静岡県労働研究所	経済	200,000
16	財団法人 民事紛争処理研究基金	経済	1,000,000
16	ヤマダユニア株式会社	経済	200,000
16	株式会社望月巖商店	言語	450,000
16	有限会社 ウェルシステムズ	経済	600,000
17	市民と静大・共同企画講座をすすめる会	言語	200,000
17	(財) 静岡総合研究機構	経済	250,000
17	トヨタ財団	社会	1,000,000
17	トヨタ財団	社会	500,000
18	市民と静大・共同企画講座をすすめる会	言語	200,000
18	ニッセイ財団	経済	340,000
18	ニッセイ財団	経済	360,000
19	平和中島財団	社会	1,200,000
19	静岡大学 ALL ABOUT TEA 研究会	言語	253,777
19	市民と静大・共同企画講座をすすめる会	言語	200,000
19	全国銀行学術研究振興財団	法	400,000

表 F-2-8 は、過去 4 年における受託・共同研究の相手先企業・団体名と受入学科、金額の明細である。すべて経済学科によるものである。

(表 F-2-8) (受託・共同研究の相手先明細)

年度	会社名	学科	金額
16	ヤマハ発動機(株)	経済	3,410,000
16	(財)静岡総合研究機構	経済	2,187,150
16	富士宮市	経済	500,000
17	ヤマハ発動機(株)	経済	2,659,000
17	ヤマハ発動機(株)	経済	903,000
17	富士宮市	経済	400,000
17	(財)静岡総合研究機構	経済	1,157,625
18	ヤマハ発動機株式会社	経済	4,400,000
18	トヨタ自動車株式会社／富士スピードウェイ株式会社	経済	3,846,000
18	(財)静岡総合研究機構	経済	1,165,080
19	(財)静岡総合研究機構	経済	1,100,000

(分析結果とその根拠理由)

経常的収入の確保については、国からの運営費交付金の効率化係数 1%による削減はあるものの、学生納付金の確保については、一定の受験生による検定料収入や適正な学生数の確保ができており、最低限の安定的な収入を確保している。また、外部資金等の確保については、競争的資金の継続的な確保に努め、科研費を中心に安定した収入が確保されている。このことから、学部目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されているとおおむね判断できる。しかしながら、運営費交付金の一層の削減が予定され、さらに大学全体への財政貢献に応じた学部への予算配分が行われているとはいえない状況にあり、今後も安定した財政基盤が確保できるかについては疑問が残る。

**観点 2-1-① 学部・研究科の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための収入確保のため、外部資金の導入につき、どのような取組を行っているか。**

(観点に係る状況)

今後も、文部科学省から配分される校費等が増加しないことが明らかな現在、人文学部がその教育研究活動を維持し、積極的に拡大していくための財務的資源は外部に求めざるを得ない。その主たる財源として、科学研究費補助金や委任経理金、共同研究費、受託研究、産業界・地域社会からの奨学寄附金などが挙げられ、人文学部ではそれらの外部資金の導入にも力を入れてきた。各種外部資金の応募にあたっては、部内総務係より公募情報等が全教員を対象とする学内メールを使って周知に努めるとともに、大型の競争的資金については、学部長等が企画立案を主導し申請を行っている。外部資金のなかでも大きな割合を占める科学研究費補助金に関しては、申請件数の増加や採択率の増加を目指して学部主催の説明会や学習会を開催して申請書記載時の留意事項を周知し、採択者の申請書記載事例の公開、採択につながる研究計画・申請書の書き方などのアドバイス、申請に応じて来年度の研究費配分を傾斜させるといったインセンティブを実施するなど、獲得に向けた積極的な申請を奨励している。その結果、申請率は平成 18 年度：44.2%→平成 19 年度：64.5%と着実に上昇し、中期目標に掲げた 60%を達成している。また、前年度の科研費申請で不採択になったものの A・B 評価が得られたものについては、学



長裁量経費「再チャレンジ研究支援」への応募を促すとともに、申請により後述の学部長裁量経費による予算を交付し、研究実績の蓄積を図ってきた。

さらに、地域社会文化研究ネットワークセンターや経済研究センターを中心に地域社会や産業界との連携を強め、共同研究による研究資金の受け入れ、寄附講座による授業開設などを行ってきた。

(外部からの委託による研究・調査、寄附講座の例)

- ・新製品開発支援に関する研究（静岡県家具工業組合からの委託）
- ・在庫管理システムの構築に関する研究（ヤマハ発動機からの委託）
- ・観光産業に関する研究（静岡総合研究機構からの委託）
- ・静岡県総合計画人口・経済フレームに関する調査（静岡総合研究機構からの委託）
- ・金融論特殊講義（野村證券からの寄附講座）

(分析結果とその根拠理由)

科研費の申請への取り組みや地域社会・産業界からの委託研究、寄附講座などから、外部資金の導入を促進するために学部として組織的、かつ一定の取り組みが行われていると判断できる。

#### 観点2-2-① 学部・研究科の目的を達成するため、教育研究活動に対し、適切な資源配分が行われているか。

(観点に係る状況)

国立大学法人静岡大学としての全体の財務施策は法人本部が所管しており、人文学部としては与えられた資源配分・条件の中で、さまざまな工夫・節減努力をして教育研究活動に措置を行っている。例えば、学部配分予算のうちから「競争的配分経費（学部としての重点課題）」、「フィールドワーク経費」、「実習系の授業等で恒常的に必要となる経費」などを公募し、学部の目的への適合度、教育上の必要度の高いものに優先的に予算を講じるなど、メリハリをつけた予算運用を図っている。「競争的配分経費（学部としての重点課題）」の審査基準は、1. 学部憲章、中期目標・中期計画の実現に貢献するもの、2. 学科横断的なもの、3. 地域貢献や将来構想に関わるもの、4. 科研費等外部資金に応募し高い評価を得たものの採択に至らなかったもの、5. 次年度の科研費取得など外部資金導入につながる可能性のある萌芽的なもの、となっている。

(表 F-2-9) 人文学部競争的配分経費（学部としての重点課題）

年度	課 題 名	代表者の 学科・専 攻	決定額 (円)
16	地域連携プロジェクト「駿府・静岡の芸能文化」	社会	750,000
16	臨床人間科学専攻・比較地域文化専攻連携研究教育プロジェクト	社会	500,000
16	臨床人間科学専攻・法科大学院連携教育プロジェクト	社会	500,000
16	臨床人間科学専攻・社会学科心理学専攻連携教育プロジェクト	社会	358,000
16	Asian Studies Project	社会	880,000
16	All About Tea の研究を通じた地域連携プロジェクト	言語	500,000
16	定住外国人との共生を目指す地域づくり共同研究	法	900,000
17	ジェンダー・ポリティクスの思想と文化の現代的課題	社会	300,000
17	アジアにおける宗教とその芸術的表現	社会	400,000
17	駿府・静岡の芸能文化の調査による静岡の文化創造への寄与	社会	450,000

17	効果的な高大連携教育プログラムの開発に関する調査・研究	社会	500,000
17	All About Tea 翻訳と研究	言語	750,000
17	公共性の再規定に向けての政治・社会学的研究	法	500,000
17	イメージ・芸術・アクション等の持つ臨床性の体験的教育プログラムの開発	臨床	300,000
18	フィールドワークを中心とした特色ある教育・研究活動推進プロジェクト	社会	1,500,000
18	アジアにおける表象文化の社会統合機能の変容	社会	300,000
18	公開講座「静岡の歴史と文化の創造」講義録の刊行	社会	300,000
18	All about Tea 第一巻第一冊【歴史】翻訳と研究	言語	250,000
18	地域司法サービスの歴史・現状・課題	法	400,000
18	人文・社会科学系の大学教育における組織改革に関する調査研究	経済	150,000
18	ヒアリング調査に基づく地域観光モデルの構築と地域観光支援策の検討	経済	500,000
18	静岡SDモデルによる静岡県の人口動態と地域社会の変容の分析	経済	500,000
18	イメージ・芸術表現活動・アクションの持つ「力」の臨床的体験教育プログラムの開発	臨床	250,000
19	アジアの近代化過程における権力の創出と表象	社会	300,000
19	表現をめぐるジェンダー・ポリティクスの比較研究	社会	200,000
19	平成19年度静岡大学人文学部公開講座報告論集の刊行事業	言語	200,000
19	All about Tea 第一巻第一冊【歴史】研究と翻訳出版準備	言語	250,000
19	地域司法サービスの歴史・現状・課題	法	300,000
19	地域別経済指標に基づく静岡SDモデルの開発	経済	500,000
19	国立大学法人の市場化に関する研究	経済	400,000
19	ヒアリング調査に基づく地域観光モデルの構築と地域観光支援策の検討	経済	500,000
19	地域社会の well-being に寄与する包括的ケアサポートシステム構築の展開可能性	臨床	500,000

なお、人文学部予算とは別に、全学の学長裁量経費（教育研究プロジェクト推進経費・競争資金Ⅱ型）による研究の推進も行われている。例えば、人文学部教員を中心に、

- ・人口減少時代における地域社会の設計——大学と地域社会の連繋の新しい総合的試み
- ・定住外国人の共生に関する法政策的研究——人権擁護と地域社会づくりの視点からの2プロジェクトが複数学部にまたがり地域とも連携した学際的研究を展開してきた。

（分析結果とその根拠理由）

学部・研究科の目的を達成するため、教育研究活動に対し、適切な資源配分が行われていると判断できる。上記のうち、例えば平成16年度に学部長裁量経費で立ち上げた「臨床と法研究プロジェクト」が、研究を遂行しながら科学研究費基盤（B）に申請し、平成17年度より採択されている（対人援助（心理臨床・ヒューマンケア）の倫理と法、その理論と教育プログラム開発）。同様に、平成19年度の「国立大学法人の市場化に関する研究」も平成20年度に採択されている。

また、学科ごとの特色を生かした研究が達成できるように「競争的配分経費（学科としての重点課題）」を設け、学科内で公募によって重要なテーマに予算を措置できるようにしている。さらに、年々窮乏化する予算のなかで、

学科ごとにまとまった金額を年度ローテーションで配分する方法を導入し、機器やソフトウェアの更新など、定期的に必要となる経費を周期的に確保できるようにしている。

#### **観点2-2-② 学部・研究科の予算の策定に関し、教授会等で適切な審議が行われ、構成員に明示されているか。**

(観点に係る状況)

人文学部内に各学科から選出された委員による財務マネジメント委員会を設置し、年度予算の配分方法等に関する審議、予算案の立案を行っている。予算案は各学科での意見聴取を経て、財務マネジメント委、執行部会議、総務委員会の承認を経たうえで、各学科会、教授会の審議に付され、その承認後、執行を行っている。追加的に予算配分があった際にも、ほぼ同様の手続により審議が行われている。校費配分額、予算編成方針、予算の各費目の金額、学部長裁量経費の採否理由等、すべて学部構成員に明示されている。

(分析結果とその根拠理由)

上記の状況から、学部の予算策定に関し、教授会等で適切な審議が行われ、構成員に明示されていると判断される。

#### **観点2-2-③ 学部・研究科の決算に基づき、資源配分の効果に対する評価を行っているか。また、その評価結果を次期の予算策定にフィードバックしているか。**

(観点に係る状況)

前述の学部長裁量経費による重点プロジェクトについては、年度末に報告書と使途明細を財務マネジメント委員会に提出することが義務付けられており、継続して申請を行った場合にはその実績・費用対効果が審査委員会によって査定され、採否を含め予算にフィードバックされる。また、学部や学科の予算についても、逼迫する予算の中で、費用対効果を勘案しながら、さまざまな削減を行っており、「何から削るか」の議論から必然的にフィードバックせざるを得ない状況になっている。

(分析結果とその根拠理由)

前述のとおり、学部の裁量経費については財務マネジメント委員会において実績を評価し、予算にフィードバックしており、限定的ではあるが決算に基づき、資源配分の効果に対する評価が行われ、また、その評価結果を次期の予算策定にフィードバックしていると判断される。

### **(2) 優れた点及び改善を要する点**

(優れた点)

教育研究活動を安定して遂行できる財務状況にある。学生確保、競争的資金の重要性は、学部内の共通認識となっており、今後も継続的かつ安定的に確保される状況にある。教育研究活動に要する経費については、運営費交付金が削減される中であって、重点的に支援策をとり、教育研究の活性化のためのプロジェクト経費を可能とする学部長裁量枠を確保するなどして、適切な資源配分を行っている。また、その配分にあたっては、委員会における書類審査による選考、終了後は成果報告書の作成、公開シンポジウム開催など、透明性と公正性を確保している。

計画の策定とそれに沿った履行が行われており、また、財務マネジメント委員会では、当年度予算管理のほか、学部の中長期的視野にたった運営に資する財務管理方針（配分ルール、優先順位など）についても検討を行っている。これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていると判断する。

#### (改善を要する点)

これまでは教育研究活動をなんとか安定して遂行してきたが、法人化後の急激な予算削減によって、外部資金獲得の努力にも関わらず、教育研究活動を将来にわたって「安定して」遂行できる保証はないと言わざるを得ない。「財務基盤」が毎年大きく変動することのない安定的・継続的な財源を意味するのであれば、残念ながら人文学部においてそうした財務基盤は現段階では有していない。こうした状況は、人件費削減によって退職教員の補充ができないという人的資源の安定的基盤の崩壊とも相まって、危機的状況をもたらしている。また、学部に配分される予算には、効率化係数(毎年-1%)を上回る、しかも当該年度にならないとわからない削減が行われているため、収入に対する長期的な計画が立てられない状況になりつつある。

今後ますます予算状況が厳しくなることから、より一層の経費節減と効率的かつ効果的利用、また、自己収入・外部資金を持続的に増加させるためのしくみを持つことが必要である。とはいっても、人文社会科学系領域を中心とする人文学部において企業から受託研究・共同研究等を獲得することはおのずと限界があるのも事実であり、そうした分野の特性は全学的にも理解を得て一定の配慮が必要とされる。さらに、学部の財務内容の透明性の確保もまた今以上に重要となるであろう。

#### (3) 基準2の自己評価の概要

財務の状況については、学部の教育研究活動を安定的に遂行していくための基盤となる収入については、運営費交付金と授業料・入学金等の自己収入、科学研究費等の外部資金によって、おおむね確保されてきたといえる。また、その予算計画、執行、資源配分についても、透明性と公正性が確保され、適切に行われている。

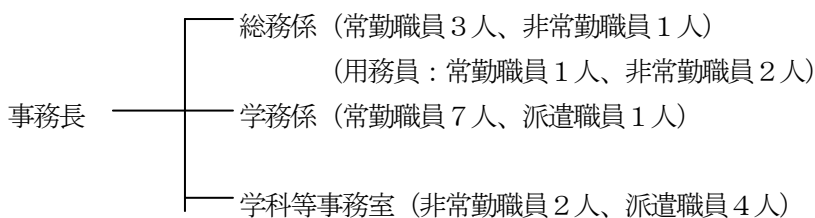
### 基準3 管理運営

#### (1) 観点ごとの分析

観点3-1-① 管理運営のための事務組織及び他の組織が、学部・研究科の目的の達成に向け支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

(観点到に係わる状況)

管理運営のための人文学部事務部を下記のとおり組織し、人員を配置している。事務部組織は、本学部の総務を所掌する総務係、教務及び学生にかかわる業務を行う学務係、そして各学科の事務を行う学科等事務室をおき、事務職員を配置している。所掌事務内容は、別添「資料3-1：人文学部各係の事務分掌」のとおりである。



(分析結果とその根拠理由)

本学部は4学科で構成され、それぞれ独自の「教育カリキュラム」もつために教務上の諸規則・諸規程が複雑であり学生に対する教務指導上の最終責任は各学科教務委員がもつ。しかし、学務係窓口で教務上の問い合わせ等を行う学生も多く、学務係職員が学生に対し責任ある対応ができないこともある。学部事務部への人的配置の増員等を検討する必要がある。

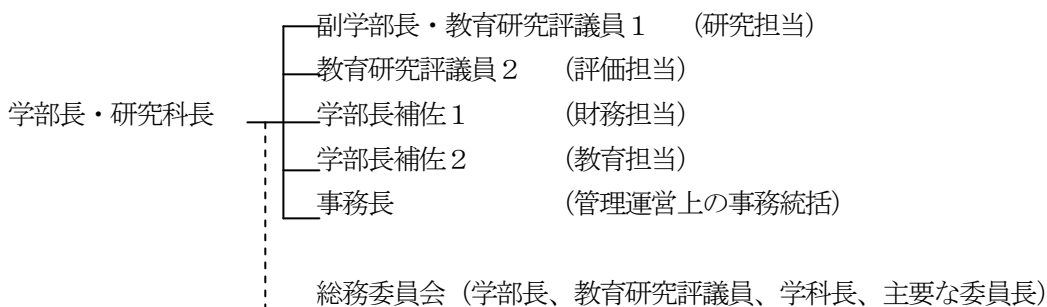
観点3-1-② 学部・研究科の目的を達成するために、部局長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態になっているか。

(観点到に係わる状況)

本学部・研究科の管理運営上の組織体制は、別添「資料3-2：人文学部の管理体制」の通りである。

平成20年度に、学部・研究科を国立大学法人の運営原理であるPDACサイクルにもとづく運営を促進するために、人文学部運営組織を変更した。学部長を補佐し学部長のリーダーシップを発揮できるように、学部長補佐2名を置くとともに、学部長、教育研究評議員2名、学部長補佐2名および事務長より構成される執行部会議を設置し、学部長の下で学部・研究科の重要課題をそれぞれが恒常的に担当しつつ、執行部会議で点検・確認・基本方針の討議を行う体制を整備した。執行部会議は学部長を補佐し重要事項・政策事項を企画立案するのに対し、総務委員会は学部・研究科の管理運営上の判断とその実施をおこなう。

人文学部執行部会議と総務委員会



(分析結果とその根拠理由)

学部長のリーダーシップの下に執行部会議と総務委員会の機能的分担をおこない、学部・研究科の運営が効果的に行われるようになったが、執行部会議の企画立案機能をより一層強化することが必要である。

### 観点3-1-③ 学生、教職員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

(観点到に係わる状況)

全学の評価会議と協力して学生、保護者、卒業生及び企業等の就職先関係者に対しアンケート調査を実施し、そのニーズなどを把握している。また、学部および大学院別々に学生の声を直接聞くための学生懇談会を年1回開催している。学生懇談会で挙げた意見・要望には、学部長はじめ関係委員会でその対応を検討し必要な措置をとるとともにその結果を学部ホームページで学生に報告している。さらには、学内に設置されているオピニオンボックスへの投書という方式で学生は意見・要望を学長や学部長・研究科長に直接あげる仕組みを全学的に設置している。

教員は学科会議、教授会、研究科委員会等で学部・研究科の運営について意見を述べる機会が保証されており、また、具体的問題に関する意見・要望は各種委員会委員に直接述べる事が出来る。

学部長と事務長は、事務職員が仕事上の意見・要望を上司に述べやすい環境を保持するよう努めている。

(分析結果とその根拠理由)

関係者の意見を聞きその声を学部・研究科の運営に反映するよう努め、可能なものは取り入れて学部・研究科の管理運営にあっている。ただし、予算措置が必要なものについては、対応が遅れることもある。

### 観点3-1-④ 管理運営のために事務組織及びその他の組織が十分に任務を果たすことが出来るように、研修等、管理運営に関わる職員の資質向上のための取組は組織的に行われているか。

(観点到に係わる状況)

教職員の研修等の実施状況は以下である。

平成18年度		平成19年度	
研修内容	参加人数	研修内容	参加人数
雇入れ時研修	5	放送大学利用教職員研修	4
新採用事務職員研修	1	新採用事務職員研修	1
東海地区職員基礎研修	1	新任時の安全衛生教育	6
東海地区中堅職員研修	1	職員接遇研修	1
管理監督者メンタルヘルスマネジメント教育	4	中堅職員研修	4
職員教養研修	1	新採用職員フォローアップ研修	1
中堅職員研修	1		

その他に、教員の研修として、新任教員FD研修、新任教員研修会、教員特別研修を行うとともに、学生教育上の教員の能力向上のため、以下の全体研修会を実施した。

平成19年度 教員研修会(11月 日) 講師、演題

平成20年度 教員研修会(11月13日) 講師、演題

(分析結果とその根拠理由)

事務職員については、全学的な事務職員研修システムの下で記載のとおり研修を行いその資質・能力の向上に努めている。また、教員については、新任時の研修を実施し、また教育にかかるFD活動によりその能力資質の向上に努めている。

**観点3-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学部・研究科内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員会等の責務と権限が文書として明示されているか。**

(観点到に係わる状況)

管理運営に関する方針や所掌事項が規則等により明文化されているものは以下の通りである。

- ・ 静岡大学人文学部規則
- ・ 静岡大学大学院人文社会科学研究科規則
- ・ 静岡大学人文学部教授会規則
- ・ 静岡大学大学院人文社会科学研究科委員会規則
- ・ 静岡大学人文学部教員人の採用の選考についての内規
- ・ 静岡大学人文学部教員人の昇任についての内規
- ・ 静岡大学人文学部総務委員会規程など

(分析結果とその根拠理由)

上記に示した規則等により、管理運営に関わる委員会等の職務と権限を明確にしている。なお、各種委員会のなかには、委員構成、任期、所掌事項等について明文化していないものもあり、今後、規則等の整備を図る必要がある。

**観点3-2-② 適切な意思決定を行うために使用される、学部・研究科の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、学部・研究科の構成員が必要に応じてアクセスできるシステムが構築され、機能しているか。**

(観点到に係わる状況)

学部・研究科の目的や活動状況は、学部案内、研究科案内などの冊子を作成し関係者に配布するとともに、学部・研究科のホームページに掲載している。

また教授会議事録、研究科委員会議事録など学部・研究科の管理運営にかかる重要な諸会議・諸委員会の議事録等は、学部構成員に配信されるとともに、総務係に文書ファイルで保管している。

(分析結果とその根拠理由)

学部・研究科の目的や活動状況は学部のホームページに掲載するとともに、各年度の学部・研究科の業務実績は大学のホームページに掲載し、情報公開に努めている。

**観点3-3-① 学部・研究科の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて自己点検・評価が行われているか。**

(観点到に係わる状況)

人文学部は、これまでに以下の自己点検・外部評価を実施した。

平成 16 年度 「平成 15 年度人文学部外部評価報告書」平成 16 年 3 月

平成 18 年度 「平成 18 年度人文学部自己評価書」(平成 18 年 11 月)と外部評価

また、平成 20 年 6 月には、静岡大学の国立大学法人評価の一環として、「人文学部現況調査表」「人文社会科学現況調査表」および研究にかかわる「人文学部・人文社会科学現況調査表」を作成し、大学評価・学位授与機構に提出した。

(分析結果とその根拠理由)

上記の自己評価・外部評価を実施してきた。また、毎年、業務実績報告書の作成に際して、学部・研究科の活動状況を点検・評価し、改善に生かしてきている。

### 観点 3-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対し広く公開されているか。

(観点到係わる状況)

平成 16 年度および平成 18 年度に実施した自己点検・外部評価は、その結果を冊子で公表している。

毎年の業務実績報告書は、大学のホームページに公開されている(閲覧は学内限定)。

学生に対する「学生生活、学習」に関するアンケート結果及びグループインタビューの結果、そしてそれを踏まえた本学部・研究科の改善計画・改善状況は大学のホームページに公表している。

(分析結果とその根拠理由)

学部・研究科の自己点検・外部評価の結果はこれまでも公開してきたし、今後も公開していく方針である。本学は、平成 21 年度に法人評価委員会による大学評価、平成 22 年度には大学評価・学位授与機構による認証評価を受ける計画で評価活動に取り組んでおり、学部・研究科も評価会議の下で学部・研究科の評価に取り組んでいる。評価結果についても公開を基本方針としている。

### 観点 3-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による検証が実施されているか。

(観点到係わる状況)

本学部・研究科では、平成 16 年度及び平成 18 年度に実施した自己点検・外部評価に示されるように、自己点検は外部評価と一体のものとして行ってきた。また、平成 21 年度および平成 22 年度には、自己点検に基づく外部評価機関による国立大学法人評価を実施することになっている。

(分析結果とその根拠理由)

平成 16 年度の国立大学法人への移行以後、本学部・研究科は自己点検と外部評価は一体のものとして実施してきている。

### 観点 3-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組がおこなわれているか。

(観点到係わる状況)

平成 16 年度および平成 18 年度の自己点検・外部評価の結果は、学部・研究科の教育研究活動の改善に生かすよう努めてきた。

学生に対する「学生生活・学習」に関するアンケート結果に対しては、本学部・研究科の教育を見直す基礎データとして受け止め、それに基づく改善計画を作成し、評価会議に提出しその実施に努めている。



平成 18 年度の業務実績報告書で科学研究費補助金（科研費）申請率の数値目標が達成されていないことが指摘され、平成 19 年度には、目標達成の取組みを行い目標を上回る申請を達成した。

### （分析結果とその根拠理由）

自己点検・外部評価の活動には膨大なエネルギーと時間を割かなければならず、それ自体が「自己目的化」しがちである。評価結果を本来の目的である学部・研究科の教育研究活動の改善に生かすことに力を向けるべきである。

### （2）優れた点及び改善を要する点

#### （優れた点）

学部長がリーダーシップを発揮し学部・研究科を運営できるようにするために、この間、副学部長、学部長補佐、執行部会議を設置し、組織の改革を行った。

#### （改善を要する点）

学部予算の削減、教員人件費の削減など厳しい条件の下で、学部・研究科の管理運営を効率化することが求められているが、それにより本来の教育研究活動が停滞してはならない。そのために必要なカリキュラム改革、組織改革などの課題に取り組まなければならない。

### （3） 基準 3 の自己評価の概要

・平成 16 年度 国立大学法人への移行後、国立大学法人の運営原則である PDCA サイクルに基づく管理運営に適した組織改革をおこなってきた。すなわち、学部長のリーダーシップがより発揮できるようにするために、副学部長、学部長補佐、執行部会議を設置し、計画、実行、点検、改善のサイクルを基本とする学部・研究科の管理運営に努めてきた。

・学部・研究科の管理運営上、学生をはじめ関係者の意見・要望を把握し、それを学部の管理運営に反省する組織的体制を整えてきたが、今後、一層充実させていくことが重要である。

・学部・研究科の管理運営を学部長のリーダーシップの下で一層効率化することが求められているが、それとともに管理運営上の公正と情報公開を一層進める。

・そのための重要な活動のひとつとして、自己点検と外部評価を定期的実施し、評価結果を関係者に開示する。学部・研究科はこれを基本方針として自己点検・評価に取り組んできた。